

II 平成 20 年度の取組における具体的事例

平成 20 年度の取組において、評価結果の妥当性を確認するため事実関係の把握・整理を行い、その結果、評価に関する事実関係が明らかにされた事例 45 件（注）は、以下のとおりである。

（注）一つの事例が複数の「疑問の種類」に該当するものがあり、「疑問の種類」ごとにそれぞれカウントした場合の事例数は、延べ 49 件となる。

【概要（総務省において生じた疑問の種類による分類）】

1 公共事業

（1）便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの

事例 1－1 水道水源開発施設整備事業（砂子沢ダム）（秋田県）〔厚生労働省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none">将来の水需要予測を行うに当たって、平成 17 年度の給水人口 5,343 人は、目標年の 34 年度には 4,730 人に減少するにもかかわらず、一日当たり需要水量は 17 年度実績の 2.3 倍に当たる 3,403 m³/日にまで増加すると予測している。評価書では「町の工業団地計画などで給水量の増加が見込まれる」としているが、現段階で具体的な町の工業団地計画の存在は確認できない。過大に水需要予測を行っているのではないか。	<ul style="list-style-type: none">水需要の増加を見込む根拠（専用水道から上水道への転換、小坂工業団地への企業誘致等）が明らかになった。工業団地基本計画については平成 22 年度までの策定を目指して小坂町で検討が行われていること、また、工業団地の需要水量（875 m³/日）の推計方法については近隣の工業団地の 1 m²当たり使用水量実績（3.2L/m²・日）と分譲面積を基に算出していることなど、一定の根拠が明らかになった。総務省としては、今後、工業団地基本計画の策定状況及び使用水量の推移について注視していく。

事例 1-2 水道水源開発施設整備事業（増田川ダム）（群馬県）〔厚生労働省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 将来の水需要予測を行うに当たって、安中市の給水人口は今後減少していくと予測しているにもかかわらず、供給水量は将来的に 5,000 m³/日不足すると予測しているが、その算出根拠は評価書上不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> 需要水量の主な増加要因は工業団地への企業進出による工場用水使用量の増加であり、進出予定企業の業種や進出時期及び工業団地の使用見込み水量（2,938 m³/日）の推計方法（安中市の既存の工業用地の 1 m²当たり使用水量実績（0.01286 m³/日/m²）に企業進出予定の敷地面積（228,428 m²）を乗じる方法）など具体的な根拠が明らかにされた。
<ul style="list-style-type: none"> なお、本件の水需要予測の前提となる増田川ダム建設計画については、今後、群馬県公共事業再評価委員会において再評価が行われることが予定されており、その結果を踏まえて増田川ダム建設計画が見直される可能性があることから、改めて評価を行うことを検討する必要があると考える。総務省としても今後の動向を引き続き注視していく。 	

事例 1-3 水道水源開発施設整備事業（胆沢ダム）（岩手県）〔厚生労働省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 当事業の便益として、ダム開発を行わなかった場合の渇水被害額約 2.3 兆円を計上しており、この結果、費用便益比が 58.49 と、他の水道水源開発施設整備事業と比較してもかなり高い数値となっている。平成 7 年以降、水道事業に係る渇水被害の実績が見られないことにかんがみると、この便益額約 2.3 兆円は過大に算出されているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 便益が高い数値となっているのは、主として既存の自己水源からダムへの大規模な水源転換によるものであることが確認され、また、水源転換が必要な理由（大腸菌の検出、取水の安定性低下等）が具体的に明らかにされた。

事例 1-4 熱海港海岸海岸環境整備事業（静岡県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 多賀地区における海水浴客推計のうち、長浜海水浴場（多賀地区）の入れ込み客数は、過去5年間、18,700人（平成14年）、9,860人（15年）、25,109人（16年）、27,955人（17年）、28,019人（18年）であり、ピーク時（2年）の115,320人に比べて大きく減少傾向にあることから、海水浴客を100,000人とする推計は過大ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 多賀地区の海水浴場は、平成5年の事業開始前に115,320人（平成2年）～89,095人（4年）の海水浴客数の実績がありました。事業開始後から行われている海水浴場の利用制限に伴い海水浴客数が減少しましたが、現在は、全体供用時（57,000㎡）の半分の海浜が概成し、駐車場も一部供用された結果、海水浴客数は32,190人（平成19年）、36,919人（平成20年）と増加傾向にあり、今後は、事業の進捗に伴い人工海浜の利用範囲が拡大し、海浜に付帯する駐車場等が整備されることで、海水浴客数の大幅な増加が見込まれるとの認識が示された。 <p>将来の海水浴客数については、伊豆半島における海水浴場の砂浜面積と平成18年度から過去5年間の海水浴客数の実績値を回帰分析した結果を基に、全体供用時には100,000人の来訪者が見込まれると推計していることが確認された。</p>

(2) 便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの

事例 1-5 揖保川水系直轄総合水系環境整備事業（兵庫県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 51 年度から平成 7 年度までの各年度の事業費について、現在価値化されていない。 ・ TCM（旅行費用法）による便益の算定について、自動車等の燃費代を算定するに当たって、1 台の自動車等に複数人が乗車して整備箇所を訪れている場合が想定されることから、自動車等台数を用いて算定すべきであるところ、自動車等利用者数を用いて算定している。 ・ 上記のことから、適切な費用対効果分析を行うためにも、適切な算定方法を用いて事業費や旅行費用を算定した上で、再度評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価に当たって、費用対効果の算定が適切に行われていなかった点について、費用対効果の算定方法について既に再検討を行っており、再度評価が行われる予定。

事例 1-6 今治港富田地区多目的国際ターミナル整備事業（愛媛県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貿コンテナの輸送コスト削減便益の算出過程において、輸送経路の一部である国内の港間の輸送コストのみで比較しているが、輸送経路全体である海外の仕向け・仕出し港から今治港等への輸送コストを比較すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業評価における国内港から国外港間の輸送については、with 時の方がより国外港に近く、過大な評価となっていないことが自明であり、かつ航行日数がほぼ同じであり輸送コストの差がほとんど無いため、便益計算としては省略したとの認識が示された。 また、輸送コストを試算したところ、国内港から国外港間の輸送について年間約 200 万円程度の便益が発生し、費用便益分析を行った場合でも、費用便益比率は 2.6 と変わらないことが確認された。

事例 1-7 福山港一文字地区ボートパーク整備事業（広島県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> • 本評価において、CVM の支払意思額を決定する際アンケート調査を実施せず、他地区の支払意思額の平均値を用いている。 財政難等のやむを得ない事情によりアンケート調査を行うことができず、代替手法として既存の類似事例を基に算出した便益原単位を用いて便益移転を行う場合であっても、当該事例各地区の年齢、性別、収入等の属性と評価対象地区の属性に一定の類似性が認められることが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • CVMの支払意思額を決定する際においては、アンケート調査を実施することが基本であるが、本評価を行うにあたっては、財政難によりアンケートの調査費用を捻出することができなかった。 よって便益移転の手法を用いて、類似事業の既往のアンケート調査結果により計測された便益原単位等を活用して便益を計測した。その際、年齢等についての属性は、人口規模により一定の類似性があることから、今回の評価に関しては人口規模によって類似性を確認している。 • 今後も同様の手法を行う場合には、当該事例各地区の年齢等の属性と評価対象地区の属性に一定の類似性があることを確認した上で評価を行う旨の認識が示された。

事例 1-8 羽生水郷公園整備事業（埼玉県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」では供用年度から 50 年間でプロジェクトライフとして便益と費用を計上するとされているにもかかわらず、当初開園時の昭和 56 年から、整備完了から 50 年後となる平成 76 年までの 83 年間の便益を計上しており、便益が過大に算定されているおそれがあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」で示されたプロジェクトライフの考え方にに基づき、平成 21 年度中に再度評価が行われる。

事例 1-9 金沢城北市民運動公園整備事業（石川県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<p>公園内の野球場及びサッカー場の入場料収入をそのまま直接利用便益として計上しているが、その便益の算定方法について、以下の疑問がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度から 27 年度までの入場料収益は線形補完を用いて経年で増加すると推計しているが、16 年度から 18 年度までの野球場・サッカー場の入場者数の実績は、収容可能人数が不足しているという状態ではないため、施設を増設しても入場料収益は増加しないのではないか。 入場料を便益として計上する場合には、試合の運営コストなども費用として計上すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度の部分供用以降も、公園施設が拡張され、より魅力的な試合を誘致できるようになるため、野球場・サッカー場の入場者数は増加すると想定し、部分供用時と全体供用時との間を線形補完し、便益を算出していることが確認された。 本件における有料試合は、そのほとんどがボランティア運営によるものであることから、今回は費用を計上していない。今後、定期的・日常的にプロ野球等の有料試合が開催されることが明らかな場合は、その試合運営コストなども費用に計上する旨の認識が示された。

事例 1-10 金沢城北市民運動公園整備事業（石川県）〔国土交通省公共事業再評価〕（再掲）

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 同一の公園が複数の評価書で競合公園として設定されている場合、それぞれの評価書で異なる魅力値（面積、施設等）が多く用いられている。各公園の魅力値を統一すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 競合公園に係る施設規模情報について、評価主体が共有できる方法を検討しているところであり、今後、実現を図っていく旨の認識が示された。

事例 1-11 熊野灘臨海公園整備事業（三重県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 同一の公園が複数の評価書で競合公園として設定されている場合、それぞれの評価書で異なる魅力値（面積、施設等）が多く用いられている。各公園の魅力値を統一すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 競合公園に係る施設規模情報について、評価主体が共有できる方法を検討しているところであり、今後、実現を図っていく旨の認識が示された。

(3) 便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

事例 1-12 国営かんがい排水事業「香川用水土器川沿岸地区」(香川県)〔農林水産省公共事業事前評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<p>・ 本事業の作物生産効果の算定に当たり、水稻の「事業なかりせば」の単収の算定に用いる陸稲の単収については、関係市町村において作付の実績がないことから、近傍地域である四国地方の農林水産統計結果（農林水産省統計情報部）における直近 5 か年の陸稲の平均単収 124kg/10a を用いているが、直近 5 か年の四国地方における陸稲の作付実績は、1 市（愛媛県新居浜市）における平成 14 年度及び 15 年度の 2 か年分のみであり、単収の算出に十分なデータが用いられていないと考える。</p> <p>事前評価以降になされた本事業に係る土地改良事業計画書の策定に当たっては、近傍地域となる四国地方及び中国地方の 105 市町村における農林水産統計調査結果による 5 か年分のデータ（平均単収 152kg/10a）を用いて効果算定内容の精査等を行っていることから、本事業の事前評価における陸稲の単収の算定に当たっても、より広範囲における 5 か年分の農林水産統計調査結果のデータを用いるなど、十分なデータを用いた上で単収を算定すべきではないか。</p>	<p>・ 本事業の事前評価に用いた陸稲単収については、他の作物と同様に最近 5 か年の面積加重平均単収を用いるとの考え方に基づき、本地区が位置する四国地方の統計資料により最近 5 か年に把握しうる 2 か年分の数値が大きな変動のないものであること、異常気象年のものではないこと、過去の実績からみて平均的な数値であることを確認した上で用いたものであることが確認された。</p> <p>事前評価の実施に際しては、今後とも精度の維持・向上に努める旨の認識が示された。</p>

事例 1-13 熱海港海岸海岸環境整備事業（静岡県）〔国土交通省公共事業再評価〕（再掲）

評価についての主な疑問点	確認結果																														
<p>本事業による駐車場整備により発生する渋滞解消便益（走行時間短縮便益及び走行経費短縮便益）の算出において、以下の疑問がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施後（With 時）の旅行速度について、駐車場が供用されていない平成 17 年度センサス値を基に、整備後の旅行速度を 40km/時と設定しているのは適切ではないのではないか。 事業実施前（Without 時）の「交通量（台/日）」、「走行時間（分）」及び「走行経費原単位（円/台・km）」について平成 11 年度センサス値のみを用いて設定しているが、交通量及び旅行速度はセンサスの時点ごとに増減を繰り返している (注) ため、過去の傾向を踏まえて算出した値を使用すべきではないか。 <p>(注) 《道路交通センサス値の推移》</p> <table border="1" data-bbox="311 1377 842 1579"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17 年度</th> <th>H11 年度</th> <th>H9 年度</th> <th>H6 年度</th> <th>H2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査単位 区間番号</td> <td>1063</td> <td>1059</td> <td>158</td> <td>155</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>平日 12 時間 交通量(台/12h)</td> <td>15,385</td> <td>15,352</td> <td>16,883</td> <td>15,915</td> <td>14,823</td> </tr> <tr> <td>平日混雑度</td> <td>1.37</td> <td>1.48</td> <td>1.41</td> <td>1.39</td> <td>1.38</td> </tr> <tr> <td>平日混雑時旅 行速度(km/h)</td> <td>43.6</td> <td>34.0</td> <td>38.6</td> <td>42.5</td> <td>38.2</td> </tr> </tbody> </table>		H17 年度	H11 年度	H9 年度	H6 年度	H2 年度	調査単位 区間番号	1063	1059	158	155	153	平日 12 時間 交通量(台/12h)	15,385	15,352	16,883	15,915	14,823	平日混雑度	1.37	1.48	1.41	1.39	1.38	平日混雑時旅 行速度(km/h)	43.6	34.0	38.6	42.5	38.2	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度センサスについては、本事業の一部である人工海浜背後の造成が一部完成し、駐車スペースが確保されており、事業の効果が含まれているものであることが確認された。なお、「走行時間短縮便益」及び「走行経費減少便益」を算出する際に採用する事業後の旅行速度は、法定速度を基に 40.0 km/時と設定しているものである。 「走行時間短縮便益」及び「走行経費減少便益」の便益算出に当たっては、平成 15 年の人工海浜暫定供用開始直前の道路交通状況を反映したデータを取得することから、平成 11 年度道路交通センサス調査結果を用いて便益算出を行うことが合理的な手法であるとの認識が示された。
	H17 年度	H11 年度	H9 年度	H6 年度	H2 年度																										
調査単位 区間番号	1063	1059	158	155	153																										
平日 12 時間 交通量(台/12h)	15,385	15,352	16,883	15,915	14,823																										
平日混雑度	1.37	1.48	1.41	1.39	1.38																										
平日混雑時旅 行速度(km/h)	43.6	34.0	38.6	42.5	38.2																										

事例 1-14 地域高規格道路 一般国道 23 号 豊橋バイパス (愛知県) [国土交通省公共事業再評価]

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 本事業の費用便益分析に係る公表資料(様式-3①)において、豊橋バイパスが整備された場合に交通量の転換が見込まれる現道(国道23号)及び国道1号の将来交通量については、平成42年時点の交通量を推計するものであることから、事業全体の場合と残事業の場合とで一致するものと考えられるが、事業全体の交通量に対して残事業の交通量が相対的に少ないものとされているため、将来交通量の推計が適切に行われていないのではないかの疑問がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来交通量の推計自体は適正に行われていたところであるが、当該資料の表記に当たっては、豊橋バイパス付近における走行時間便益が出る区間のうち、整備の有無による交通量の変化が最も大きい区間の交通量を記載しているため、事業全体と残事業では記載交通量が異なっていたことが確認された。

事例 1-15 一般国道 439 号 杓子バイパス第二工区（高知県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> • 本事業の計画交通量（杓子バイパス第二工区及び当該バイパスと一体的に現道（国道 439 号線）からの転換交通量を見込んでいる町道轟崎つづら線の「整備あり」の場合の交通量）1,300 台/日について、簡易手法を用いているため、事業区間に並行する現道の平成 17 年道路交通センサス値（413 台/日）のみを基に交通量推計を行うべきと考えられるところ、事業区間に並行する現道のセンサス値（413 台/日）のほか、当該区間の南側の区間のセンサス値（1,520 台/日）も加味し、さらに、改良工事が進ちょくした他の路線における交通量変化の伸び率（1.35 倍）を用いていることから、便益が過大なものになっているのではないか。 <p>本事業の交通量推計において簡易手法を用いるのであれば、本事業区間と並行する現道区間のセンサス値 413 台/日に、同区間のセンサス値の近年の傾向を踏まえて求めた交通量変化の伸び率を乗じて交通量推計を行うべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本事業の評価に当たっては、以下の考え方をとっていることが確認された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当バイパスの現道は幅員 3.0m 程度と狭いうえ、急カーブが連続する線形不良区間である。このことから、杓子バイパス第二工区が整備されれば、町道を経由し四万十川中流域と下流域が結ばれ、交通交流が考えられる。したがって、バイパス事業区間前後（413 台/日と 1,520 台/日）の 2 つのセンサス値の平均値を当区間の持つ潜在交通量としている。 ② 伸び率については、近隣の国道 381 号の交通量の変化を基に算定した。これは、同国道が当バイパスと地形的条件が同じ中山間地で、同じ補助国道であり、同様に改良工事が進捗したものだからである。したがって、より実態に近い将来交通量を推計している。 • 本事業については、新たな交通需要や見直された評価手法を踏まえる必要があること等から、現在、評価実施に向けて取り組んでおり、その結果が平成 21 年度中に示された際に改めて確認することとする。

事例 1-16 里土地区画整理事業（埼玉県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定に当たって、 <ul style="list-style-type: none"> ① 競合路線について、事業対象地区から離れた位置にある路線が設定されている一方で事業対象地区の近傍の路線（国道 122 号等）は設定されていないほか、延長が計画路線の延長に比べて長くなっている路線が見られる。 ② 計画路線について、整備完了後には競合路線の交通量の大部分（東西路線で約 95%、南北路線で約 83%）が計画路線に転換するとの推計根拠が不明確である。 ③ 評価の基準年次（平成 19 年）より前に発生した街路建設費が適切に費用計上されていないのではないか。 <p>以上のことから、費用便益比の算定が不正確なものとなっているのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成 18 年度以前に発生していた街路建設費を現在価値化して計上した上で、21 年度末までに再度評価が行われる。

事例 1-17 渋谷（南部地区）土地区画整理事業（神奈川県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定に当たって、事業対象地区内の都市計画道路 7 路線等のうち、一部が算定対象とされていないことから費用便益比の算定が不正確なものとなっているのではないか。 ・ 本事業の街路整備効果の費用便益比の算定に加えて行われている土地区画整理事業効果（地価上昇便益）の費用便益比の算定に当たって、下水道整備による地価上昇効果（便益）を見込んでいる一方で、下水道整備に係る費用については計上されておらず、費用便益比が過大なものとなっているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路整備効果に係る費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、基本事業費の対象となっている都市計画道路すべてを対象に費用便益分析を行い、平成 21 年度末までに再度評価が行われる。 ・ 土地区画整理事業効果の費用便益比の算定に当たって下水道整備に係る費用が計上されていなかった点について、再評価の一次の実施主体である地方公共団体に対して、適切に是正が図られるよう助言していく旨の認識が示された。

事例 1-18 名古屋市上志段味特定土地区画整理事業（愛知県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定に当たって、 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業対象地区の都市計画道路 8 路線のうち、一部の路線のみを対象としている。 ② 将来交通量の推計について、一部の路線については転換交通量が発生し、その他の路線は各路線の交通量について整備の有無による交通量の変化はないとの推計結果についての具体的な推計根拠が明らかにされていない。 ③ 平成 19 年度末時点の道路築造工事の進捗率は 33%であるが、現在価値化の基準年次及び道路の供用開始（便益発生）年次を 15 年度とし、費用が 14 年度に全額一括計上されていることから、前回評価時（平成 15 年 3 月）以降の整備の進捗状況を踏まえた十分な見直しが行われていないのではないか。以上のことから、費用便益比の算定が不正確なものとなっているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成 21 年度末までに再度評価が行われる。

（４）マニュアルの適用の妥当性に疑義があるもの

事例 1-19 名護浦公園整備事業（沖縄県）〔国土交通省公共事業再評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回評価は、小規模公園マニュアルにより評価を行っているが、名護浦公園は、全体供用時面積 26.6ha の都市基幹公園（総合公園）であるため、誘致圏の範囲など便益算定の方法が異なる大規模公園マニュアルにより評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果の算定が適切に行われていなかった点について、平成 21 年度中に再度評価が行われる。

2 一般政策

(1) 目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの

事例 2-1 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理〔法務省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none">達成目標 1 の指標「判決により終了した本案訴訟の第 1 審のうち、審理期間が 2 年以内であったものの率（以下「達成率」という。）」の推移は、過去 2 年（18 年度、19 年度）は減少傾向にあるにもかかわらず、評価書においては平成 20 年度に達成率を 100%にするという目標の達成に向けた現状分析を行わずに「有効性の観点から一定の効果があった」としてしている。この結果を踏まえた今後の対応や必要な措置が導かれるような評価を行うべきではないか。	<ul style="list-style-type: none">平成 20 年度評価において、実績評価方式から総合評価方式に評価方式を変更することになっているが、20 年度に達成率を 100%にするという目標の達成状況についても、データを収集し、数値化した上で、分析、評価が行われる。

事例 2-2 保護観察対象者等の改善更生〔法務省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 達成目標 1 の指標 1 「覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合」及び達成目標 3 の指標 1 「全更生保護施設の保護率」の推移は、それぞれ前年又は前年度と比べて減少しており目標を達成していないにもかかわらず、評価結果において、設定した指標とは別の内容をもって「本施策は有効であった。」としているが、それぞれについてあらかじめ設定した指標を達成できなかった原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標 1 の指標 1 については、平成 19 年における覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時の状況を見ると、18 年に比べ無職者数が増加しており、就業の状況を始めとする生活基盤の不安定さが成績「良好」の占める割合を減少させる要因になっている等、前年と比べて減少した原因分析が明らかとなった。 達成目標 3 の指標 1 については、更生保護施設の入所者は、その約半数が仮釈放者で占められており、平成 19 年においては仮釈放となった者の人員が 18 年に比べ減少していること等、前年度と比べて減少した原因分析が明らかとなった。 達成目標 1 及び達成目標 3 の指標 1 については、今後、達成目標が未達成だった場合においても、その状況に関する分析・検証が行われるとの認識が示された。

事例 2-3 感染症の発生・まん延の防止を図ること〔厚生労働省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ設定した目標（「肝疾患診療拠点病院の設置数（目標：47 都道府県／平成 19 年度）」及び「肝炎対策協議会の設置数（目標：47 都道府県／平成 19 年度）」を達成していないにもかかわらず、評価指標の達成状況についての分析・検証をせずに、「肝疾患診療の質が総じて向上したと評価できる」という評価結果を導いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標を達成できなかった原因として、県内に拠点病院候補が複数あって絞り込みができなかったことや、関係者と調整中であり合意に至っていないことが明らかになり、評価書に追記される。併せて、「肝疾患診療の診療体制の整備状況は向上した」と評価結果が修正される。

事例 2-4 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること〔厚生労働省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ設定した目標（「苦情受付件数に占める解決件数の割合（目標：95%以上／毎年度）」）を達成していない上、平成 15 年度以降最も低い数値であるにもかかわらず、その分析・検証を行わずに、「16 年度から 18 年度までは 95%以上と目標を達成しており、その有効性が認められる」との評価結果を導いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 当省の指摘を受けて再集計したところ、平成 19 年度実績値については 95.1%であったことが明らかになり、「平成 16 年度から 19 年度までは 95%以上と目標を達成しており、その有効性が認められる」と評価書が修正される。

事例 2-5 女性のがん緊急対策：女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業費（女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費、骨粗鬆症啓発普及等事業費）〔厚生労働省事業評価（事後）〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 当該事業に係る指標のうち、「子宮がん患者発見数」（目標 H17：3,100 人、H18：3,200 人、H19：3,300 人）及び「子宮がん受診者数」（目標：H17：390 万人、H18：400 万人 H19：410 万人）は平成 17 年度及び 18 年度とも目標値を下回り、かつ 15 年度以降年々減少してきており、「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」（目標 H17：100 万人、H18：170 万人、H19：200 万人）も 18 年度において目標を達成していないにもかかわらず、その分析・検証を行わずに「本事業は有効である」との評価結果を導いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価書の記載に不明確な点が見られたが、指標「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」、「子宮がん患者発見数」及び「子宮がん受診者数」について目標を達成していない原因として、①都道府県によっては乳がん検診の普及啓発を重点的に実施し、子宮がん検診の普及啓発が十分に実施されなかったこと、②地域住民の子宮がん検診に対する意識が低かったこと、③マンモグラフィが平成 17 年度は 219 台を整備されたのに対し、平成 18 年度は 181 台にとどまったことなどが明らかになり、評価書に追記される。

事例 2 - 6 地域経済の活性化の推進（地域新規産業創造技術開発費補助事業（補助）、新規産業創造技術開発費補助事業（補助））〔経済産業省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前評価で設定した目標（事業化率（※）35%を目指す。）について、平成 14 年度から 16 年度にかけて事業化率が目標値を下回っており、かつ減少傾向となっているが、堅調に推移しているとされている。 ・ 平成 17 年度及び 18 年度の実業化率については、技術開発終了後 3 年が経過していないことから、確定値ではなく、参考的な扱いであるとして、その動向について分析が行われていない。 ・ 以上のことについて、分析を行った上で、評価結果を導くべきではないか。 <p>※ 事業化率は、技術開発終了後 3 年以内の実業化件数を技術開発終了件数で除したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 14 年度から 16 年度の実業化率については、堅調に推移としている点について評価書が修正されるとともに、17 年度及び 18 年度の実業化率については、今後増加する可能性があることなどが確認され、直近の動向についての分析結果が明らかになり、評価書に追記される。

**事例 2-7 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用（石油ガスコジェネ
導入促進事業費補助金（旧石油ガス利用設備導入促進対策費補助金）
〔経済産業省実績評価〕**

評価についての主な疑問点	確認結果
<p>・ 事前評価で設定した目標（平成 20 年度までに石油ガスコジェネシステム（※）を 25 台導入する。）について、事後評価では、目標の達成に向けた同システムの導入状況が低調であるにもかかわらず、その原因等について分析が行われていない。</p> <p>同システムの導入状況が低調である原因等について分析を行い、その結果を評価書上明らかにすべきではないか。</p> <p>※ LP ガスを利用して発電するとともに、発電に伴って生じた排熱を冷暖房等に再利用するシステム</p>	<p>・ 石油ガスコジェネシステムの導入状況が低調となっている原因として、平成 16 年度からの石油ガス価格の高騰により、石油ガスへの転換のコストメリットが小さくなったこと、当初は大型システムを補助対象としており、設置事業者の初期投資コストが大きくなっていったことの 2 点が要因であると分析していたことが明らかになった。</p> <p>さらに、平成 18 年度から補助対象の拡大を実施し、周知を強化することにより、同システムの導入を促進していたことが確認された。</p> <p>上記の分析結果及び対応状況が評価書に記載されるとともに、今後、原因分析を評価書上明らかにするように記載する旨の認識が示された。</p>

**事例 2-8 生物多様性の保全と自然との共生の推進（自然環境の保全・再生）
〔環境省実績評価〕**

評価についての主な疑問点	確認結果
<p>・ 「国立公園計画の点検実施済地域数（目標年度：平成 19 年度、目標値：57 地域）」が目標が未達成であるが、「目標に対して 60%の達成率となっている。引き続き、点検の着実な実施に向け、土地所有者等の関係者との調整を進める。」と記載するにとどまっている。目標未達成の原因分析、及びそれに基づいた今後の方針の検討を含めて評価を行うべきではないか。</p>	<p>・ 土地所有者や地元住民、関係市町村等の関係者との調整に時間を要することが多く見直し作業全体の進捗に影響したという目標未達成の原因及びそれに基づいた今後の方針が明らかになった。</p> <p>今後は、目標の達成状況が低調である場合は、丁寧にその原因を分析し、それに基づいた今後の方針を検討する旨の認識が示された。</p>

事例 2-9 生物多様性の保全と自然との共生の推進（野生生物の保護管理）〔環境省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 「国指定鳥獣保護区指定箇所数」について、目標年度としていた昨年度の目標値を本年も引き続き達成できなかったにもかかわらず、「目標に向けて一定の成果を果たした。」と評価している。指定の進捗状況が思わしくない原因を分析した上で評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者や関係行政機関との調整に時間を要することが多く、国指定鳥獣保護区の指定の進捗に影響を与えているという目標未達成の原因及びそれに基づいた今後の方策が明らかになった。 今後は、目標の達成状況が低調である場合は、丁寧にその原因を分析し、それに基づいた今後の方針を検討する旨の認識が示された。

事例 2-10 環境・経済・社会の統合的向上（環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成）〔環境省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 「環境カウンセラーの登録者数（累計）」について、目標年度としていた昨年度の目標値（5,500人（目標年度：平成18年））を本年も引き続き達成していないにもかかわらず原因分析が行われておらず、「目標達成に向けて進展があった。」と評価している。目標への進捗状況が思わしくない原因を分析した上で評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本来環境カウンセラーとして高い能力を持つ人材が既に認定されており、新たな人材の成長を待たねばならない時期に移行した、また国際的な環境教育変化を受けて、新たな審査基準を導入したため受験者数が減少したという目標未達成の原因、及びそれに基づいた今後の方針が明らかになった。 今後は、目標の達成状況が低調である場合は、その原因を分析した上で評価を行う旨の認識が示された。

(2) 設定されている指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの

事例 2-11 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底〔金融庁実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 「関連する政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況」など業務の実施状況を測定指標として設定し、評価結果を導いているが、評価を行うに当たり、政策効果を十分に把握した上で、これを基礎として評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度実施計画においては、①達成目標を「金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること」と変更するとともに、②測定指標として金融サービス利用者相談室や各業界団体における相談等の受付状況、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)における金融関連の消費生活相談情報の状況等、参考指標として無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況(金融庁ウェブサイトより)を使用することにより改善を図るなど、実効性ある政策評価の実施に努める旨の認識が示された。

事例 2-12 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること〔厚生労働省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 「毒物・劇物の適正な管理を推進すること」をより適切に評価するためには、平成 17 年度の認定関連活動において当省が指摘したとおり、立入検査による改善効果を含めて評価すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度の認定関連活動における当省の指摘を受けて、都道府県にアンケート調査を行い、立入検査の改善率の集計を行っていることが明らかになった。 次年度の指標として違反改善率に係る指標を設定して評価を行うことが検討される。

事例 2-13 技術研究開発を推進する〔国土交通省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none">業績指標「年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合」に関し、対象となる研究開発課題の件数や、それぞれの年度計画の進捗状況をどのように測定しているのかについて、評価書では具体的に明らかにされていない。個別の研究開発課題では、別途評価の実施にあたって外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、実績評価方式による評価結果について、現状から一定の改善を図り、アウトカムのなものとして示すための一つの方策として、評価書に過去の研究開発評価の結果（外部評価結果）を参考情報として示すことはできないか。	<ul style="list-style-type: none">本指標の対象とされている 79 件の研究開発課題ごとに「十分達成した」、「概ね達成した」、「達成しなかった」の 3 段階で評価し、そのうち「十分達成した」及び「概ね達成した」ものを「年度計画通りに進捗した」と整理していることが確認された。また、今後、評価書に、上記事項について、わかりやすさに留意しつつ記述していく旨の認識が示された。今後、現状から一定の改善を図るため、評価書に、参考情報として、個別の研究開発課題については、別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われている旨及び過去の研究開発評価の結果（外部評価結果）を参照する情報を記載していく旨の認識が示された。

事例 2-14 国際協力、連携等を推進する〔国土交通省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none">業績指標「国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数」に関し、国際会議、国際セミナー、研修、調査等の各事務事業が国際協力・連携等の推進に具体的にどのように寄与したのかについて、評価書では明らかにされておらず、実際に効果が発現しているのかどうか疑問がある。	<ul style="list-style-type: none">実施した国際会議、国際セミナー、研修等については、アンケートの実施等により現場での効果把握に努めているほか、外国政府・機関との日常的な情報・意見交換や 2 ヶ国間・多国間会議等の場を活用して積極的に意見聴取を行い、その評価把握に努めていることが確認された。また、今後、評価書に具体的な成果も併せて記述していく旨の認識が示された。

(3) あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないと考えられるもの

事例 2-15 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組の強化〔金融庁実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ設定した測定指標（「証券取引に関する苦情・相談の内容・件数」）の達成状況について分析・検証を行わずに評価結果を導いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度実施計画では、「金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況」及び「認定投資者保護団体の認定の申請件数」を測定指標として設定し、評価が行われる。

事例 2-16 我が国金融・資本市場の国際化への対応〔金融庁実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ設定した測定指標（「各国取引所における内外の上場企業数の推移」等）の達成状況の分析・検証結果を踏まえずに評価結果を導いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価書の「現状分析及び外部要因」における各測定指標の分析・検証結果に基づき「B」（さらなる取組が必要）との評価結果を導いていることが明らかになった。 また、「評価結果」において、測定指標を踏まえた分析・記述が十分ではないと考えられるため、今後の評価において改善を図るなど、実効性ある政策評価の実施に努める旨の認識が示された。

(4) 判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの

事例 2-17 防災に関する普及・啓発〔内閣府実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 本政策は、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化することを目的としており、「防災フェア」への参加者数やアンケート結果等が指標として設定されているが、国民における具体的な防災対策の実施状況に関する指標は特に設定されていない。 <p>この点については、家具の固定など大地震に備えてとっている対策の実施状況について世論調査が行われているため、こうしたデータを活用し、国民の防災意識と防災行動に関する指標を設定して評価を行うべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記のような世論調査が行われる場合は、その結果を活用した指標の設定の可能性について検討される。 <p>また、防災フェアの来場者アンケート等において、当該事業への評価のみならず、できる限り一般的に防災意識の変化や防災行動への意向を調査するなど、必要な改善を図り、同調査結果を活用した指標の設定の可能性について検討される。</p>

事例 2-18 検察権行使を支える事務の適正な運営〔法務省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 達成目標 1 の指標「通訳人に対する研修の実施状況」及び達成目標 2 の指標「被害者支援員に対する研修の実施状況」については、ともに目標値が設定されていない。 <p>本政策について実績評価を行うのであれば、これらの指標について、「研修参加者の研修に対する理解度（あるいは「満足度」、「参考度」等）」等をあらかじめ達成すべき目標の指標として設定した上で評価結果を導くべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標 1 及び達成目標 2 の指標については、平成 20 年度の評価書において、達成すべき水準を明確化するため、目標値として研修後のアンケート結果を設定し、満足度又は参考度を計ることで評価が行われる。

事例 2-19 保護観察対象者等の改善更生〔法務省実績評価〕（再掲）

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none">達成目標 1 の指標 3 「社会参加活動の活動場所の確保」については、活動場所の確保数以外に社会参加活動を実施した保護観察所における調査の結果を評価に利用しているが、これを評価に利用するのであれば、あらかじめ指標等に設定した上で評価を行うべきではないか。	<ul style="list-style-type: none">社会参加活動の活動場所の確保に関する適切な評価指標及び目標値を設定して評価を行うことが検討される。

事例 2-20 経済協力 (TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援)〔外務省総合評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none">評価が TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援の実施状況の説明にとどまっていることから、第三者評価報告書を活用するなどにより政策効果を十分に把握し、これを基礎として評価を行った上で評価結果を導くべきではないか。	<ul style="list-style-type: none">外務省による ODA の政策レベル評価について、今後は、第三者評価報告書等を参考としつつ、可能な限り援助の内容（量及び質）や、援助により我が国と被援助国との関係がどのように進展したのか、といった観点から政策効果を十分に把握した評価を行うよう努める旨の認識が示された。

事例 2-21 国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する〔文部科学省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本政策の評価では、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画」（平成 15 年 3 月）に基づき、学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定している。 この指標等が同行動計画策定当初より向上していることから評価結果を「A」としているが、当該指標については、同行動計画における目標水準に達していない状況にあると考えられる。 同行動計画は平成 19 年度が計画期間の最終年度となっているため、本政策の達成目標の達成度合いについては、指標の伸びではなく、同行動計画における目標の最終的な達成度合いに基づいて評価を行うべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画における目標の達成度合いに基づいた評価を行うため、生徒の英語力を指標とし、行動計画における目標水準の達成状況を判断基準とした評価に改められ、評価書が修正される。

事例 2-22 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進〔文部科学省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金事業については、近年の高等教育機関への進学率の向上、学費の増大等を背景にして事業規模が拡大しており、それに伴い、総貸付金残高及びリスク管理債権額についても増大している状況にある。 <p>延滞債権額の増加については、行政減量・効率化有識者会議、財政制度等審議会財政投融资分科会等から改善すべき課題として指摘されているほか、独立行政法人日本学生支援機構に設置された「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において奨学金の返還促進策について検討が行われ、報告書が公表されている。</p> <p>奨学金事業は、返還された奨学金を再度原資として活用する貸与制で実施されているため、奨学金事業の継続的・円滑的实施を図る観点から、延滞債権額も指標として設定して評価を行うべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、経済・雇用の状況も踏まえつつ、延滞債権の抑制に対する取組状況について、文部科学省独立行政法人評価委員会における評価結果が参考指標として設定される。

事例 2-23 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進（拡充）〔文部科学省事業評価（事前）〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金事業については、近年の高等教育機関への進学率の向上、学費の増大等を背景にして事業規模が拡大しており、それに伴い、総貸付金残高及びリスク管理債権額についても増大している状況にある。 <p>延滞債権額の増加については、行政減量・効率化有識者会議、財政制度等審議会財政投融资分科会等から改善すべき課題として指摘されているほか、独立行政法人日本学生支援機構に設置された「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において奨学金の返還促進策について検討が行われ、報告書が公表されている。</p> <p>奨学金事業は、返還された奨学金を再度原資として活用する貸与制で実施されているため、奨学金事業の継続的・円滑的实施を図る観点から、延滞債権額も指標として設定して評価を行うべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、経済・雇用の状況も踏まえつつ、延滞債権の抑制に対する取組状況について、文部科学省独立行政法人評価委員会における評価結果が参考指標として設定される。

事例 2-24 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること【厚生労働省実績評価】

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策目標「治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること」の達成度合いをより適切に評価するためには、「予防の充実」のみならず「治療の充実」の効果を把握するための指標を設定すべきではないか。 ・ 個別目標「ハンセン病対策を推進すること」について、「ハンセン病資料館の入館者数」のみが指標とされているが、ハンセン病対策推進の効果をより適切に把握し評価するためには、社会復帰支援事業や補償金支給事業の効果を把握するための指標も設定すべきではないか。 ・ 個別目標「エイズ対策を推進すること」に係る指標として「保健所等におけるH I V抗体検査件数（目標：前年以上／毎年）」を設定しているが、エイズ対策推進の効果をより適切に把握し、評価するためには、「H I V感染者・エイズ患者報告数」を参考指標ではなく指標として位置付けるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「治療の充実」の効果についてよりの確に評価するため、「都道府県の難病医療拠点・協力病院数」を指標に加えることを含め検討が行われる。 ・ ハンセン病対策推進の効果をより適切に把握し、評価するため、社会復帰支援及び補償金支給事業に関し、より適切な指標が検討される。 ・ エイズ対策推進の効果をより適切に把握し、評価するため、「H I V感染者・エイズ患者報告数」を評価指標に加えることを含め検討が行われる。

事例 2-25 環境・経済・社会の統合的向上（環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成）【環境省実績評価】（再掲）

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の結果等を利用して、国民の環境保全行動に着目したアウトカムを測る指標を設定すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の活用も含め、新たな指標の設定について検討される。

事例 2-26 環境政策の基盤整備（環境基本計画の効果的実施）〔環境省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 現在、環境基本計画の効果的実施のための普及啓発等に関する参考指標として「環境白書ホームページアクセス件数」が挙げられているが、環境基本計画の効果的実施に係る効果を適切に測定する指標をより幅広く設定すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、環境基本計画の効果的実施に係る効果の評価において、評価につながる新たな指標の設定等が検討される。

(5) 測定指標等の状況と評価結果の結び付きの説明について改善が必要と考えられるもの

事例 2-27 経済協力（基礎教育への支援）〔外務省総合評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価報告書を基に評価を行っているが、ODA の意義や効果を明らかにしたり、問題点の解決に資する多様な情報を提供する評価となっていないことから、成果が上がっていない事項等も含めた全体的な状況を踏まえた評価を行った上で評価結果を導くべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 外務省による ODA の政策レベル評価について、今後は成果が挙がっていない事項なども含めた全体的な状況を踏まえた評価を行った上で総合的な評価結果を導くよう努める旨の認識が示された。

(6) その他

事例 2-28 ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証〔総務省事業評価（事後）〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 評価書においては、本事業における実証実験の実施状況やその結果等、本事業の政策効果の把握、分析の根拠となる具体的な情報が明らかにされておらず、効果把握の妥当性、さらに「所期の目標が達成されており、(中略)一定の有効性が認められる。」との評価結果に疑問がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業における実証実験の実施状況やその結果等、本事業の政策効果の把握、分析の根拠となる具体的な情報を明記する評価書の修正が行われる。

事例 2-29 科学衛星を開発・運用し、宇宙天文学や宇宙探査の分野で学術的に意義の大きな成果を挙げ、宇宙科学の分野での世界的な研究拠点となる〔文部科学省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<p>・ 平成 20 年 7 月に公表された日本の 11 衛星を対象とした調査結果によると、本政策に係る衛星についても平成 19 年度中に不具合が発生しており、その中には、「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のあるもの」と分類されている不具合も含まれている。</p> <p>しかし、評価書においては、これら不具合に関する説明がないまま「打上げ後の運用も計画通りに進捗している」としている。このため、政策の実施状況について適切に分析を行い、その結果に基づいた評価を行っているか、評価の妥当性に疑問が持たれる。</p>	<p>・ 指摘の不具合について、平成 20 年 7 月の時点においては、ミッション達成に向けての対応策の実施に際して必要な調整が完了していなかったことから「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のあるもの」と分類されていたが、実績評価を行った時点（平成 20 年 8 月）においては、必要な調整が整ったことから「ミッション達成の制約に至らない」と判断されたこと、そのため評価書には特段の記述はしなかった旨の事実関係が明らかになった。</p> <p>本政策の評価時点で「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のある」衛星の不具合に関する情報については、今後も評価書に明記し、評価書の充実を図っていく旨の認識が示された。</p>

事例 2-30 政策 水産物の安定供給の確保 目標① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進〔農林水産省実績評価〕

評価についての主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標「(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保」に係る「目標設定の考え方」において、水産基本計画（平成 19 年 3 月 20 日閣議決定）における平成 29 年度の食用魚介類の持続的生産目標 495 万トンの内数である 192.9 万トンを達成するため、毎年一定割合で生産量を増大させるものとし、23 年度目標値を 179.8 万トンとしているが、18 年度（基準値 175.4 万トン）から 23 年度までの毎年の増加量 0.9 万トンで 29 年度の生産量を算定すると 185.1 万トンとなり、29 年度目標値 192.9 万トンの達成に至る具体的過程は、評価書上明らかでないものとはなっていない。 ・ 平成 29 年度の本指標の最終的な目標値 192.9 万トンの達成に向けての具体的過程が分かるような情報を、国民に対する説明責任の徹底を図る観点から評価書に記載すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度の本指標の最終的な目標値 192.9 万トンの達成に向けて、18 年度から 23 年度までの毎年の増加量 0.9 万トンの設定の考え方、及び 24 年度から 29 年度までの各年度の目標値の考え方などが示され、評価書に記載される。

事例 1-1 「水道水源開発施設整備事業（砂子沢ダム）」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、秋田県小坂町が事業主体となり、将来の水需要に対応するため砂子沢ダムに参画し、3,403 m³/日の水道用水を確保する事業であり、平成 22 年度に完成予定です。

貴省再評価の基となった、小坂町の再評価書によると、平成 17 年度の給水人口 5,343 人が、目標年度である 34 年度には 4,730 人に減少するものと推計されている一方で、需要水量については、17 年度の 1 日最大給水量 1,474 m³/日が、34 年度には 2.3 倍の 3,403 m³/日にまで増加するものと見込まれています。

1 日最大給水量がこのように急増する根拠について、再評価書では、「下水道の普及や町の工業団地計画などで給水量の増加が見込まれており、また、企業の専用水道から上水道への切り替えによりさらなる需要が見込まれる」としています。

しかしながら、現時点で小坂町において工業団地の開発は行われておらず、今後の具体的な開発計画についても当省において確認できません。また、再評価書においても、これらの具体的な見通しについて、十分な説明が行われておりません。

【事実関係の照会】

(問)

再評価における平成 18 年度から 34 年度までの給水人口及び 1 日最大給水量の推計値の推移を御教示ください。また、小坂町の再評価書で挙げている工業団地計画の有無や企業の専用水道から上水道への転換等について、その具体的な根拠を御教示ください。

厚生労働省から総務省への回答

(回答)

平成 18 年度から 34 年度までの給水人口及び一日最大給水量の推計値の推移は次のとおりです。

表-1 給水人口の推計値（平成 18 年度～34 年度）

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
給水人口(人)	5,274	5,226	5,172	5,125	5,078	5,249	5,202	5,154	5,102	5,054

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
給水人口(人)	5,008	4,961	4,915	4,865	4,820	4,775	4,730

表－2 一日最大給水量（需要水量）の推計値（平成18年度～34年度）

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
一日最大給水量(m ³)	1,676	1,670	1,659	1,648	1,640	2,718	2,779	2,844	2,907	2,971

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
一日最大給水量(m ³)	3,033	3,096	3,160	3,220	3,279	3,343	3,403

企業の専用水道から上水道への転換については、企業自ら設置した専用水道が町内に存在しており、その企業がより安定した水道の供給を図る目的で上水道に切り替えたい意向を示していることから、専用水道から上水道への転換により、平成23年度には1,026 m³/日の需要水量の増加を見込んでいます。

この専用水道に関する需要水量（1,026 m³/日）は、用途別に生活用水量と業務・営業用水量に区分して見込んでいます。生活用水量は、専用水道の給水人口及び一日最大給水量を過去10年間の実績を用いて推計し、67 m³/日を見込みました。一方、業務・営業用水量は、過去10年間の実績から一日最大給水量として4,017 m³/日が見込まれていますが、上水道区域と隣接し、自然流下により給水可能な専用水道区域に対してのみ供給を行う計画としており、当該区域に必要な水量として959 m³/日を見込みました。

また、工業団地計画については、「小坂町総合計画（平成13年3月策定、計画年度平成13～23年度）」において「工業団地の造成と環境整備を進めることで、企業進出の魅力度を高め、雇用人数や生産規模が大きい企業の誘致に力を注ぐ必要があります。」とされており、小坂町の施策の一つとなっています。小坂工業団地に関する基本計画については、平成22年度までの策定を目指して町内での検討を進めていくこととしております。小坂工業団地への企業進出により、次のとおり、平成34年度までに875 m³/日の需要水量の増加を見込んでいます。

表－3 小坂工業団地の一日最大給水量（需要水量）の推計値（平成18年度～34年度）

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小坂工業団地(m ³ /日)	0	0	0	0	0	62	137	212	287	361

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
小坂工業団地(m ³ /日)	436	510	585	658	731	805	875

この工業団地に関する需要水量（875 m³/日）は、近隣の大館市第二工業団地の1 m²当たり使用水量実績（3.2L/m²・日）と分譲面積を基に算出しております。

結果及び総務省の対応方針

水需要の増加を見込む根拠が明らかにされた。また、工業団地基本計画については平成22年度までの策定を目指して小坂町で検討が行われていること、また、工業団地の需要水量の推計方法については近隣の工業団地の1 m²当たり使用水量実績と分譲面積を基に算出していることなど、一定の根拠が明らかにされた。

今後、工業団地基本計画の策定状況及び使用水量の推移について注視していく。

事例 1-2 「水道水源開発施設整備事業（増田川ダム）」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、群馬県安中市を事業主体とし、増田川に建設する増田川ダムに参画することにより、5,000 m³/日の水道水を確保する事業です。

安中市は、平成 15 年度に新規利水容量を下方修正し、増田川ダム参画水量も当初計画していた 24,000 m³/日から 15,000 m³/日に縮減しました。今回の再評価においても、人口の減少傾向等を踏まえ水需要予測の見直しを行い、参画水量を 15,000 m³/日から 5,000 m³/日に更に縮減しました。しかしながら、貴省再評価の基となった、安中市の再評価書では「増田川ダム参画水量を 5,000 m³/日に見直しました。」と記載されているのみで、参画水量を 5,000 m³/日とする具体的な根拠は明らかにされていません。

第 23 回群馬県公共事業再評価委員会（平成 19 年 12 月 25 日開催）において、安中市は、将来の水需要の増加要因として企業誘致による工場用水量の増加を挙げていますが、その具体的な需要量について説明していません。一方、貴省御提供のデータによると、平成 9 年度から 19 年度までの安中市の給水人口及び 1 日最大給水量は以下のとおりであり、1 日最大給水量及び工場用水量は平成 14 年度以降横ばい傾向にあります。

表 平成 9～19 年度の安中市の給水人口及び 1 日最大給水量

年度	給水人口（人）	1 日最大給水量（m ³ /日）	うち工場用水量（m ³ /日）
9	65,270	43,121	8,094
10	65,460	41,447	7,814
11	65,392	40,270	7,591
12	65,278	44,013	7,675
13	65,102	44,158	6,354
14	65,052	38,750	5,738
15	64,984	38,634	5,782
16	64,684	37,975	5,523
17	64,237	36,123	5,389
18	63,761	38,022	5,763
19	63,395	38,483	5,377

本事業については、第 23 回群馬県再評価委員会において、透明性に欠ける点があるとして、①需要供給予測等の根拠を明確にし、透明性を向上させること、②早急に「水道ビジョン」を策定し、安中市民に対して、市民が納得する説明を行うこと、という条件を付して「事業継続」と議決されました。

【事実関係の照会】

(問)

安中市の増田川ダム参画水量 5,000 m³/日の具体的な算出根拠を御教示ください。

厚生労働省から総務省への回答

(回答)

計画 1 日最大取水量 47,292 m³/日に対し、既存水源からの供給量は 42,303 m³/日であることから、4,989 m³/日の水量が不足すると見込まれています。この不足水量を補うため、増田川ダムに 5,000 m³/日参画するものです。

表 1 水需給計画

計画 給水人口 (人)	計画 1 日最大給 水量 (m ³ /日)	計画 1 日最大取 水量 (m ³ /日)	供給量 (既存水 源) (m ³ /日)	不足水量 (m ³ /日)
62,688	44,960	47,292	42,303	▲4,989

また、計画 1 日最大取水量の推計については、まず、過去 10 年間の実績および開発見込人口をもとに行政区域内人口を予測し、これから給水区域外人口を減じ、普及率を乗じて給水人口を算出しました。次に、用途別有収水量（生活用水量、業務営業用水量、工場用水量）を算出しました。生活用水量は、生活用水量原単位に給水人口を乗じて算出しました。業務営業用水量及び工場用水量は、過去 10 年間の実績を基にした予測値に開発見込水量を加算しました。これら用途別有収水量の合計値を有収率、負荷率で除して一日最大給水量を算出し、これに浄水ロス（過去 10 年間の平均値から 5%と設定）を見込んで一日最大取水量を算出しました。

表2 給水人口、1日最大給水量、用途別有収水量推計値

年度	給水人口 (人)	1日最大 給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	用途別有収水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)				
			生活用	業務営業用		工場用	
				開発見込 水量			開発見込 水量
20	63,485	41,780	16,208	5,063	63	6,000	0
21	63,096	41,360	16,058	5,095	95	6,000	0
22	62,688	44,960	15,910	5,095	95	8,643	2,643
23	62,349	44,590	15,774	5,126	126	8,643	2,643
24	61,946	44,170	15,623	5,126	126	8,643	2,643
25	61,605	43,760	15,487	5,158	158	8,643	2,643
26	61,202	43,840	15,343	5,158	158	8,938	2,938
27	60,796	43,610	15,193	5,190	190	8,938	2,938
28	60,434	43,350	15,054	5,190	190	8,938	2,938
29	59,984	43,130	14,900	5,221	221	8,938	2,938
30	59,506	42,820	14,734	5,221	221	8,938	2,938
31	59,046	42,590	14,573	5,253	253	8,938	2,938
32	58,520	42,280	14,402	5,253	253	8,938	2,938

工場用水の開発見込水量については、現在、安中市で開発中の横野平A、横野平B及び大見山の工業団地の未稼働敷地面積(228,428 m^2)に、安中市における実績原単位(0.01286 $\text{m}^3/\text{日}/\text{m}^2$)を乗じ、最終的な開発見込水量(2,938 $\text{m}^3/\text{日}$)を算出しました。開発見込水量は段階的に発生するものとし、平成22年度から平成25年度においては、最終的な開発見込水量の90%値である2,643 $\text{m}^3/\text{日}$ が発生すると設定しました。これは、安中市においてはこれまで大多数の工場が用地取得後早期に操業を開始していること、および用地取得後早期に操業を開始した企業に奨励金を交付していることを考慮しています。

表3 横野平、大見山工業団地における敷地面積、引き渡し・稼働状況、業種

	敷地面積 (m^2)	引渡し・稼働状況	業種
横野平 A	24,795	H17年引渡し・稼働済み(1社)	運輸業(倉庫業)
	112,206	H22年引渡し予定 (分譲の確約あり)(1社)	製造業(化学工業)
横野平 B-1	16,500	H19年引渡し済み(1社)	製造業 (情報通信・電子部品)
横野平 B-2	27,753	H20年引渡し済み(1社)	運輸業(倉庫業)
大見山	31,772	H19年引渡し済み(1社)	製造業(金属製品)
	40,197	分譲中(引き合い企業あり)	—
計	253,223 (未稼働) 228,428		

また、業務営業用における開発見込水量については、安中市内の安中榛名駅前の開発計画において、開発事業者が設定した計画水量（316 m³/日）が住宅開発にともない段階的に発生し、平成 32 年度までに計画水量の 80%値である 253 m³/日が発生するものとなりました。

結果及び総務省の対応方針

参画水量 5,000 m³/日の算出根拠、需要水量の主な増加要因である工場用水開発見込み水量（2,938 m³/日）の推計方法、及び進出予定企業の業種や進出時期など増加を見込む具体的根拠が明らかにされた。

なお、平成 21 年 2 月 24 日、増田川ダム建設事業の共同事業者である富岡市の再評価委員会が、ダム事業からの撤退の提言をまとめた。この利水参画量の変更に伴い、ダム容量、ダム高及び事業費に変更が生じてしまうことから、群馬県は、平成 21 年度の早い段階で、増田川ダムの治水事業としての妥当性について群馬県公共事業再評価委員会において、再評価を行うこととした。

この再評価は、本事業の水需要予測の前提となる増田川ダム建設計画についての再評価であり、その結果を踏まえて増田川ダム建設計画が見直される可能性があることから、改めて本事業について評価を行うことを検討する必要があると考えるため、今後の動向を引き続き注視していく。

事例 1－3 「水道水源開発施設整備事業（胆沢ダム）」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、胆沢川に建設する胆沢ダムに参画し、1市1町（奥州市及び金ヶ崎町）に43,500 m³/日の水道用水を供給するものであり、平成25年度に完成予定の事業です。

貴省再評価の基となった、事業主体である胆江広域水道企業団（現奥州金ヶ崎行政事務組合）が作成した本事業の再評価書では、費用便益比が58.49（便益：2.3兆円 費用：301.3億円）と算出されており、他の水道水源開発施設整備事業の評価と比較しても、かなり高い数値となっています。

再評価書では、便益の算出に当たっては、「水道事業の費用対効果マニュアル」（厚生労働省健康局水道課（平成19年））に基づき、本事業を実施しない場合に発生する渇水被害の給水制限日数を想定し、渇水被害額を計上したとされていますが、その具体的な算出過程については示されていません。

一方、給水対象地域における水道事業に係る過去の渇水被害の実績を確認したところ、昭和48年、59年、60年及び平成6年に渇水被害の実績があるものの、7年以降は渇水被害の実績がありません。したがって、本事業を実施しない場合には2.3兆円の渇水被害額が発生するとの想定は、過去の渇水被害の実績にかんがみると過大ではないかとの疑問があります。

（便益の算出）

便益の算出過程を具体的に確認するため、「水道事業の費用対効果マニュアル 第IV編 算定事例 2－1」に基づき作成された、水源開発を行わない場合の渇水被害額に関する表の提出を貴省に求めたところ、次頁の表が示されました。

この表においては、それぞれ、平成25年度から26年度にかけて、また、30年度から31年度にかけて、渇水被害額が著しく上昇していることが読み取れます。例えば、表における生活用水被害額については、25年度の64,561千円から26年度には6,145,667千円へと増加しており、また、30年度の5,747,992千円から31年度には127,351,750千円へと増加しております。

【事実関係の照会】

（問）

本事業の投資効率性の分析における便益の算定について、平成26年度及び31年度において渇水被害額が増加する具体的な理由を御教示ください。

表 事業を実施しない場合の被害額

年度	経過年数	生活用水被害額(千円)	業務営業用水被害額(千円)	工場用水被害額(千円)	被害額合計(千円)	換算係数	現在価値化			
							生活用水被害額(千円)	業務営業用水被害額(千円)	工場用水被害額(千円)	被害額合計(千円)
H18	0	0	0	0	0	1.000	0	0	0	0
H19	1	0	0	0	0	0.962	0	0	0	0
H20	2	7,621	21,271	496	29,388	0.925	7,046	19,666	459	27,171
H21	3	13,139	36,466	904	50,509	0.889	11,681	32,418	804	44,903
H22	4	46,225	127,627	3,352	177,204	0.855	39,514	109,096	2,865	151,475
H23	5	49,717	136,743	3,794	190,254	0.822	40,863	112,393	3,118	156,374
H24	6	61,011	167,130	4,883	233,024	0.790	48,218	132,085	3,859	184,162
H25	7	64,561	176,247	5,411	246,219	0.760	49,061	133,933	4,112	187,106
H26	8	6,145,667	7,174,465	112,389	13,432,521	0.731	4,490,579	5,242,311	82,122	9,815,012
H27	9	6,239,913	7,260,573	118,195	13,618,681	0.703	4,384,080	5,101,182	83,042	9,568,304
H28	10	6,014,383	7,088,619	121,365	13,224,367	0.676	4,063,102	4,788,817	81,990	8,933,909
H29	11	5,929,947	7,027,846	125,631	13,083,424	0.650	3,851,981	4,565,155	81,608	8,498,744
H30	12	5,747,992	6,854,841	128,572	12,731,405	0.625	3,590,179	4,281,513	80,306	7,951,998
H31	13	127,351,750	39,915,268	456,917	167,723,935	0.601	76,484,161	23,972,076	274,413	100,730,650
H32	14	131,955,889	40,632,923	457,038	173,045,850	0.577	76,201,238	23,464,501	263,928	99,929,667
H33	15	129,554,898	40,369,303	457,159	170,381,360	0.555	71,937,236	22,415,641	253,844	94,606,721
H34	16	127,603,476	40,205,530	457,158	168,266,164	0.534	68,128,539	21,466,061	244,080	89,838,680
H35	17	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.513	64,266,824	20,509,867	234,687	85,011,378
H36	18	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.494	61,795,023	19,721,026	225,661	81,741,710
H37	19	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.475	59,418,291	18,962,525	216,981	78,597,797
H38	20	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.456	57,132,972	18,233,197	208,636	75,574,805
H39	21	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.439	54,935,550	17,531,920	200,611	72,668,081
H40	22	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.422	52,822,644	16,857,616	192,896	69,873,156
H41	23	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.406	50,791,004	16,209,246	185,477	67,185,727
H42	24	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.390	48,837,504	15,585,813	178,343	64,601,660
H43	25	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.375	46,959,139	14,986,359	171,484	62,116,982
H44	26	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.361	45,153,018	14,409,960	164,888	59,727,866
H45	27	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.347	43,416,363	13,855,731	158,546	57,430,640
H46	28	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.333	41,746,503	13,322,818	152,448	55,221,769
H47	29	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.321	40,140,868	12,810,402	146,585	53,097,855
H48	30	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.308	38,596,989	12,317,695	140,947	51,055,631
H49	31	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.296	37,112,489	11,843,937	135,526	49,091,952
H50	32	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.285	35,685,086	11,388,401	130,313	47,203,800
H51	33	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.274	34,312,583	10,950,386	125,301	45,388,270
H52	34	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.264	32,992,868	10,529,217	120,482	43,642,567
H53	35	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.253	31,723,911	10,124,247	115,848	41,964,006
H54	36	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.244	30,503,761	9,734,853	111,392	40,350,006
H55	37	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.234	29,330,539	9,360,436	107,108	38,798,083
H56	38	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.225	28,202,442	9,000,419	102,989	37,305,850
H57	39	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.217	27,117,732	8,654,249	99,027	35,871,008
H58	40	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.208	26,074,743	8,321,393	95,219	34,491,355
H59	41	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.200	25,071,868	8,001,340	91,556	33,164,764
H60	42	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.193	24,107,565	7,693,596	88,035	31,889,196
H61	43	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.185	23,180,351	7,397,688	84,649	30,662,688
H62	44	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.178	22,288,799	7,113,162	81,393	29,483,354
H63	45	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.171	21,431,538	6,839,579	78,263	28,349,380
H64	46	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.165	20,607,248	6,576,518	75,253	27,259,019
H65	47	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.158	19,814,661	6,323,575	72,358	26,210,594
H66	48	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.152	19,052,559	6,080,360	69,575	25,202,494
H67	49	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.146	18,319,768	5,846,500	66,899	24,233,167
H68	50	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.141	17,615,162	5,621,635	64,326	23,301,123
H69	51	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.135	16,937,656	5,405,418	61,852	22,404,926
H70	52	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.130	16,286,207	5,197,518	59,473	21,543,198
H71	53	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.125	15,659,815	4,997,613	57,186	20,714,614
H72	54	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.120	15,057,514	4,805,397	54,986	19,917,897
H73	55	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.116	14,478,379	4,620,574	52,872	19,151,825
H74	56	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.111	13,921,518	4,442,860	50,838	18,415,216
H75	57	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.107	13,386,075	4,271,981	48,883	17,706,939
H76	58	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.103	12,871,226	4,107,674	47,003	17,025,903
H77	59	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.099	12,376,179	3,949,686	45,195	16,371,060
H78	60	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.095	11,900,172	3,797,775	43,457	15,741,404
H79	61	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.091	11,442,473	3,651,707	41,785	15,135,965
H80	62	125,185,378	39,951,180	457,147	165,593,705	0.088	11,002,378	3,511,257	40,178	14,553,813
合計		6,305,313,559	2,034,949,132	23,482,026	8,363,744,717	-	1,709,205,435	561,311,974	6,557,960	2,277,075,369

厚生労働省から総務省への回答

(回答)

- 本行政事務組合の構成団体は不安定な地下水等の水源に頼らざるを得ない状況にあり、胆沢ダムはこれらの水源に替わり安定した取水を可能とするための重要な水源です。胆沢ダムが完成し浄水場等の施設整備により給水が可能となった地区から速やかに、不安定水源からの取水を停止・減量し、ダムからの取水を開始する計画です。

- このような計画の下、平成 25 年度の胆沢ダムの完成に伴い、当該年度までに浄水場等の整備が完了している一部地域においては、26 年度より不安定水源から取水を停止・減量し、安定した胆沢ダムを水源とする給水に移行し、また、浄水場等の施設整備がすべて完了した 31 年度からは、不安定水源からの取水を停止・減量し、安定した胆沢ダムを水源とする給水に移行する地域が更に拡大することから、26 年度及び 31 年度において、ダムのない場合の渇水被害額が増加するものです。

- 不安定水源が停止・減量される水量は、平成 25 年度から 26 年度にかけては 14,740 m³/日、30 年度から平成 31 年度にかけては 20,385 m³/日となっております。停止・減量する水源ごとの理由につきましては、それぞれの表のとおりです。

表 平成 25 年度から 26 年度に廃止・減量する水源一覧

市町村	水源名	水源種別	取水量		減水量 (m ³ /日)	水源の状況等
			H25	H26		
奥州市	若柳	伏流水	3,520	0	△ 3,520	・水脈変動等により、取水量が低下 ・大腸菌が検出
	前沢第 3	地下水	2,700	0	△ 2,700	・取水量が減少し、取水の安定性が低下
	前沢第 2	地下水	2,280	0	△ 2,280	・取水量が減少し、取水の安定性が低下
	江刺第 3	地下水	2,000	0	△ 2,000	・取水量が減少し、取水の安定性が低下
	ヤマナシ沢	表流水	245	0	△ 245	・表流水が徐々に減少 ・大腸菌が検出
	小島	地下水	1,000	600	△ 400	・河川の増水期には水没するため取水不可 ・H32年度に廃止
	五松林	地下水	550	250	△ 300	・取水量が減少し、取水の安定性が低下 ・大腸菌が検出
	谷子沢	湧水	805	800	△ 5	・湧水量の安定性が低下 ・大腸菌が検出
金ヶ崎町	胆沢川	表流水	3,290	0	△ 3,290	・既存水源で不足する水量について胆沢ダム 完成までの期間のみ暫定的に取水 ・取水は河川の豊水時に限られており不安定
合計			16,390	1,650	△ 14,740	

表 平成 30 年度から 31 年度に廃止・減量する水源一覧

市町村	水源名	水源種別	取水量		減水量 (m ³ /日)	水源の状況等
			H30	H31		
奥州市	上島第 1	伏流水	7,650	0	△ 7,650	・水脈変動等により、安定した取水が困難
	上島第 2	伏流水	7,650	0	△ 7,650	・水脈変動等により、安定した取水が困難
	江刺第 2	地下水	3,000	0	△ 3,000	・取水量が減少し、取水の安定性が低下
	古歌葉	湧水	415	0	△ 415	・湧水量が減少し、取水の安定性が低下
	大歩第 1	地下水	280	0	△ 280	・取水量が減少し、取水の安定性が低下
	玉川	地下水	210	0	△ 210	・取水量が減少し、取水の安定性が低下 ・大腸菌が検出
金ヶ崎町	永徳寺	地下水	800	0	△ 800	・取水量が減少し、取水の安定性が低下 ・大腸菌の検出及び農薬汚染のおそれ有り
	百岡・下庄	地下水	1,659	1,279	△ 380	・取水量が減少し、取水の安定性が低下 ・大腸菌の検出及び農薬汚染のおそれ有り
合計			21,664	1,279	△ 20,385	

結果及び総務省の対応方針

便益が高い数値となっているのは、主として既存の自己水源からダムへの大規模な水源転換によるものであることが確認され、また、水源転換が必要な理由が具体的に明らかにされた。

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 本事業は、静岡県が事業主体となり、平成3年度から30年度までを事業期間として、景観美と親水性に富んだ海岸施設整備を行う国土交通省の補助事業です。

本事業では、熱海港海岸の渚地区と多賀地区を整備しており、そのうち多賀地区の整備については、海岸施設整備による海岸利用便益(76億円)と、駐車場整備による渋滞解消便益(104億円)を便益として計上しています。

(海岸利用便益について)

- 2 多賀地区の観光客による海岸利用便益については、観光客を対象としたTCMアンケート調査結果を基に観光客1人1回当たりの消費者余剰を3,270円/人・回と算定し、それに事業完了後における推計観光客数104,000人(うち海水浴客100,000人)を乗じることにより算定しています。

しかし、熱海市の資料によると、多賀地区にある長浜海水浴場の過去5年間の入れ込み客数は、18,700人(H14)、9,860人(H15)、25,109人(H16)、27,955人(H17)、28,019人(H18)であり、ピーク時(平成2年)の115,320人に比べて大きく減少しています。

(渋滞解消便益について)

- 3 本事業実施地区に隣接する国道135号線は夏期を中心に交通渋滞が発生しているため、渋滞緩和策として駐車場の整備が行われています。

貴省によると、渋滞解消便益の算定に当たり、駐車場暫定供用開始(平成15年度)前(without時)の平日混雑時旅行速度は、暫定供用前直近の平成11年度の道路交通センサス調査結果のデータを用いて、通常期(295日)においては34.0km/時、夏期(70日)においては増加交通量を考慮し30.8km/時と設定したとのことです。一方、駐車場整備後(with時)の平日混雑時旅行速度については、最新のセンサス調査である平成17年度のデータが43.6km/時となっており、当路線の法定制限速度40.0km/時を上回る状況になったことを踏まえ、40.0km/時に変化すると設定しています。また、交通量については、平成11年度の道路交通センサス調査結果のデータを基に、通常期は15,352台/日、夏期は15,901台/日と設定したとのことです。

これらの設定によって、以下の式から渋滞解消便益(104億円)を算出しています。

- ・ 走行時間短縮便益(742,716千円/年)
= 走行時間(分) × 交通量(台/日) × 時間価値原単位(円/分・台) × 日数(日)

$$\begin{aligned}
 & \text{(通常期)} (10.6-9.0) \text{ (分)} \times 15,352 \text{ (台/日)} \times 72.45 \text{ (円/分} \cdot \text{台)} \times 295 \text{ (日)} \\
 & \quad = 524,983 \text{ (千円/年)} \\
 & \text{(夏期)} (11.7-9.0) \text{ (分)} \times 15,901 \text{ (台/日)} \times 72.45 \text{ (円/分} \cdot \text{台)} \times 70 \text{ (日)} \\
 & \quad = 217,733 \text{ (千円/年)} \\
 & \cdot \text{走行経費減少便益 (7,558千円/年)} \\
 & \quad = \text{走行距離 (km)} \times \text{走行経費原単位 (円/台} \cdot \text{km)} \times \text{交通量 (台/日)} \times \text{日数 (日)} \\
 & \quad \text{(通常期)} 6 \text{ (km)} \times (12.28-12.11) \text{ (円/台} \cdot \text{km)} \times 15,352 \text{ (台/日)} \times 295 \text{ (日)} \\
 & \quad \quad = 4,619 \text{ (千円/年)} \\
 & \quad \text{(夏期)} 6 \text{ (km)} \times (12.55-12.11) \text{ (円/台} \cdot \text{km)} \times 15,901 \text{ (台/日)} \times 70 \text{ (日)} \\
 & \quad \quad = 2,939 \text{ (千円/年)} \\
 & \cdot \text{渋滞解消便益 (年平均)} = \text{走行時間短縮便益} + \text{走行経費減少便益} \\
 & \quad = 742,716 \text{ (千円/年)} + 7,558 \text{ (千円/年)} = 750,274 \text{ (千円/年)} \\
 & \therefore \text{渋滞解消便益} = \Sigma \text{年平均渋滞解消便益 (750,274千円)} / (1+0.04)^n \\
 & \quad = 104 \text{ 億円}
 \end{aligned}$$

(渋滞解消効果が平成31年以降50年間にわたり発現されるものとして、社会的割引率を考慮して計算)

しかし、通常期における駐車場整備後 (with時) の旅行速度の設定において平成17年度の道路交通センサス調査結果のデータを用いていることについて、17年度時点では、暫定供用は夏期のみであり、通常期における駐車場の供用は行われていないため、17年度のセンサスデータを基に整備後の旅行速度を40km/時と設定することに合理性がないと考えます。

また、駐車場暫定供用開始前 (without時) の交通量及び旅行速度の設定について、下表のとおり、交通量及び旅行速度はセンサスの時点ごとに増減を繰り返しているため、平成11年度のセンサスデータのみを用いて設定することは適切ではないのではないかとこの疑問があります。

《道路交通センサス値の推移》

	H17年度	H11年度	H9年度	H6年度	H2年度
調査単位区間番号	1063	1059	158	155	153
平日12時間交通量 (台/12時)	15,385	15,352	16,883	15,915	14,823
平日混雑度	1.37	1.48	1.41	1.39	1.38
平日混雑時旅行速度 (km/時)	43.6	34.0	38.6	42.5	38.2

【事実関係の照会】

(問1)

《海岸利用便益について》

多賀地区の海水浴客数の推計について、長浜海水浴場の過去5年間の入れ込み客数からみて、海岸施設整備終了時の平成30年度の海水浴客数を100,000人と

する推計は過大であると考えますが、貴省の見解をお示してください。

(問2)

《渋滞解消便益について》

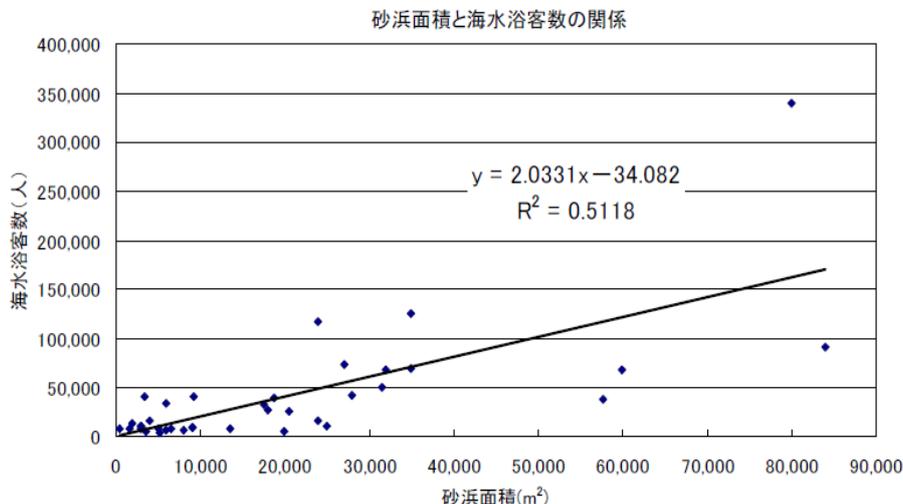
- ・ 駐車場整備後（with時）の旅行速度について、平成17年度時点では通常期には駐車場が供用されていないため、17年度道路交通センサスの値を基に駐車場整備後の旅行速度を40km/時に設定するのは適切ではないと考えますが、貴省の見解をお示してください。
- ・ また、駐車場暫定供用開始前（without時）の交通量及び旅行速度の設定について、交通量及び旅行速度はセンサスの時点ごとに変化していることから、過去の傾向を踏まえて算定した値を使用すべきであると考えますが、貴省の見解をお示してください。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

多賀地区の海水浴場は、平成5年の事業開始前に115,320人（平成2年）～89,095人（4年）の海水浴客数の実績がありました。事業開始後から行われている海水浴場の利用制限に伴い海水浴客数が減少しましたが、現在は、全体供用時（57,000㎡）の半分の海浜が概成し、駐車場も一部供用されたところですが、海水浴客数は32,190人（平成19年）、36,919人（平成20年）と増加傾向にあります。今後は、事業の進捗に伴い人工海浜の利用範囲が拡大し、海浜に付帯する駐車場等が整備されることで、海水浴客数の大幅な増加が見込まれます。

将来の海水浴客数については、伊豆半島における37箇所の海水浴場の砂浜面積と平成18年度から過去5年間の海水浴客数の実績値を下図のとおり回帰分析し、多賀地区の砂浜面積は57,000㎡であることから、 $x=57,000$ (㎡) とすると、海水浴客 $y=116,000$ (人) となるので、全体供用時には100,000人の来訪者を見込んでいます。



(問2の回答)

- 平成17年度時点では、本事業の一部である人工海浜背後の造成が一部完成しており通常期においても駐車スペースが確保されていたため、平成17年度道路交通センサスのデータには事業の効果が含まれているものと考えています。このため17年センサスの値を根拠にすることは適切であると考えます。
- 多賀地区の「走行時間短縮便益」及び「走行経費減少便益」算出にあたっては、平成15年の人工海浜暫定供用直前の道路交通状況を反映したデータを取得する必要があることから、人工海浜暫定供用直前となる平成11年の道路交通センサス調査結果を用いて便益算出を行うことが合理的であり、最も適切な手法であると考えております。なお、貴省からご提案がありました交通量及び旅行速度に関する過去の傾向を踏まえて算定した値を用いることについては、異なる社会状況下におけるセンサスデータを一括りにしてしまう恐れがあるため、採用しておりません。

結果及び総務省の対応方針

《海岸利用便益について》

今後の事業進捗に伴い人工海浜の利用範囲が拡大し、海水浴客数の大幅な増加が見込まれると考えられること、また、将来の海水浴客数については、伊豆半島における海水浴場の砂浜面積と平成18年度から過去5年間の海水浴客数の実績値を回帰分析した結果を基に、全体供用時には100,000人の来訪者が見込まれると推計していることが確認された。

今後は、本事業評価において平成30年度に100,000人に達すると推計している多賀地区（長浜海水浴場）の海水浴客数の推移について注視していく。

《渋滞解消便益について》

平成17年度センサスについては、本事業の一部である人工海浜背後の造成が一部完成し、駐車スペースが確保されており、事業の効果が含まれているものであることが確認された。

また、「走行時間短縮便益」及び「走行経費減少便益」の便益算出に当たっては、平成15年の人工海浜暫定供用開始直前の道路交通状況を反映したデータを取得する必要があることから、平成11年度道路交通センサス調査結果を用いて便益算出を行うことが合理的な手法であるとの認識が示された。

事例 1－5 「揖保川水系直轄総合水系環境整備事業」

総務省から経済産業省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 揖保川水系直轄総合水系環境整備事業は、水環境整備事業、自然再生事業、河川利用推進事業の3つの事業から構成されており、昭和51年度から平成23年度までを事業期間とし、総事業費約106億円をかけて行う国の直轄事業です。貴省の評価書によると、総便益（B）は372億円、総費用（C）は114億円、費用便益比（B/C）は3.3となっています。

<水環境整備事業について>

- 2 水環境整備事業では、揖保川の水質改善と林田川の流況改善を目的として、底泥浚渫、揖保川導水やワンドの整備等が実施されています。貴省の公表資料によると、費用対効果分析に用いる水環境整備事業の費用については、昭和51年度から平成20年度までの事業費及び評価対象期間の維持管理費をそれぞれ合計して73.1億円と算定していますが、このうち、昭和51年度から平成7年度までの間の事業費29.8億円については、現在価値化されておらず、この間の費用が適切に算定されていないと考えます。

<河川利用推進事業について>

- 3 河川利用推進事業では、河川環境への関心の高まりに即した親水活動のための拠点整備等を目的として、水辺の楽校や水辺プラザなどの親水護岸整備や散策路整備が実施されています。河川利用推進事業の便益については、旅行費用法（TCM）により算定しており、自動車等利用者の旅行費用の算定に当たり、整備箇所ごとに、自動車等利用者往復時間費用及び自動車等燃料代を算定しています。このうち、自動車等燃料代については、以下の算定式により算定されています。

$$\begin{aligned} \text{「自動車等燃料代 (円)」} &= \text{「自動車等移動距離 (km)」} \div \text{「燃費 (km/l)」} \\ &\quad \times \text{「燃料代 (円/l)」} \times \text{「自動車等利用者数 (人)」} \end{aligned}$$

本来、自動車等燃料代は個々の自動車等ごとに発生する費用であり、また、1台の自動車等に家族や友人など複数人が乗車して水辺の楽校等を訪れている場合が想定され、実際の自動車等の台数は自動車等利用者数よりも少なくなると考えられるため、自動車等利用者数を用いると自動車等燃料代が過大に算定される可能性があります。

したがって、自動車等燃料代の算定に当たっては、自動車等利用者数では

なく自動車等の台数を用いるべきであると考えます。

【事実関係の照会】

(問)

本事業については、適切な費用対効果分析を行うため、事業費の現在価値化やTCMにおける便益の算定を適切に行った上で、再度評価を行うべきであると考えますが、貴省の見解をお示してください。

経済産業省から総務省への回答

(回答)

事業費については、デフレーターによる補正の上、社会的割引率をかけることにより現在価値化すべきであると考えています。また、TCMによる便益の算定において、自動車等燃料代を算定するに当たっては、自動車等台数を用いて算出すべきであると考えています。

本評価に当たり、費用対効果の算定が適切に行われていなかった点については、費用対効果の算定方法について既に再検討を行っており、再度評価を行う予定です。

結果及び総務省の対応方針

評価に当たって、費用対効果の算定が適切に行われていなかった点について、費用対効果の算定方法について既に検討を行っており、再度評価が行われる予定であることから、評価書が提出された際に確認をする。

事例 1 - 6 「今治港富田地区多目的国際ターミナル整備事業」

総務省から国土交通省への照会

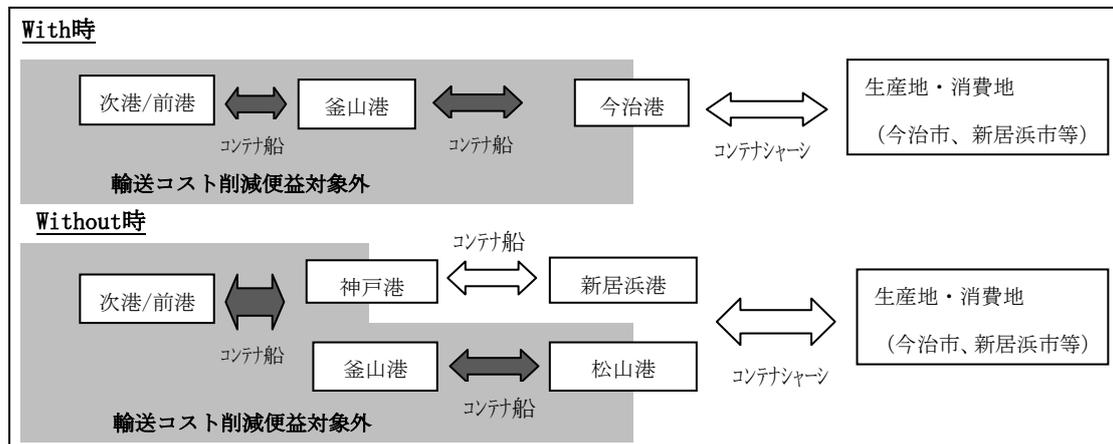
【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、四国地方整備局が事業主体となり、平成5年度から22年度までを事業期間として、外内貿のバラ貨物の安定的かつ低廉な輸送、増大する貨物のコンテナ化及び船舶の大型化に対応するための多目的国際ターミナルを整備することにより、物流効率化を図り、地域経済の国際競争力の向上を目指す事業です。

本事業の便益は、輸送コストの削減便益(647.4億円：2,113百万円/年)、浸水被害の防護便益等その他の便益(126.9億円：633百万円/年)で構成されており、そのうち輸送コストの削減便益の内訳は、石膏及び石膏ボードの輸送の効率化による便益(1,610百万円/年)、外貿コンテナの輸送コスト削減便益(418百万円/年)及び内貿コンテナの輸送コスト削減便益(85百万円/年)となっています。

2 外貿コンテナの輸送コスト削減便益について、輸出品目は化学薬品、合成樹脂(新居浜市、今治市等で生産)、輸入品目は化学薬品、合成樹脂、紙パルプ等(新居浜市、今治市等で消費)であり、輸送経路は、下図のとおり、with時は、生産地・消費地と今治港の間をコンテナシャーシ、今治港と釜山港の間をコンテナ船により輸送し、without時は、生産地・消費地が新居浜市の場合は、新居浜港までをコンテナシャーシ、新居浜港と神戸港の間を内貿コンテナ船で輸送し、生産地・消費地が今治市の場合は、松山港までをコンテナシャーシ、松山港と釜山港の間をコンテナ船により輸送することとされています。

そして、with時は「生産地・消費地～今治港」間の輸送コストを算出し(481.8百万円/年)、without時は、新居浜港を代替港とする場合の「生産地・消費地～新居浜港～神戸港」間の輸送コスト及び松山港を代替港とする場合の「生産地・消費地～松山港」間の輸送コストを算出し(899.4百万円/年)、両者の差額を輸送コスト削減便益としています。



《外貿コンテナ輸送コスト》

	With時	Without時
代替港：松山港時(7,043TEU)	123.0百万円/年	424.5百万円/年
代替港：新居浜港時(6,444TEU)	358.8百万円/年	474.9百万円/年
合計(13,487TEU)	481.8百万円/年	899.4百万円/年
外貿コンテナ輸送コスト削減便益 (Without時-With時)	417.6百万円/年	

【事実関係の照会】

(問)

外貿コンテナの輸送コスト削減便益の算出過程において、with時、without時とも輸送経路の一部である国内の港間の輸送コストのみで比較していますが、輸送経路の一部だけではなく、輸送経路の全体である海外の仕向け・仕出し港から今治港等への輸送コストを比較すべきであると考えますが、貴省の見解をお示してください。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

今治港を利用（輸出・輸入）するコンテナ貨物の約98%は、韓国、中国を中心としたアジア地域が仕向け・仕出し地です。（平成15年度全国輸出入コンテナ貨物流動調査）よって、国内港から国外港間の輸送については、with時の方がより国外港に近く、過大な評価になっていないことが自明であり、かつ航行日数がほぼ同じであり輸送コストの差がほとんどないため、便益計算としては省略しました。

また、輸送コストを試算したところ、国内港から国外港間の輸送については、事業を実施した場合年間約200万円程度の輸送コスト削減便益が発生し、費用便益分析を行った場合でも、費用便益比率は2.6と変わらないことも確認しています。

結果及び総務省の対応方針

本事業評価における国内港から国外港間の輸送については、輸送コストの差がほとんどないため、便益計算としては省略したこと、また、その輸送コストを試算し、費用便益分析を行った場合でも、費用便益比率は2.6と変わらないことが確認された。

事例 1-7 「福山港一文字地区ボートパーク整備事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、広島県が事業主体となり、平成15年度から23年度までを事業期間として、放置艇対策のためにボートパーク整備を行う国土交通省の補助事業です。本事業の便益はボートパーク整備に伴う地域環境の向上効果(26億円)と残存価値(6.3億円)の合計で計上されています。

貴省の「港湾投資の評価に関する解説書2004」によると、ボートパーク整備に伴う地域環境の向上効果に対する便益は、1世帯当たりの支払意思額に背後地域世帯数を乗ずることで算出するとされており、その支払意思額は、原則としてCVMによるアンケート調査を実施し決定するとされています。しかし、本事業においては、当該事業地域におけるCVMによるアンケート調査を行うことなく、解説書に掲載されている事例及び他の既往調査結果の事例を基に支払意思額を算出しています。

これについて、貴省は、事業主体において厳しい財政状況からアンケート調査に必要な費用を確保することが困難であったこと、また、既に測定された類似事業の便益原単位等を活用して対象事業の便益を測定する「便益移転」の手法が地域社会の環境便益を評価する手法として既に確立していることから、本事業と同種の事業を行った以下の10地区の支払意思額の平均値(3,921円/世帯/年)を便益原単位として、これに本事業の背後地域世帯数を乗ずることにより、ボートパーク整備に伴う地域環境の向上効果に対する便益を算出したとしています。

《同種の事業を行った10地区》

立地条件	標本(出典)	人口規模(万人)	収容隻数(隻)	支払意思額(円/世帯/年)
市街地	事例A(解説書P2-11-23)	31	50	1,350
	事例B(解説書P2-11-23)	20	70	7,550
	事例C(既往調査結果)	25	100	6,186
	事例D(既往調査結果)	20	297	7,531
	事例E(解説書P2-11-23)	48	450	5,000
	事例F(既往調査結果)	29	530	5,359
	平均値			5,496
非市街地	事例G(解説書P2-11-23)	2	100	1,500
	事例H(既往調査結果)	7	356	1,618
	事例I(既往調査結果)	8	459	1,514
	事例J(解説書P2-11-23)	8	460	1,600
	平均値			1,558
市街地	福山港一文字地区ボートパーク整備事業	48	450	3,921 (10地区の平均)

※ 立地条件は、事業箇所背後圏の人口規模が10万人以上を市街地、10万人未満を非市街地と分類

2 なお、貴省によると、本事業は市街地（福山市中心部）に位置することから、立地条件が同様である市街地の事例（事例A～F）の平均値（5,496円/世帯/年）を採用することが適当であるが、収容隻数が同一規模（450隻）である事例Eのアンケート調査結果（5,000円/世帯/年）よりも高額となり過大評価のおそれがあると考えられたため、全事例の平均値（3,921円/世帯/年）を便益原単位として採用したとのことです。

【事実関係の照会】

（問）

財政難によりアンケート調査費用を捻出することが困難な場合等のやむを得ない事情があるときには、既存の類似事例を基に算出した便益原単位を使用して便益移転を行う場合であっても、当該事例の各地区における年齢、性別、収入等の属性と評価対象地区の属性を比較検証し、両者に一定の類似性があると認められることが必要と考えますが、貴省の見解をお示してください。

また、その必要性を認める場合に、今回の評価でそれらの属性の類似性についてどのように判断をしたのかを具体的データとともに御教示ください。

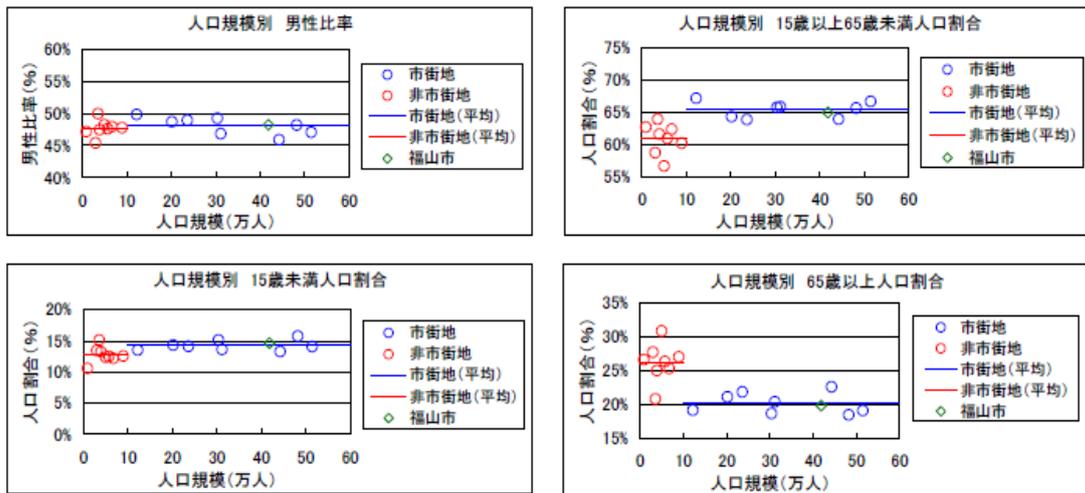
国土交通省から総務省への回答

（回答）

便益移転を行う場合に、既存の評価事例と評価対象地区について比較的類似性があることは望ましいと考えており、年齢等の属性は、人口規模により一定の類似性があることから今回の評価に関しては人口規模によって類似性を確認しています。

例えば「年齢」についての属性は、以下の図からも、同じ市街地では類似性があることを確認しており、また、政府を含む多くの文献で、人口規模により人口構成を分類している事例も多く、地区の属性について人口規模により一定の類似性があることは一般的に認知されています。

今後も同様の手法を行う場合には、当該事例各地区の年齢等の属性と評価対象地区の属性に一定の類似性があることを確認した上で評価を行います。



【注】上のグラフは東北・北陸・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の8地方を対象として、背後圏が市街地（人口規模10万人以上）及び非市街地（人口規模10万人未満）の港湾を任意にそれぞれ1カ所ずつ抽出し集計したものである。【データ出典：H17国勢調査（総務省）】

結果及び総務省の対応方針

便益移転の手法を用いる際、年齢等についての属性は、人口規模により一定の類似性があることから、今回の評価に関しては人口規模によって類似性を確認していることが確認された。

今後も同様の手法を行う場合には、当該事例各地区の年齢等の属性と評価対象地区の属性に一定の類似性があることを確認した上で評価を行う旨の認識が示されたため、引き続き注視していく。

事例 1－8 「羽生水郷公園整備事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 羽生水郷公園(埼玉県羽生市)は、昭和56年に開園した後、生物と自然をテーマとした文化教養型レクリエーション拠点として整備するため、都市計画を変更し面積53.6haの大規模公園(総合公園)として、平成5年度に事業採択され、17年度に部分供用を開始し、全体供用(予定)年度は27年度となっています。平成19年度の再評価結果によると、総事業費92億円、総便益239億円、総費用224億円、B/Cは1.07です。

- 2 貴省提出資料によると、直接利用価値及び間接利用価値(環境)については、昭和56年の開園当初時から平成76年(部分供用開始の平成17年から60年間)までの83年間、また、間接利用価値(防災)については、平成17年から平成76年までの60年間の便益を計上しています。

《費用対効果分析(現在価値化後)》

(単位:百万円)

区分	費用		総費用 (C)	便益		総便益 (B)	B/C
	建設費	維持 管理費		直接利 用価値	間接利 用価値		
部分供用前 (1980～2004)	10,459	2,635	13,093	5,119	484	5,603	1.07
部分供用後 (2005～2064)	2,386	6,932	9,318	8,400	9,880	18,280	
計	12,844	9,567	22,411	13,519	10,364	23,883	

※ 貴省提出資料を基に当省において取りまとめた。

- 3 貴省の「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」においては、直接利用価値及び間接利用価値の便益は、供用開始年度(部分供用がある場合は、部分供用年度)から49年後を検討対象最終年度として、50年間の便益を計上するとしていますが、貴省によると、本評価を行うに当たり「当初開園時の昭和56年度を部分供用年度とした場合、全体供用直前の投資により整備した区域に係る便益が15年程度しか計上できなくなるため、プロジェクトライフの最終年を全体供用時から50年とした」とのことです。

【事実関係の照会】

(問)

本評価のように、当初開園時から整備完了後50年までの便益を計上する方法では、直接利用価値便益において、整備完了時以前に完成した施設の便益が、50年以上算出されること、また、各々の公園の部分供用年度から整備完了時までの年数によって、間接利用価値便益を計上する年数が変化することから便益が過大に算出されるおそれがありますが、貴省の見解をお示してください。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

貴省ご指摘を踏まえ、再度評価を実施します。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成21年度中に再度評価を行う旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 金沢城北市民運動公園（石川県金沢市）は、平成3年に開設した運動公園であり、本事業において、野球場及びサッカー場の拡張、総合プール及び武道館の新設等の整備を行っており、28年に全体供用を予定しています。
- 2 本事業の直接利用価値の算定において、貴省は「有料試合が開催される野球場及びサッカー場において別途、過去の実績より入場料収益を計上して便益として評価する」として平成3年から52年までの50年間で518百万円の入場料収益を便益として計上しています。しかし、入場料収益を便益として計上する一方で、これに見合う試合の運営コストを費用として計上していません。
- 3 貴省によると、平成16年度から18年度までの入場料収益は以下のとおりであり、3年度から15年度までの入場料収益については、入場者数等について現存するデータが限られていることから、16年度から18年度までの3年間の実績の平均値(600万円)を用いています。

《入場料収益(平成16年度～18年度)》 (単位：万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
野 球	400	175	200
サッカー	340	200	396
合 計	740	375	596

一方、平成28年の全体供用後の入場料収益については、本事業により野球場及びサッカー場の収容人数をそれぞれ25,000人（15,000人増設）、15,000人（12,000人増設）に拡張する計画であり、拡張後はプロ野球やJ1リーグを誘致することが可能となり、レベルの高い試合を観戦することができるようになることで観戦者が満席まで増加すると想定できることから、便宜的に席数と入場料収益が比例するものとして、野球場係数を $25,000/10,000=2.5$ 、サッカー場係数を $15,000/3,000=5.0$ として、16年度から18年度までの野球及びサッカーの入場料収益の平均にそれぞれの係数を乗じて合計した2,250万円になると推計しています。

また、平成16年度から27年度までの入場料収益については、部分供用時の入場料収益と全体供用時の入場料収益との間で線形補完を用いることで、以下のように推移すると推計しています。

《入場料収益》

(単位：万円)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
600	700	800	1,000	1,100	1,200	1,400	1,500	1,600	1,700	1,900	2,000	2,100

しかし、現在の野球場の収容人数は 10,000 人、サッカー場の収容人数は 3,010 人であるのに対し、平成 16 年から 18 年までの 1 試合当たりの入場者数は、野球場は 1,000 人から 2,000 人、サッカー場は 800 人から 1,000 人ほどであり、収容可能人数が不足しているという状態ではありません。

- 4 貴省提出資料によると、金沢城北市民運動公園の間接利用価値の算定において競合公園として設定している都市公園のうち、下表の①から⑰の都市公園における緑地及び広場の面積並びに防災機能拠点の有無が、平成 19 年度に行った大乘寺野田丘陵公園の再評価において使用されているものと異なっています（本事例のほかに競合公園の施設規模等のデータが他の評価で用いられているものと異なっている事例（熊野灘臨海公園整備事業）あり。）。

《金沢城北市民運動公園と大乘寺野田丘陵公園との比較》

	金沢城北市民運動公園評価	大乘寺野田丘陵公園評価		金沢城北市民運動公園評価	大乘寺野田丘陵公園評価
①健民海浜公園			⑨松任海浜公園		
緑地	39.8ha	25.0ha	緑地	0.3ha	6.1ha
広場	2.2ha	2.3ha	広場	3.9ha	5.6ha
②北部公園			⑩手取公園		
緑地	5.2ha	5.1ha	緑地	16ha	8.3ha
広場	4.7ha	0.2ha	広場	3.9ha	10.6ha
③奥卯辰山健民公園			⑪松任総合運動公園		
緑地	22.3ha	29.8ha	緑地	0.5ha	3.9ha
広場	1.6ha	13.6ha	広場	1.2ha	4.8ha
④西部緑地公園			⑫泉台公園		
緑地	14.2ha	0.2ha	防災機能拠点の有無	有	無
広場	17.7ha	5.2ha	⑬翠ヶ丘運動公園		
⑤卯辰山公園			防災機能拠点の有無	有	無
緑地	61.1ha	1.0ha	⑭物見山運動公園		
広場	1.4ha	6.3ha	防災機能拠点の有無	有	無
⑥木場潟公園			⑮津幡運動公園		
緑地	0.0ha	172.0ha	緑地	16.6ha	0.3ha
広場	27.0ha	44.0ha	広場	7.8ha	2.9ha
⑦小松運動公園			⑯内灘町総合公園		
緑地	3.2ha	2.2ha	緑地	2.6ha	0.7ha
広場	5.8ha	2.4ha	広場	5.0ha	3.7ha
⑧うのけ総合公園			⑰小矢部運動公園		
緑地	8.6ha	7.9ha	緑地	10.1	8.2
			広場	5.6ha	5.6ha

※貴省提出資料を基に当省で作成

- 5 このことについて、貴省では、「競合公園に係る施設規模等の情報については、現在、費用対効果分析の評価を行う主体が共有できる仕組みがない。このため、費用対効果分析を行うにあたり必要となる競合公園の施設規模等の情報については、既に把握している情報を活用するか、あらたに他の公園管理者の協力を得て当該情報を収集せざるを得ない状況にある。」としています。

【事実関係の照会】

(問1)

平成16年度から27年度までの入場料収益については、線形補完を用いて経年で増加すると推計していますが、16年度から18年度までの野球場・サッカー場の入場者数の実績は、収容可能人数が不足しているという状態ではないため、施設を増設しても入場料収益は増加しないと思われませんが、貴省の見解をお示しください。

(問2)

有料試合の主催者に発生する便益である入場料収益を公園利用に係る便益として計上するのであれば、主催者が支出した試合運営コストなども費用に計上すべきであると考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問3)

都市公園の施設規模等の情報から導き出される魅力値は直接利用価値の算定に、緑地及び広場の面積並びに防災機能拠点の有無は間接利用価値の算定に直接影響を与える情報であるため、同一の公園が複数の評価書で競合公園として設定されている場合、これらの値を正確に把握しデータを統一すべきであると考えますが、貴省の見解をお示しください。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

平成16年度の部分供用以降の入場料収入については、公園施設が拡張されることにより公園の利用者が増加し、またより魅力的な試合を誘致できるようになるため、野球場・サッカー場の入場者数は増加すると想定し、部分供用時と全体供用時との間を線形補完し、便益を算出しています。

(問2の回答)

本件における有料試合の多くはボランティア運営によるものであることから、今回は費用を計上していません。今後、定期的・日常的にプロ野球等の有料試合が開催されることが明らかな場合は、その試合運営コストなども費用に計上

すべきと考えています。

(問3の回答)

貴省ご指摘の点については、都市公園事業に係る費用対効果分析における課題の一つと認識しており、競合公園が都府県の区域を超えて設定される場合等においても評価主体が当該競合公園の施設規等に係る情報を共有できる方法を検討しているところです。

結果及び総務省の対応方針

平成16年度の部分供用以降、公園施設が拡張され、より魅力的な試合を誘致できるようになるため、野球場・サッカー場の入場者数は増加すると想定し、便益を算出していることが確認された。

また、本件における有料試合は、そのほとんどがボランティア運営によるものであることから、今回は費用を計上していないが、今後、定期的・日常的にプロ野球等の有料試合が開催されることが明らかな場合は、その試合運営コストなども費用に計上する旨の認識が示されたため、引き続き注視していく。

さらに、競合公園に係る施設規模情報について、評価主体が共有できる方法を検討しているところであり、今後、実現を図る旨の認識が示されたため、その検討の進捗状況について注視していく。

事例 1-11 「熊野灘臨海公園整備事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 熊野灘臨海公園（三重県）は、公園面積 530.8ha の大規模公園（レクリエーション都市）であり、部分供用は昭和 53 年、全体供用は平成 24 年の予定です。
- 2 貴省提出資料によると、熊野灘臨海公園の直接利用価値の算定において競合公園として設定した宝ヶ池公園の施設規模等が、下表のとおり、平成 19 年度に行った宝ヶ池公園の再評価において使用されているものと異なっています（本事例のほかに競合公園の緑地及び広場の面積並びに防災機能拠点の有無に関するデータが他の評価で用いられているものと異なっている事例（金沢城北市民運動公園整備事業）あり。）。

《宝ヶ池公園の施設規模等の比較》

		熊野灘臨海公園評価	宝ヶ池公園評価
魅力値	自然系	788,750	107,500
	施設系	7,704	15,219
	文化系	0	7,876
施設規模等	園路広場	56.4ha	1.6ha
	修景施設	6.7ha	7.0ha
	遊戯施設(ボート)	-	40台
	遊戯施設(ジャングルジム)	0.3ha	0.5ha
	野球場	-	4面
	ゲートボール場	-	1面
	研修所/教室	-	200㎡
ホール、集会場等	-	600㎡	

※貴省提出資料を基に当省で作成

- 3 このことについて、貴省では、「競合公園に係る施設規模等の情報については、現在、費用対効果分析の評価を行う主体が共有できる仕組みがない。このため、費用対効果分析を行うにあたり必要となる競合公園の施設規模等の情報については、既に把握している情報を活用するか、あらたに他の公園管理者の協力を得て当該情報を収集せざるを得ない状況にある。」としています。

【事実関係の照会】

(問)

都市公園の施設規模等の情報から導き出される魅力値は直接利用価値の算定に、緑地及び広場の面積並びに防災機能拠点の有無は間接利用価値の算定に直接影響を与える情報であるため、同一の公園が複数の評価書で競合公園として設定されている場合、これらの値を正確に把握しデータを統一すべきであると考えますが、貴省の見解をお示してください。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

貴省のご指摘の点については、都市公園事業に係る費用対効果分析における課題の一つと認識しており、競合公園が都府県の区域を超えて設定される場合等においても評価主体が当該競合公園の施設規模等に係る情報を共有できる方法を検討しているところです。

結果及び総務省の対応方針

競合公園に係る施設規模情報について、評価主体が共有できる方法を検討しているところであり、今後、実現を図る旨の認識が示されたため、その検討の進捗状況について注視していく。

事例 1-12 「国営かんがい排水事業（香川用水土器川沿岸地区）」

総務省から農林水産省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、香川県丸亀市ほか2市4町の水田3,996haを対象に、農業用水の安定供給、効率的利用と、地域用水機能の増進を図るため、老朽化した用水路約58kmを改修するとともに、約3kmの用水路を新設するものです。

貴省の「公共事業の事業評価書（国営土地改良事業等の事前評価）」（平成19年8月）によれば、総便益（B）は88,196百万円、総費用（C）は38,050百万円、総費用総便益比（B/C）は2.31となっています（なお、本事業の総事業費は14,965百万円）。

2 「新たな土地改良の効果算定マニュアル」（平成19年6月農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課・事業計画課監修）によると、作物生産効果は、土地改良事業を実施した場合（「事業ありせば」）と実施しなかった場合（「事業なかりせば」）の作物生産量の比較により年効果額を算定することとされています。また、作物生産効果の算定に当たり、用水施設の更新整備における「事業なかりせば」の場合の水稻の単収は、原則として、「陸稲」の単収を用いて整理することとされており、当該単収の算定に当たっては、農林水産統計資料による関係市町村の最近5か年の面積加重平均単収（干害、水害、冷害年等の異常気象年を除く。）をもって充てることとされています。

3 本評価における「事業なかりせば」の場合の水稻の単収については、貴省によると、本地区の関係市町及び香川県における陸稲の作付実績がないことから、近傍地域である四国地方の農林水産統計結果（農林水産省統計情報部）における直近5か年の陸稲の面積加重平均単収である124kg/10aを用いたとしています。

しかし、表1のとおり、四国地方における直近5か年の陸稲の作付実績は、1市（愛媛県新居浜市）における平成14年度及び15年度の2か年分のみとなっており、陸稲の単収の算定に当たって十分なデータが用いられていないと考えられます。

表1 陸稲の単収算定表（本評価時）
（単位：kg/10a）

年次	四国地方
H13	…
H14	123
H15	125
H16	—
H17	—
平均	124

※ 「—」は事実のないもの
「…」は事実不詳又は調査を欠くもの

- 4 また、貴省によると、本評価以降に行われた本事業の土地改良事業計画書の策定に当たっては、表2のとおり、近傍地域となる四国地方及び中国地方の105市町村における農林水産統計調査結果による5か年分の調査データを用いて、効果算定内容の精査等を行い、陸稲の単収を152kg/10aとしています。

表2 陸稲の単収算定表（土地改良事業計画書策定時）
（単位：kg/10a）

年次	中国地方	四国地方	中国四国地方平均
H9	178	133	156
H10	187	134	161
H11	171	137	154
H14	174	123	149
H15	157	125	141
平均	173	130	152

※ 「年次」は四国地方のデータが存在する年によるもの

【事実関係の照会】

（問）

本評価における陸稲の単収の算定に当たっては、1市の2か年分の作付実績のみを用いており、陸稲の単収の算定に十分なデータが用いられていないと考えられます。

また、本事業の土地改良事業計画書の策定に当たっては、一定範囲の複数の市町村における5か年分のデータを把握して陸稲の単収を算定していることから、本評価においても、より広範囲における5か年分の農林水産統計調査結果の調査データを用いるなど、十分なデータを用いて陸稲の単収を算定すべきであったと考えますが、貴省の見解をお示しください。

農林水産省から総務省への回答

(回答)

本事業の事前評価に用いた陸稲単収については、他の作物と同様に最近5か年の面積加重平均単収を用いるとの考え方にに基づき、本地区が位置する四国地方の統計資料により最近5か年に把握しうる2か年分の数値が大きな変動のないものであること、異常気象年のものではないこと、過去の実績からみて平均的な数値であることを確認した上で用いたものです。

なお、事前評価の実施に際しては、今後とも精度の維持・向上に努めたいと考えます。

結果及び総務省の対応方針

本事業の事前評価に用いた陸稲単収については、他の作物と同様に最近5か年の面積加重平均単収を用いるとの考え方にに基づき、本地区が位置する四国地方の統計資料により最近5か年に把握しうる2か年分の数値が大きな変動のないものであること、異常気象年のものではないこと、過去の実績から見て平均的な数値であることを確認した上で用いたものであることが確認された。

事前評価の実施に際しては、今後とも精度の維持・向上に努める旨の認識が示された。

事例 1-14 「地域高規格道路 一般国道 23 号 豊橋バイパス」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本事業は、幹線道路の交通混雑緩和（国道 1 号、23 号）、物流交通の効率化及び地域振興の支援を目的とした延長 17.6km のバイパス整備事業（起点：愛知県豊橋市野依町、終点：同豊川市為当町）であり、名古屋都市圏と豊橋間を結ぶ地域高規格道路である名豊道路の一部区間を形成するものです。昭和 48 年度から事業着手され、これまでに 13.4km が暫定 2 車線供用済みとなっています。

2 本事業の費用便益分析に当たっての配分交通量の推計手法は、Q-V 式と転換率式の併用による配分法が用いられています。

3 本事業の費用便益分析に係る公表資料（様式-3①（交通状況の変化））では、下表のとおり、豊橋バイパス及び主な周辺道路（豊橋バイパスが整備された場合に交通量の転換（変化）が見込まれる道路のうち主なもの）の豊橋バイパスの整備の有無それぞれの場合における平成 42 年時点の交通量が示されています。

整備ありの場合の将来交通量については、事業全体の場合と残事業の場合とで一致するものと考えられますが、現道（国道 23 号）及び国道 1 号の将来交通量をみると、事業全体の交通量に対して、残事業の交通量が相対的に現道（国道 23 号）で 16,200 台/日、国道 1 号で 2,400 台/日少ないものとされています。

【交通状況の変化（抜粋）】

〈事業全体〉		(台/日)		〈残事業〉		(台/日)	
		整備なし	整備あり			整備なし	整備あり
新設・改築道路(豊橋バイパス):17.6km		0	55,500	新設・改築道路(豊橋バイパス):17.6km		0	55,500
主な周辺道路	現道(国道 23 号):10.4km	58,400	37,100	主な周辺道路	現道(国道 23 号):10.4km	38,500	20,900
	国道 1 号:8.4km	46,000	37,900		国道 1 号:8.4km	53,200	35,500
	豊橋環状線:3.7km	26,100	13,900		豊橋環状線:3.7km	22,000	13,900
	国道 259 号:11.7km	63,300	48,500		国道 259 号:8.2km	60,700	48,500

【事実関係の照会】

(問)

本事業の費用便益分析に係る公表資料において、豊橋バイパスが整備された場合に交通量の転換が見込まれる現道（国道 23 号）及び国道 1 号の将来交通量

については、平成 42 年時点の交通量を推計するものであることから、事業全体の場合と残事業の場合とで一致するものと考えられますが、事業全体の交通量に対して残事業の交通量が相対的に少ないものとされているため、将来交通量の推計が適切に行われていないのではないかと疑問があります。この点について、貴省の見解をお示しください。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

豊橋バイパスの「整備あり」の場合において、「事業全体」及び「残事業」ともに平成 42 年時点のネットワーク等の推計条件は同じであるため、同一地点における交通量、走行時間、走行時間費用は同一の結果になっています。

公表資料（様式-3①）の交通量記載方法については、様式-3①の注記「※1：交通量については、当該道路内の平均値または代表的な値を記載する。」にあるとおり、整備効果が高い箇所を代表的な値として記載しています。

例えば、今回代表事例として掲載した現道（国道 23 号）の「事業全体」の「整備有り」37,100 台/日、「整備無し」58,400 台/日と同一箇所における「残事業」の値は「整備有り」37,100 台/日、「整備無し」38,900 台/日となっており、その差は 1,800 台/日となっています。一方、今回「残事業」の代表箇所として掲載した箇所の値は、「整備有り」20,900 台/日、「整備無し」38,500 台/日の箇所を選定しており、その差は 17,600 台/日と、「事業全体」で選択した箇所での「残事業」の値との差 1,800 台/日に比べ非常に大きな値となっています。

以上の観点から、「事業全体」と「残事業」の値は、「整備有り」と「整備無し」の値の差が一番大きな箇所を選定し代表的な値として記載したものです。このため、「事業全体」と「残事業」とで記載交通量が異なっているものです。

国道 1 号においても同様に、「事業全体」、「残事業」とも整備効果をもっとも現れる箇所の値を代表箇所として掲載しているため、「事業全体」と「残事業」とで記載交通量が異なっているものです。

結果及び総務省の対応方針

将来交通量の推計自体は適正に行われていたところであるが、公表資料の表記に当たっては、豊橋バイパス付近における走行時間便益が出る区間のうち、整備の有無による交通量の変化が最も大きい区間の交通量を記載しているため、事業全体と残事業では記載交通量が異なっていたことが確認された。

事例 1-15 「一般国道 439 号 杓子バイパス第二工区」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 本事業は、現道（国道 439 号）の大型車の通行ができない幅員狭小区間、線形不良箇所による普通車のすれ違い困難なあい路や大雨等の異常気象時の事前通行規制区間の解消を目的とした延長 4.2km のバイパス整備事業（起点：高知県高岡郡四万十町葛籠川、終点：高知県四万十市住次郎）であり、平成 10 年度から事業着手されているものです。
- 2 費用便益分析に当たっての配分交通量の推計手法は、山間部で並行道路が少ないことから簡易手法が用いられています。
- 3 本事業の計画交通量（杓子バイパス第二工区及び当該バイパスと一体的に現道（国道 439 号）からの転換交通量を見込んでいる町道轟崎つづら線の「整備あり」の場合の交通量）は 1,300 台/日（※）とされています。

当該計画交通量については、将来交通量の推計に当たり、現道（国道 439 号）の本事業区間に並行する区間の道路交通センサス値に基づき、過去約 10 年の伸び率を採用した場合には、伸び率は約 11 倍となり、平成 11 年センサス値を用いた交通量推計では 2020 年まで交通量が伸びるものと推計されていたため、そのまま、今後約 10 年間伸び続けるとすれば、将来交通量は 413 台/日×11 倍=4,543 台/日となり、周辺の交通状況を勘案しても過大な結果になるとして、次の考え方により推計されたものです。

- ① 杓子バイパス第二工区が整備された場合の交通は、町道を経由し四万十川中流域と下流域が結ばれ、新たな交通交流が考えられることから、当該バイパス前後のセンサス区間（413 台/日と 1,520 台/日）の 2 つの値の平均値を基にした。
- ② 将来交通量の推計に当たっては、ここ数年整備の進んだ近傍の補助国道 381 号の過去約 10 年間の伸び率（1.35 倍）を参考に、国道 439 号も同様な伸び率があると考えた。

（※）1,300 台/日の推計式

$$\frac{413 \text{ 台/日} + 1,520 \text{ 台/日}}{2} \times 1.35 \approx 1,300 \text{ 台/日}$$

- 4 上記のとおり、将来交通量の推計の基となる現道（国道 439 号）の交通量

について、杓子バイパス第二工区が整備された場合、町道を経由し四万十川中流域と下流域が結ばれ新たな交通交流が考えられるとして、事業区間に並行する現道（国道 439 号）の平成 17 年センサス値（413 台/日）のほか、当該区間の南側の区間の 17 年センサス値（1,520 台/日）も加味されています。

しかしながら、新たな交通交流を考えるのであれば、事業区間の南側に隣接する区間のほか四万十川中流域と下流域を結ぶ他の路線についても競合路線として考慮する必要があると考えますが、本事業の交通量推計においては考慮されていません。

簡易手法を用いるのであれば、将来交通量の推計の基となる現道（国道 439 号）のセンサス区間については、本事業区間と並行する区間のみを用いるべきと考えます。

- 5 また、ここ数年同様に改良工事が進ちよくした近隣の国道 381 号の過去約 10 年間の交通量変化の伸び率（1.35 倍）を基に、国道 439 号についても地形的条件が同じ中山間地で同様な伸び率があるものとして、改良工事が進ちよくした他の路線における交通量変化の伸び率が用いられています。

しかしながら、改良工事が交通量の変化に与える影響は、個々の改良工事ごとに異なるものであるため、改良工事が進ちよくした他の路線における交通量変化の伸び率を用いることは、交通需要を過大に見積もるおそれがあり適切ではないと考えます。

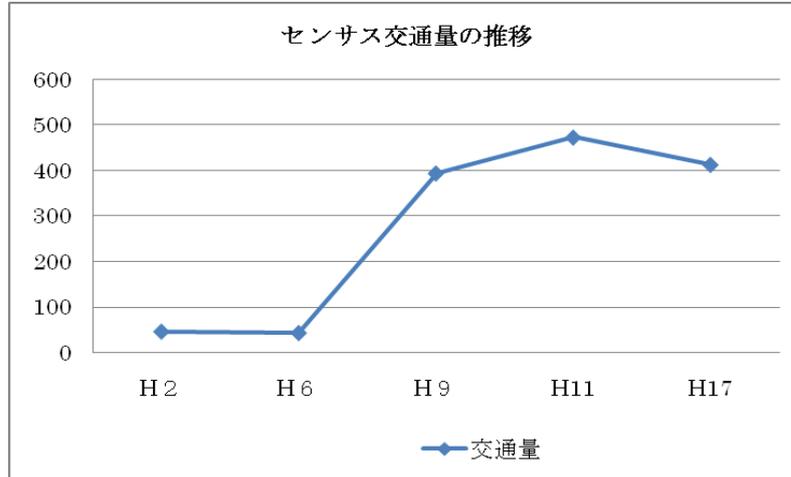
- 6 このため、本事業においては、計画交通量及び便益が過大に算出されている可能性があります。

- 7 また、現道（国道 439 号）の本事業区間に並行する区間のセンサス値に基づき、過去約 10 年の伸び率を採用した場合には、伸び率は約 11 倍となるとされている点について、当該区間の平成 2 年度から 17 年度までのセンサス値をみると、下表のとおり、6 年度から 9 年度にかけて急増した後 11 年度までは増加率が緩やかになり、11 年度から 17 年度にかけては減少しています。この平成 6 年度から 9 年度にかけてのセンサス値の急増については、本事業区間に近接する道路整備事業である田野々バイパス（8 年完成）及び住次郎工区（9 年完成）の供用開始が大きく影響しているものと考えられます。

このため、本事業区間の交通量推計に当たっては、田野々バイパス及び住次郎工区の供用開始前の平成 2 年度及び 6 年度のセンサス値は除外し、9 年度以降のセンサス値を用いて交通量変化の伸び率を推計するなど、現道（国道 439 号）の本事業区間に並行する区間のセンサス値を基に近年の傾向を適切に踏まえて推計することが必要と考えます。

区間 1252 における道路交通センサス値の推移 (台/日)

	H 2	H 6	H 9	H11	H17
交通量 (台/日)	46	43	394	473	413



【事実関係の照会】

(問)

本事業の計画交通量 1,300 台/日について、簡易手法を用いているため、本事業区間に並行する現道 (国道 439 号) の平成 17 年道路交通センサス値 (413 台/日) のみを基に交通量推計を行うべきであると考えられますが、本事業区間に並行する現道 (国道 439 号) のセンサス値 (413 台/日) のほか、当該区間の南側の区間のセンサス値 (1,520 台/日) も加味し、さらに、改良工事が進ちよくした他の路線における交通量変化の伸び率 (1.35 倍) を用いていることから、便益が過大なものになっているのではないかと疑問があります。

本事業の交通量推計において簡易手法を用いるのであれば、本事業区間に並行する現道 (国道 439 号) のセンサス値 413 台/日に、同区間のセンサス値の近年の傾向を踏まえて求めた交通量変化の伸び率を乗じて交通量推計を行うべきではないでしょうか。

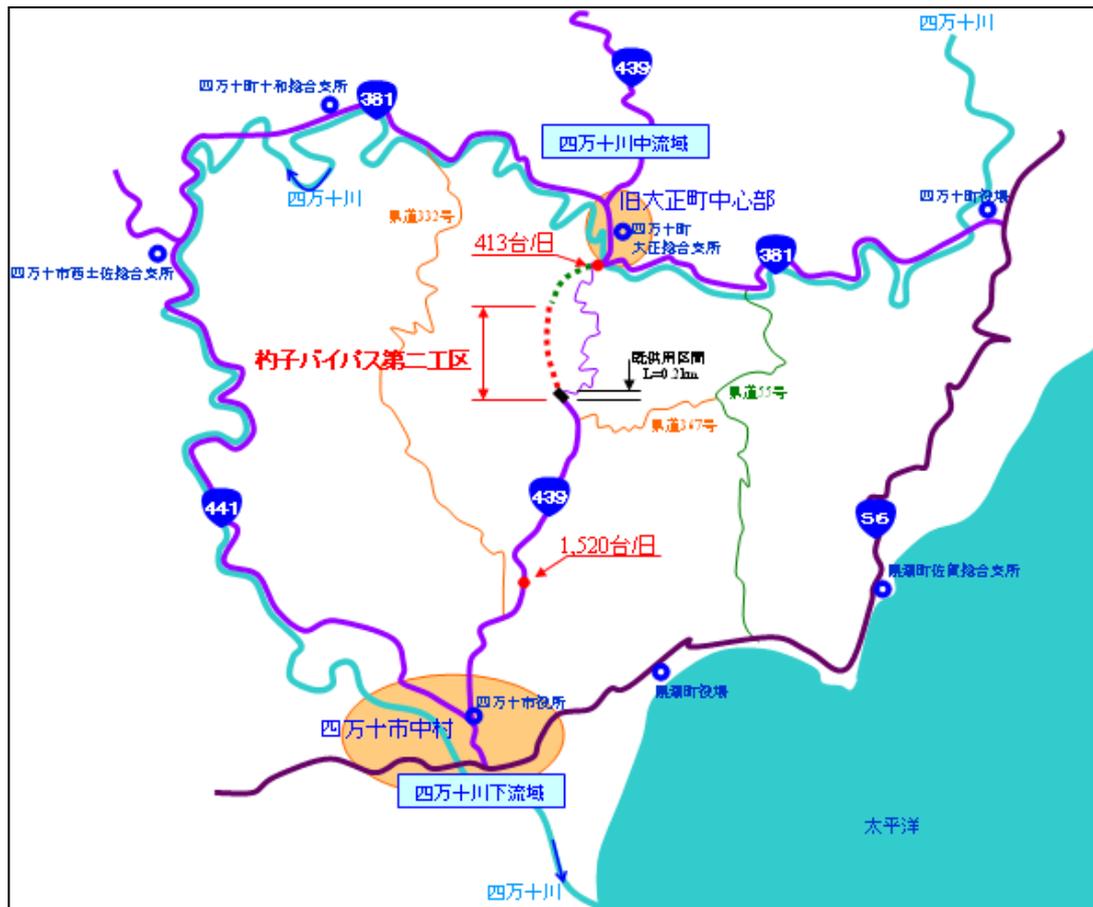
国土交通省から総務省への回答

(回答)

将来交通量推計にあたっては、当バイパスの現道が幅員 3.0m 程度と狭いうえ、急カーブが連続する線形不良区間である現状を踏まえ、杓子バイパス第二工区が整備されれば、町道を経由し旧大正町 (四万十川中流域) と四万十市中村 (四万十川下流域) が結ばれ、交通交流が考えられることから、バイパス事業区間前後 (413 台/日と 1,520 台/日) の 2 つのセンサス値の平均値を当区間の持つ潜

在交通量としており、周辺路線から国道 439 号への転換を考慮して算定したものではありません。

また、推計にあたっての伸び率の適用については、こうしたことから、当バイパスと地形的条件が同じ中山間地で、同じ補助国道であり、同様に改良工事が進捗した近隣の国道 381 号の交通量の変化を基に算定したものであり、近傍の同様な、地域性を持つバイパスの伸び率を考慮することにより、より実態に近い将来交通量を推計していると考えています。



本事業については、高知県の事業評価監視委員会よりトンネルの着工前に再評価を実施するよう指摘されていることや、新たな交通需要や見直された評価手法を踏まえる必要があることから、現在、評価実施に向けて取り組んでいるところです。

結果及び総務省の対応方針

本事業については、新たな交通需要や見直された評価手法を踏まえる必要があること等から、現在、評価実施に向けて取り組んでおり、その結果が平成 21 年度中に示された際に改めて確認することとする。

事例 1-16 「里土地区画整理事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本土地区画整理事業は、埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷駅の西側に近接する地区において、幹線道路網等の公共施設の整備を図るものです。

2 事業対象地区内の都市計画道路の名称及び延長は下表のとおりです。

都市計画道路は6路線（東西路線：鳩ヶ谷流山線等2路線、南北路線：大宮東京線等4路線）とされていますが、本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定に当たって、競合路線は、東西路線について主要地方道さいたま草加線及び一般県道蕨鳩ヶ谷線が設定され、南北路線について主要地方道川口上尾線及び一般県道根岸本町線が設定されています。これら競合路線の中には、事業対象地区から離れた位置にあるもの（主要地方道川口上尾線）や延長が計画路線の合計延長に比べて長くなっているもの（主要地方道さいたま草加線、一般県道根岸本町線）がみられます。

(東西路線)

都市計画道路	路線名	延長
	鳩ヶ谷流山線	0.74 km
	里上青木線	0.71 km
	合計	1.45 km

(南北路線)

都市計画道路	路線名	延長
	大宮東京線	1.65 km
	里西通り線	0.38 km
	里東通り線	0.26 km
	鳩ヶ谷西口駅前通り線	0.20 km
	合計	2.48 km

競合路線	路線名	延長
	主要地方道さいたま草加線	5.2 km
	一般県道蕨鳩ヶ谷線	0.6 km
	合計	5.8 km

競合路線	路線名	延長
	主要地方道川口上尾線	2.5 km
	一般県道根岸本町線	4.0 km
	合計	6.5 km

(四捨五入のため合計は一致しない。)

また、これら競合路線と事業対象地区との間に位置する路線（例えば、主要地方道さいたま草加線の「起点：川口市道合 道合西交差点、終点：鳩ヶ谷市辻 1010-2 武南警察署」区間のうち大宮東京線 1.65km を除く区間）や事業対象地区の東側に近接する国道 122 号については競合路線として設定されておらず、競合路線の設定について疑問があります。

- 3 将来交通量推計についてみると、下表のとおり、計画路線が整備されることにより、競合路線を走行していた交通量の大部分（東西路線では約 95%、南北路線では約 83%）が計画路線に転換するものと推計されていますが、具体的な推計根拠が明らかにされておらず、このような交通量の変化が現実的に起こり得るのか疑問があります。

		路線名	将来交通量	
			整備なし	整備あり
東西 路線	都市計画道路	鳩ヶ谷流山線等 2 路線	0 台/日	25,940 台/日
	競合路線	主要地方道さいたま草加線	11,889 台/日	587 台/日
		一般県道蕨鳩ヶ谷線	15,398 台/日	760 台/日
南北 路線	都市計画道路	大宮東京線等 4 路線	0 台/日	28,726 台/日
	競合路線	主要地方道川口上尾線	24,200 台/日	4,051 台/日
		一般県道根岸本町線	10,301 台/日	1,724 台/日

- 4 本事業の平成 19 年度末時点の進捗状況（見込み）は、総事業費に対する執行済み事業費が 56.7%、街路築造率が 52.2%とされていますが、費用便益比の算定に当たっては、費用のうち街路建設費（事業費）の発生は 19 年度以降とされています。

工事期間が平成 4 年度から 24 年度までの 21 年間となっている中で、19 年度だけで全体の 7 割近く（街路建設費ベース）の整備を実施するという事は考え難いため、18 年度以前にも街路整備が実施されていたのではないかと推察されます。

平成 19 年度は現在価値算出のための基準年次に当たり、当該年度の費用は現在価値化されないため、18 年度以前に実施されていた街路整備について 19 年度に一括して計上した場合には、本来、現在価値化されるべき費用分だけ費用が過少に算出されることになると考えられます。

【事実関係の照会】

(問)

本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定については、競合路線の設定や将来交通量の推計についての合理性及び評価の基準年次（平成 19 年）以前に発生した街路建設費が適切に費用計上されているのかについて疑問が持たれるものとなっており、費用便益比の算定が不正確なものになっていると考えられることから、再度評価を行うべきではないでしょうか。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

貴省ご指摘を踏まえ、費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成 18 年度以前に発生していた街路建設費を現在価値化して計上した上で、21 年度末までに再度評価を行うこととしたい。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成 21 年度末までに再度評価を行う旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 1-17 「渋谷（南部地区）土地区画整理事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本土地区画整理事業は、小田急江ノ島線高座渋谷駅の周辺地区において、幹線道路網等の公共施設の整備を図るものです。

2 事業対象地区内の都市計画道路（現道拡幅及び駅前広場を含む。以下同じ。）の名称、幅員又は面積、延長及び事業費は下表のとおりです。

都市計画道路は福田相模原線等 7 路線等とされていますが、本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定においては、駅前広場が算定対象外とされており、その建設費等が費用から除かれています。

	名 称	幅員 (m) 又は面積 (㎡)	延長 (km)	事業費 (百万円)	
算定対象	福田相模原線	16m	0.68	小計	9,623
	高座渋谷駅西線	16m	0.25		
	高座渋谷駅東線	16m	0.17		
	藤沢町田線（現道（国道 467 号）拡幅）	16m	0.75		
	中福田南庭線（現道拡幅）	16m	0.1		
算定対象外	高座渋谷駅西口駅前広場	3,000 ㎡	—	小計	3,676
	高座渋谷駅東口駅前広場	3,000 ㎡	—		
合 計		—	1.94	13,299	

（四捨五入のため合計は一致しない。）

「費用便益分析（B/C）の算定における留意点について」（平成 12 年 4 月 4 日建設省都市局区画整理課事務連絡）によると、土地区画整理事業で整備する計画道路の評価を実施する場合、その対象とする計画道路は「補助基本額限度額（用地買収事業費）算出の対象としている都市計画道路すべて」とされ、「計画道路のうち、現道改築工事等のみの整備のため交通量が変化せず、当該便益が見込めない道路については、その理由を明記したうえで便益の計算を省略してよいものとする。ただし、当該道路の整備費、維持管理費については、総投資額（C）に含める」とされているところです。

このため、費用便益比の算定結果が不正確なものとなっているのではないかと疑問があります。

- 3 本事業では、街路整備効果に係る費用便益比の算定に加えて、土地区画整理事業効果（地価上昇便益）に係る費用便益比の算定が行われていますが、その算定に当たって、下水道整備による地価上昇効果（便益）は見込まれていますが、下水道整備に係る費用については計上されていません。

「土地区画整理事業における費用便益分析マニュアル」（平成11年2月）によると、「費用は、事業費と維持管理費及び公共用地増加分に相当する用地費とする。事業費は事業計画における総事業費に下水道事業者の整備費用を加えたものとする」とされているところです。

このため、費用便益比が過大なものになっているのではないかとこの疑問があります。

【事実関係の照会】

（問1）

本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定においては、駅前広場が算定対象外とされ、その建設費等が費用から除かれており、費用便益比の算定結果が不正確なものとなっていると考えられることから、再度評価を行うべきではないでしょうか。

（問2）

本事業の土地区画整理事業効果に係る費用便益比の算定に当たっては、下水道整備による地価上昇効果（便益）を見込んでおり、下水道整備に係る費用も計上すべきではないでしょうか。

国土交通省から総務省への回答

（回答）

- 1 貴省ご指摘を踏まえ、費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、基本事業費の対象となっている都市計画道路すべてを対象に費用便益分析を行い、21年度末までに再度評価を行うこととしたい。
- 2 今回の再評価は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定による土地区画整理事業補助の交付に係る対応方針を決定するために実施しており、土地区画整理事業効果のB/Cは、再評価の一次的実施主体である地方公共団体が個別事業の特性に応じて再評価に当たっての指標として算出しているものであるが、下水道整備に係る費用を計上していない点については、適切に是正が図られるよう当該地方公共団体に対し助言していくこととしたい。

結果及び総務省の対応方針

街路整備効果に係る費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成 21 年度末までに再度評価を行う旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

土地区画整理事業効果の費用便益比の算定に当たって下水道整備に係る費用が計上されていなかった点について、再評価の一次的实施主体である地方公共団体に対して、適切に是正が図られるよう助言していく旨の認識が示されたため、引き続き注視していくことにする。

事例 1-18 「名古屋市上志段味特定土地区画整理事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 本土地区画整理事業は、名古屋市の東北部に位置する守山区上志段味地区において、幹線道路網等の公共施設の整備を図るものです。

2 事業対象地区内の都市計画道路の名称、幅員、延長及び事業費は下表のとおりです。

都市計画道路は志段味田代町線等 8 路線とされていますが、本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定においては、当該 8 路線のうち、一部の路線のみを対象とした算定が行われているほか、費用の計上に当たっては、白鳥線等算定対象外となっている 3 路線に係る建設費等が除かれています。

	名 称	幅員 (m)	延長 (km)	事業費 (億円)	
算定対象	志段味田代町線	25	0.6	小 計	95.72
	志段味水野線	16	1.2		
	上志段味線	23	1.1		
	大久手池線	16	1.1		
	勝手塚線	16	0.8		
算定対象外	志段味線	12	1.2	小 計	60.09
	白鳥線	16	1.3		
	東谷線	16	0.9		
合 計		—	8.2	155.81	

「費用便益分析 (B/C) の算定における留意点について」(平成 12 年 4 月 4 日建設省都市局区画整理課事務連絡)によると、土地区画整理事業で整備する計画道路の評価を実施する場合、その対象とする計画道路は「補助基本額限度額(用地買収事業費)算出の対象としている都市計画道路すべて」とされ、「計画道路のうち、現道改築工事等のみの整備のため交通量が変化せず、当該便益が見込めない道路については、その理由を明記したうえで便益の計算を省略してよいものとする。ただし、当該道路の整備費、維持管理費については、総投資額 (C) に含める」とされているところです。

このため、費用便益比の算定結果が不正確なものとなっているのではないかとの疑問があります。

2 将来交通量推計についてみると、下表のとおり、計画路線が整備されることにより、一部の路線（志段味田代町線（0.37km 区間）及び国道 155 号）については転換交通量が発生し、その他の路線は計画路線の整備の有無による交通量の変化はないと推計されていますが、具体的な推計根拠は明らかにされていません。

路線名	延長 (km)	将来交通量（台/日）	
		整備なし	整備あり
志段味田代町線	0.18	32,999	
	0.37	69,598	26,519
志段味水野線	0.15	18,533	
	0.64	8,292	
	0.33	9,877	
上志段味線	0.60	—	43,079
	0.29	45,717	45,717
大久手池線	0.58	3,687	
	0.50	2,047	
勝手塚線	0.61	7,385	
	0.15	588	
国道 155 号	0.20	67,117	24,038

また、上記計画路線等のうち道路交通センサスの計測対象となっている 2 路線（志段味田代町線及び国道 155 号）について、将来交通量を平成 17 年道路交通センサス値と比較すると、下表のとおり、最大で 5.1 倍ものかい離がみられる推計となっていますが、具体的な推計根拠は明らかにされていません。

路線名	延長 (km)	将来交通量（台/日）		平成 17 年 道路交通センサス値 (台/日)
		整備なし	整備あり	
志段味田代町線	0.18	32,999 [1.8]	32,999 [1.8]	18,182
	0.37	69,598 [3.8]	26,519 [1.5]	
国道 155 号	0.20	67,117 [5.1]	24,038 [1.8]	13,208

(注) 設定交通量の欄の[]内の数値は、道路交通センサス値に対する割合

このため、このような交通量の変化が現実的に起こり得るのか疑問があります。

3 本事業は平成 6 年に工事着手し、完了予定年度は 24 年度となっています(19 年度末時点の進ちょく状況（見込み）は、総事業費 68%、道路築造工事 33%) が、現在価値化の基準年次及び道路の供用開始（便益発生）年次を 15 年度とし、費用を 14 年度に全額一括して計上しています。

また、前回評価結果と今回の評価結果を比較すると、下表のとおり、総事

業費の増加があるものの、総便益及び総費用はほぼ一致したものとなっています。

	総事業費	総便益	総費用	B/C
今回評価 (平成20年5月)	418億円	2,367億円	103億円	23.1
前回評価 (平成15年3月)	376億円	2,368億円	103億円	23.1

「費用便益分析マニュアル」(平成15年8月国土交通省道路局都市・地域整備局)によると、費用便益比の算定に当たっては、「算出した各年次の便益、費用の値を割引率を用いて現在価値に換算して分析する」、現在価値算出のための基準年次は「評価時点」、便益の算定に当たっては、「整備路線の供用開始年を起算として、(中略)算定する」とされているところです。

このため、前回評価時以降の整備の進ちよく状況を踏まえた十分な見直しが行われているのか疑問があります。

【事実関係の照会】

(問)

本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定においては、一部の計画路線のみを算定の対象とし、費用の計上に当たって一部の路線の建設費等が除かれていることや、将来交通量の推計に合理性があるか、また、前回評価時以降の整備の進ちよく状況を踏まえた十分な見直しが行われているのかについて疑問が持たれるものとなっており、費用便益比の算定結果が不正確なものとなっていると考えられることから、再度評価を行うべきではないでしょうか。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

貴省ご指摘を踏まえ、費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成21年度末までに再度評価を行うこととしたい。

結果及び総務省の対応方針

費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成21年度末までに再度評価を行う旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 1-19 「名護浦公園整備事業」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

1 名護浦公園（沖縄県名護市）は、昭和51年度から平成26年度までの事業期間で整備しており、各種スポーツ施設、芝生広場等を有する、供用予定面積が26.6haの都市基幹公園（総合公園）です。

2 都市公園事業の評価においては、都市公園の種類に応じて「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」（以下「大規模公園マニュアル」という。）又は「小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」（以下「小規模公園マニュアル」という。）を用いて費用対効果分析を行っています。

大規模公園マニュアルにおいては、都市基幹公園（総合公園・運動公園）、大規模公園（広域公園・レクリエーション都市公園）及び国営公園等のおおむね面積10ha以上の都市公園を対象としています。一方、小規模公園マニュアルにおいては、利用圏域が徒歩圏程度の住区基幹公園（街区公園（標準誘致距離250m）、近隣公園（同500m）及び地区公園（同1km））を対象としています。

3 本事業の評価においては、小規模公園マニュアルを用いて費用対効果分析を行っています。このことについて、貴省は、以下のとおり説明しています。

大規模公園とは、利用圏がある程度広域に及び広範囲からの利用者が見込まれる公園であり、利用形態としては、家族での利用が多く、弁当持参で1日かけて利用されるという特徴がある。

名護浦公園は、市街地の住居地域に隣接する都市公園で、周辺地域の生活環境の向上を図る公園として運動施設をはじめ多目的広場や修景池等が整備されている。公園利用者の多くは、市街地とその周辺の徒歩圏内に居住する市民であり、健康維持のウォーキングをはじめ子供たちの遊び場や老人会等のゲートボール並びにグランドゴルフなど地域住民の憩いの場として一年を通して活用している。

このような利用実態を踏まえ、「小規模公園マニュアル」により評価を行っている。

4 しかし、名護浦公園は供用予定面積が26.6haの都市基幹公園（総合公園）であり、貴省提出資料によると、本公園の利用者の居住地域として挙げられている55の行政区のうちの42地区については、小規模公園マニュアルに定められている検討対象半径の標準値3km（地区公園の場合）を超えており、さ

らに貴省提出資料の「公園までの距離表」においては、本公園までの交通手段を車で換算しています。

また、小規模公園マニュアルでは、小規模公園について「整備内容に概して大きな相違が見られない。」程度の設備を想定していますが、本公園では、野球場やサッカー・ラグビー場などの複数の大型運動施設が整備されていることから小規模公園に相当しないと考えます。

【事実関係の照会】

(問)

本事業の評価については大規模公園マニュアルにより費用対効果分析を行うべきであると考えますが、貴省の見解をお示してください。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

貴省ご指摘を踏まえ、再度評価を実施します。

結果及び総務省の対応方針

費用対効果の算定が適切に行われていなかった点について、平成 21 年度中に再度評価が行われる旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 2-1 「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」

総務省から法務省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

評価書によると、達成目標 1 の指標「判決により終了した本案訴訟の第 1 審のうち、審理期間が 2 年以内であったものの率」（以下「達成率」という。）（目標値等「100%」）の推移は、下表のとおりであり、達成率が平成 17 年度から減少傾向にあり、20 年度における目標の達成は困難ではないかと考えられます。しかしながら、「5. 評価結果等」では、平成 20 年度における目標の達成に向けた分析を行うことなく、「当初（平成 15 年度）の 71.7 パーセントから年々増加し、平成 19 年度においても達成率 80 パーセント台を維持するに至っており、また、平成 18 年度に比して件数では 212 件増加していることから、有効性の観点から一定の効果があった」としています。

・達成率（目標値：平成 20 年度 100%）

平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
71.7%	78.0%	83.5%	82.8%	82.3%

貴省によると、本施策の達成目標が達成されていない原因は、評価書の「5（4）有効性」欄に記載しているとおり、

- ① 訟務組織が処理を担当する訴訟の多くは、国の行政機関が法律に基づいて行った業務の結果生じた紛争について、不服申立手続を経ているなど最終的な解決手段として提訴されるもので、行政の在り方そのものをめぐって激しく双方が主張・立証を尽くして対立することから、その紛争が迅速に解決されるためには相当の困難を伴うこと
- ② 最先端の科学技術に関する訴訟、新たな法律問題を含む訴訟、多数の原告を擁する訴訟、所管行政庁が存在しない訴訟などの重要・大型事件が増加し、裁判所や当事者は、専門的知見や法学的見解の正しい理解や多岐にわたる論点の整理の処理に多くの困難と時間を要している状況にあること
- ③ 訟務組織が担当している訴訟をどれだけ迅速に処理することができるかについては、上記①及び②のとおり、個々の事件の性質や、相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の外部要因に大きく左右され、必ずしも訴訟の一方当事者である訟務組織のみの努力により裁判の迅速化が実現できるものではないのが実情であること

が原因であり、これを踏まえると、今後の対応としては、所管行政庁との連絡を密にし、早期に論点を把握するとともに、専門的知見等を正しく理解すること等が必要であると分析しているとのこと。

また、本施策については、上記のような特性が近年顕著であることから、今後はより適正な評価手法について検討する必要があると考え、平成20年度の実施計画では、これらの特性を踏まえ、評価方式の見直し（実績評価方式→総合評価方式）を行うとのことです。

【事実関係の照会】

(問)

貴省によると、本施策については、平成20年度の実施計画で評価方式を実績評価方式から総合評価方式へ見直すとのことですが、当該計画によると、評価手法等については、「訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、(1)準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況(2)モバイルパソコン等の導入状況(3)訴訟担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数(4)行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況(5)法律意見照会事件数(6)法律意見照会事件事例集の作成及び活用状況を用いて、適正・迅速な訴訟の追行に与える効果を分析する。」とされています。このため、総合評価方式による評価においては、「判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率を平成20年度までに100%にする」という目標の達成状況の分析は行われることが確保されていないものと思われま。

このままでは、当該目標の目標期間終了時点における達成度合いについての評価が行われな可能性があるので、次回の総合評価方式による評価においては、当該目標の平成20年度における達成状況も分析対象に含めた評価を行うべきであると考えますが、貴省の御見解をお示しください。

法務省から総務省への回答

(回答)

平成20年度実施計画の「3. 評価手法等」欄に記載しているとおり、訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、具体的な6項目の基準を用いて、適正・迅速な訴訟の追行に与える効果を分析し、その要因を検証して評価することとしているが、効果を分析するに当たっては、「判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率を平成20年度までに100%にする」という目標の達成状況についても、データを収集し、数値化した上で、分析、評価することとしたい。

結果及び総務省の対応方針

次回の評価において、実績評価方式から総合評価方式に評価方式を変更する

際に、「判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率を平成20年度までに100%にする」という目標の達成状況について、データを収集し、数値化した上で、分析、評価を行う旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-2、2-19 「保護観察対象者等の改善更生」

総務省から法務省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- ① 評価書によると、達成目標 1 の指標 1 「覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合」（目標値等「対前年増」）の推移は、下表のとおりであり、平成 19 年は 18 年に比べ 0.8 ポイント減少しており、目標を達成していませんが、そのことを踏まえた分析を行うことなく、評価結果として「施策実施前の平成 15 年における成績が「良好」であった者の占める割合である 41.8 パーセントに比べ、5.8 ポイント上昇していることから、本施策は有効であった」としています。

- ・覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合（目標値：対前年増）

平成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
41.8%	46.1%	45.9%	48.4%	47.6%

- ② 同じく達成目標 1 の指標 3 「社会参加活動の活動場所の確保」（目標値等「前年度の数を維持」）についても、下表のとおり、平成 19 年度の活動場所数は 18 年度に比べ 10 か所減少しており、目標を達成していないと考えられますが、評価結果として「社会参加活動を実施した保護観察所における調査では、活動に参加した少年から自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大、社会性のかん養などに関する肯定的な感想が多く寄せられ、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいては改善更生につながっていることから、本施策は有効であった」としています。

- ・社会参加活動の活動場所数（目標値：前年度の数を維持）

平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
312 か所	310 か所	298 か所	332 か所	322 か所

- ③ 達成目標 3 の指標 1 「全更生保護施設の保護率」（目標値等「対前年度増」）の推移は、下表のとおりであり、平成 19 年度は 18 年度に比べ 1.1 ポイント減少しており、目標を達成していませんが、そのことを踏まえた分析を行うことなく、評価結果として「更生保護施設職員の研修体系モデルに基づいた各種研修を実施することなどしたことから、職員の専門性が向上し、各施設で専門的自立促進プログラムの実施が推進された」等から、「当該施策は有効であると認められる」としています。

- ・全更生保護施設の保護率（年間収容保護人員／年間の収容可能人員）（目標

値：対前年度増)

平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
73.6%	74.9%	75.1%	75.7%	74.6%

【事実関係の照会】

(問 1)

達成目標 1 の指標 1 については、上記①のとおり、目標値である「対前年増」を達成していませんが、評価書においては、当該目標を達成していない原因の分析が行われていない上に、「施策実施前の平成 15 年における成績が「良好」であった者の占める割合である 41.8 パーセントに比べ、5.8 ポイント上昇していること」という当該目標の達成状況以外の要因により「本施策は有効であった」との評価結果を導いています。貴省の回答によると、「本施策の有効性等の評価に当たっては、成績良好者の占める割合が平成 19 年度の単年度において若干の減少を示したことに着目するよりも、本施策が導入された平成 16 年度以後の大幅な成績の向上が複数年度にわたり維持されている全般的な状況をとらえて評価することが適切と考えた」とのことですが、実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、あらかじめ設定した当該目標の平成 19 年の達成状況に関する分析・検証（達成していない原因の分析を含む。）を行い、その結果を踏まえて評価結果を導くべきであったと考えますが、貴省の御見解をお示しくください。

(問 2)

達成目標 1 の指標 3 について、上記②のとおり、社会参加活動を実施した保護観察所における調査の結果を評価に利用するのであれば、本調査結果を活用した指標（例えば、「社会参加活動に参加した少年における肯定的な感想を寄せた者の占める割合」）及びその目標値（例えば「対前年度増」）を設定することが評価に当たり有効ではないかと考えますが、貴省の御見解をお示しくください。

(問 3)

達成目標 3 の指標 1 については、上記③のとおり、目標値である「対前年度増」を達成していませんが、評価書においては、当該目標を達成していない原因の分析が行われていない上に、「更生保護施設職員の研修体系モデルに基づいた各種研修を実施することなどしたことから、職員の専門性が向上し、各施設で専門的自立促進プログラムの実施が推進された」等の当該目標の達成状況以外の要因により「当該施策は有効であると認められる」との評価結果を導いています。貴省の回答によると、「指標 1 においては前年度と比べて 1.1 ポイント減少しているものの、更生保護施設職員の専門性が向上し、各施設において専

門的自立促進プログラムの実施が推進されている結果、指標2において前年度比で増加となり、更生保護施設での処遇が質的に充実強化されていることが読み取れることから、量、質の両面を総合的に分析して施策が有効であると判断した」とのことですが、実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、あらかじめ設定した当該目標の平成19年度の達成状況に関する分析・検証（達成していない原因の分析を含む。）を行い、その結果を踏まえて評価結果を導くべきであったと考えますが、貴省の御見解をお示してください。

法務省から総務省への回答

（問1の回答）

達成目標1の指標1「覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合」（目標値「対前年増」）は、平成19年は47.6%と、同18年の48.4%に比べ0.8ポイント減少している。

この点について、指標としている「保護観察の成績」は、簡易尿検査の実施による薬物使用に係る問題点の改善のみならず、保護観察対象者の居住状況、就学又は就業の状況、交友関係、保護観察における遵守事項の遵守状況などの多面的な観点から評定されるものであるところ、近時、仮釈放者全般について高齢者の占める割合が増加し生活基盤の安定を図ることが困難になっていることに加え、平成19年における覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時の状況を見ると、同18年に比べ無職者数が増加しており、就業の状況を始めとする生活基盤の不安定さが成績「良好」の占める割合を減少させる要因になっているものと考えられる。

なお、平成20年度の実績評価における本施策に係る指標については、簡易薬物検出検査の実施状況をより直接的に評価する観点から、従来の「保護観察の成績」ではなく、「検査実施実人員数」を指標とし、目標値を「対前年増」とする見直しを行ったところである。

また、達成目標1の指標1については、貴省からの御指摘及び実績評価方式の趣旨を踏まえ、達成目標が未達だった場合においても、今後、その状況に関する分析・検証を行いたい。

（問2の回答）

達成目標1の指標3「社会参加活動の活動場所の確保」（目標値「前年度の数を維持」）は、社会参加活動を実施する上での基盤となる活動場所の確保（維持）の状況をもって、保護観察処遇の充実強化の達成度合いを評価するための一要素としたものである。その上で、社会参加活動の有効性等の評価に当たっては、活動場所数の複数年度にわたる推移が全般的には維持又は微増傾向にあること、平成19年度の単年度で見た場合の減少については参加対象となる保護

観察処分少年の大幅な減少という他律的な要因が影響したところが大きいものと考えられること、加えて活動参加者からは改善更生の観点から肯定的な感想が多く寄せられている状況をも踏まえた上で、総合的に判断することとしたものである。

指標の設定内容については、御指摘のとおり活動参加者の感想内容等をもって評価することも考えられるところであるが、活動場所数の確保（維持）の状況の方が、より客観的な数値として明らかになることから、これを指標として評価することが適切と考えているものである。しかしながら、貴省の御指摘の内容を踏まえ、より適切な指標及び目標値の設定については、今後更に検討することとしたい。

(問3の回答)

達成目標3の指標1「全更生保護施設の保護率」（目標値「対前年度増」）は、平成19年度は74.6%と、同18年度の75.7%に比べ1.1ポイント減少している。

この点について、更生保護施設の入所者は、その約半数が仮釈放者で占められているところ、平成19年においては仮釈放となった者の人員が同18年に比べ減少していること、更には、仮釈放者中に、現在の更生保護施設では受入れ支援が困難な高齢者（65歳以上）の占める割合が増加しており、これらによって更生保護施設において受入れ支援が可能な仮釈放者の人員自体が減少したことが、更生保護施設における保護率を引き下げた要因になったものと考えられる。なお、高齢受刑者等の社会復帰を支援するため、平成21年度においては、更生保護施設に社会福祉士等を配置するなどした上で、高齢受刑者の受入れを促進する対策を講ずることとしている。

また、達成目標3については、貴省からの御指摘及び実績評価方式の趣旨を踏まえ、達成目標が未達だった場合においても、今後、その状況に関する分析・検証を行いたい。

結果及び総務省の対応方針

達成目標1の指標1及び達成目標3の指標1について、目標の達成度合いが低調であった原因が明らかになり、今後、達成目標が未達成だった場合においても、その状況に関する分析・検証を行う旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

また、達成目標1の指標3の設定について、適切な評価指標及び目標値を設定して評価を行う旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2 - 3 「感染症の発生・まん延の防止を図ること」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

個別目標 4 「肝炎対策を推進すること」に係る指標として①「肝疾患診療連携拠点病院の設置数（目標：47 都道府県／平成 19 年度）」、②「肝炎対策協議会の設置数（目標：47 都道府県／平成 19 年度）」及び③「保健所等における肝炎検査受診者数（目標：前年度以上／毎年度）」を設定しています。

各指標の達成状況をみると、指標①「肝疾患診療連携拠点病院の設置数」の平成 19 年度実績は 17（目標達成率：36.2%）であり、目標を達成していません。また、指標②「肝炎対策協議会の設置数」についても、平成 19 年度実績は 40（目標達成率：85.1%）であり、目標を達成していません。

しかしながら、個別目標 4 に関する評価では、「肝疾患診療連携拠点病院は 17 県、肝炎対策協議会は 40 都道府県で設置されており、肝疾患診療の質が総じて向上したと評価できる」としています。

【事実関係の照会】

（問）

実績評価方式による政策評価においては、あらかじめ目標を設定し、当該目標に係る実績を測定し、目標が達成されなかった場合にはその原因について分析し、必要に応じて政策の見直し・改善を行うものとされています。

これを踏まえると、個別目標 4 に関する評価においては、あらかじめ設定された目標が達成されていないにもかかわらず、そのことについての分析が欠落しているものと考えます。したがって、まずはあらかじめ設定した目標の達成状況に関する分析・検証を行い、その上で評価結果を導くべきではないでしょうか。

厚生労働省から総務省への回答

（回答）

個別目標 4 に係る指標については、①「肝疾患診療連携拠点病院の設置数」、②「肝炎対策協議会の設置数」ともに、平成 19 年度において、47 都道府県分の予算を確保していたことから、目標を 19 年度中に 47 都道府県で設置としたところであるが、事業の開始年度で 0 からのスタートであることや各地域の実情等を考慮した上で、総じて向上したとの評価を行った。

しかしながら、今回の貴省からの御指摘を踏まえ、以下の通り評価書の一部を修正することとしたい。

(個別目標 4 に関する評価、3 段落目から修正)

また、早期治療に資するべく、各都道府県に対して、肝疾患対策の中核を担う肝疾患診療連携拠点病院及び肝炎対策推進協議会の設置を進めるよう、会議等で継続的に協力依頼を行った結果、平成 20 年 3 月時点で、肝疾患診療連携拠点病院は 17 県、肝炎対策協議会は 40 都道府県において設置がなされた。未設置の理由について調べてみると、県内に拠点病院候補が複数あり絞り込みができていない、関係者と調整中であり合意に至っていない等の理由があった。平成 19 年度において、目標を 100%達成することはできなかったが、事業の開始年度で 0 からのスタートであること、また、平成 20 年 3 月の健康局疾病対策課肝炎対策推進室の調べにより、肝炎対策協議会については、平成 20 年度以降に設置予定が 6 県、拠点病院については、県内協議中又は協議開始予定が 26 府県あることが明らかになっていること等から、肝疾患診療の診療体制の整備状況は向上したと評価できる。

なお、平成 20 年度においても、これらの取組が全都道府県において行われるよう、引き続き個別の働きかけを行うこととしている。

結果及び総務省の対応方針

評価書の記載に不明確な点がみられたが、目標が未達成であった原因及び指標の達成度合いを踏まえた評価結果が明らかになり、評価書を修正する旨の認識が示されたため、修正された評価書が提出された際に確認する。

事例 2-4 「地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

個別目標 3 「福祉サービスに関する苦情解決により、福祉サービスの利用者の保護を図ること」に係る指標として「苦情受付件数に占める解決件数の割合（目標 95%以上／毎年度）」を設定しています。

当該指標の達成状況をみると、平成 19 年度実績は 93.0%であり、目標を達成していない上、15 年度以降 5 年間で最も低い数値となっています。

○指標の状況

評価指標	H15	H16	H17	H18	H19
苦情受付件数に占める解決件数の割合 (単位：%)	94.9 (99.9%)	95.7 (100.7%)	95.0 (100.0%)	96.7 (101.8%)	93.0 (97.9%)

※1 厚生労働省の評価書を基に作成した。

※2 各年度の下段（ ）内は目標達成率（実績値／達成水準）を示す。

しかしながら、個別目標 3 に関する評価では、「運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、平成 16 年度から平成 18 年度までは 95%以上と目標を達成しており、その有効性が認められる」としており、平成 19 年度の目標の達成状況についての分析・検証を行っていません。

上記の点について貴省に照会したところ、「平成 19 年度における苦情解決件数の割合を 93%と報告していたが、確認の結果、公表時の数値について、解決済みであった件数（上半期受付分 51 件、下半期受付分 1 件）についても「継続中」として集計しており、解決件数における公表値と実数値とに差異が生じていた。そこで、平成 19 年度における割合について再集計したところ、苦情解決件数割合は 95.1%であった。以上のことから、平成 19 年度においても、苦情受付件数に占める解決件数割合は 95%以上と目標を達成しており、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。」とのことでした。

【事実関係の照会】

(問)

個別目標 3 に関する評価では、「運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、平成 16 年度から平成 18 年度までは 95%以上と目標を達

成しており、その有効性が認められる」としており、平成 19 年度の目標の達成状況についての分析・検証を行っていません。また、平成 19 年度の「苦情受付件数に占める解決件数の割合」の数値が誤りであった事実が明らかになったことから、評価書を修正すべきではないでしょうか。

厚生労働省から総務省への回答

(回答)

ご指摘のとおり、「苦情受付件数に占める解決件数の割合」の数値に誤りがあったため、評価書について、「運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、平成 16 年度以降 95%以上と目標を達成しており、その有効性が認められる」と修正したい。

結果及び総務省の対応方針

当省の指摘を受けて再集計したところ、平成 19 年度についても目標を達成していたことが明らかになり、評価書を修正する旨の認識が示されたため、修正された評価書が提出された際に確認する。

事例 2-5 「女性のがん緊急対策：女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業費（女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費、骨粗鬆症啓発普及等事業費）」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

当該事業に係る評価指標として①「乳がん患者発見数（マンモグラフィ）」、②「子宮がん患者発見数」、③「骨粗鬆症検診要精検者数」、④「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」、⑤「子宮がん受診者数」及び⑥「骨粗鬆症受診者数」を設定しています。

各指標の達成水準及び平成 15 年度から 19 年度までの実績値は以下のとおりです。

【各指標の状況】

	H15	H16	H17	H18	H19
乳がん患者発見数 （マンモグラフィ） 達成水準 H17:2,000 人 H18:3,200 人 H19:4,300 人	1,563	2,685	4,398 (219.9%)	4,529 (141.5%)	集計中
子宮がん患者発見数 達成水準 H17:3,100 人 H18:3,200 人 H19:3,300 人	2,644	2,417	1,962 (63.3%)	1,898 (59.3%)	集計中
骨粗鬆症検診要精検者数 達成水準 H17:7,600 人 H18:9,500 人 H19:11,300 人	2,762	2,577	29,321 (385.8%)	38,378 (404.0%)	集計中
乳がん受診者数 （マンモグラフィ） 達成水準 H17:100 万人 H18:170 万人 H19:200 万人	717,703	1,099,713	1,604,557 (160.5%)	1,631,811 (96.0%)	集計中
子宮がん受診者数 達成水準 H17:390 万人 H18:400 万人 H19:410 万人	4,087,444	3,995,021	3,439,094 (88.2%)	3,320,265 (83.0%)	集計中
骨粗鬆症受診者数 達成水準 H17:20 万人 H18:25 万人 H19:30 万人	90,855	91,308	268,606 (134.3%)	295,434 (118.2%)	集計中

※1 厚生労働省の評価書を基に作成した。

※2 () 内は目標達成率（実績値／達成水準）を示す。

各指標のうち、①「乳がん患者発見数（マンモグラフィ）」、③「骨粗鬆症検

診要精検者数」及び⑥「骨粗鬆症受診者数」については、事前評価において設定した目標値を上回っています。

一方、②「子宮がん患者発見数」及び⑤「子宮がん受診者数」については、平成 17 年度及び 18 年度とも実績値が目標値を下回っています。また、④「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」については、平成 17 年度は目標を達成していますが、18 年度は実績値が目標値を下回っています。この点について、評価書では、「乳がん受診者数・乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、基本的には、目標達成率が 100%を超えるとともに、その数も増加してきている。また、子宮がん検診についても、一定の目標達成率を達成しているといえる。」「本事業による啓発活動への補助を通じて、検診受診者数・患者発見者数等が増大することにより、がんによる死亡者数の減少や、高齢期における骨折による要介護者の増加の抑制といった効果が生じたと考えられるところであり、本事業は有効であると評価できる。」としています。

しかしながら、②「子宮がん患者発見数」及び⑤「子宮がん受診者数」の実績値は、目標値を下回っているのみならず、平成 15 年度以降年々減少しており、当該事業開始前よりも開始後（平成 17 年度以降）の方が実績が少なくなっています。また、④「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」は、18 年度は目標を達成していません。

【事実関係の照会】

（問）

本評価は、「子宮がん患者発見数」及び「子宮がん受診者数」の実績値が平成 17 年度及び 18 年度とも目標値を下回り、かつ 15 年度以降年々減少してきていることや、「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」は 18 年度において目標を達成していないことについての適切な分析が欠落しているものと考えます。したがって、これらのことについて、その原因の分析・検証を行い、その上で評価結果を導くべきではないでしょうか。

厚生労働省から総務省への回答

（回答）

乳がん検診、子宮がん検診、骨粗鬆症検診は、市町村が実施主体であり、国及び都道府県は、当該検診を支援するため、「女性のがん検診に関する普及啓発推進事業」等により、普及啓発を推進している。

このうち、「子宮がん患者発見数・子宮がん受診者数」は、都道府県によっては乳がん検診の普及啓発を重点的に実施し、子宮がん検診の普及啓発が十分に実施されなかったこと、地域住民の子宮がん検診に対する意識が低かったこと等のため、平成 17 年度及び 18 年度とも目標値を下回っている。

また、「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」については、普及啓発は重点的に行われたが、マンモグラフィの整備状況については、設置目標を平成17年度と平成18年度の2ヶ年度で500台とし、平成17年度は219台整備されたが、平成18年度は181台にとどまったこと等から、平成18年度の乳がん受診者数（マンモグラフィ）は目標達成率をわずかに下回ったものと思われる。

その一方で、子宮がん受診率は平成16年度に比して平成18年度の方が高くなり、乳がん受診率も平成16年度と比しても高い値となっている。

これらの状況を踏まえ、事業評価書において、「乳がん及び子宮がん検診の受診率は向上している一方で、自分には関係ないと思っている女性が多いこと等により、乳がん及び子宮がん検診はまだ低調な水準である」と分析を行い、その分析をもとに、「乳がん受診者数・乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、基本的には、目標達成率が100%を越えるとともに、その数も増加してきている。また、子宮がん検診についても、一定の目標達成率を達成しているといえる。」との評価結果を導いたところである、

しかしながら、上記の指標「子宮がん患者発見数」、「子宮がん受診者数」及び「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」の目標未達成の原因が評価書に明確に記載されていないので、貴省の御指摘を踏まえ、以下のとおり評価書の一部を修正することとしたい。

「6. 事後評価の内容」の「(1) 有効性の評価」と「(2) 効率性の評価」の1段落目を次のとおり修正

乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、目標達成率が100%を越えるとともに、その数も増加してきている。乳がん受診者数については、マンモグラフィの設置目標を平成17年度と平成18年度の2ヶ年度で500台とし、平成17年度は219台整備されたが、平成18年度は181台にとどまったこと等から、目標達成率についてはわずかに下回ったものの、受診者数は増加している。また、子宮がん患者発見数・子宮がん受診者数については、都道府県によっては乳がん検診の普及啓発を重点的に実施し、子宮がん検診の普及啓発が十分に実施されなかったこと、地域住民の子宮がん検診に対する意識が低かったこと等のため、平成17年度及び平成18年度とも目標値を下回ったものと思われるが、一定の目標達成率を達成しているといえる。

結果及び総務省の対応方針

指標「子宮がん患者発見数」、「子宮がん受診者数」及び「乳がん受診者数（マンモグラフィ）」について目標を達成していない原因が明らかになり、評価書に追記する旨の認識が示されたため、修正された評価書が提出された際に確認する。

事例 2-6 「地域経済の活性化の推進（地域新規産業創造技術開発費補助事業（補助）、新規産業創造技術開発費補助事業（補助）」

総務省から経済産業省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策は、それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、我が国経済を牽引する産業及び今後世界的に成長が見込まれる産業の立地環境整備と国際競争力強化を図り、地域における経済成長を実現することを目的とし、「地域新規産業創造技術開発費補助事業（補助）」、「新規産業創造技術開発費補助事業（補助）」ほか40事業を実施しています。

本施策の平成19年度事後評価書においては、個々の事業ごとに目標、指標等を設定しており、このうち、「地域新規産業創造技術開発費補助事業（補助）」及び「新規産業創造技術開発費補助事業（補助）」の目標、指標の推移及び目標の達成状況は以下のとおりです。

地域新規産業創造技術開発費補助事業（補助）
新規産業創造技術開発費補助事業（補助）

（平成19年度事後評価書）

- 目標：市場ニーズやユーザーニーズに基づき、事業のアイデア、構想を具現化する新商品の開発を支援し事業化を促進する。具体的には、最長2年間の技術開発終了後3年経過時点の事業化率35%を目指す。

- 指標の推移：技術開発終了件数、事業化件数及び事業化率の推移

（単位：件、%）

年度 指標	～平成 14	15	16	17	18	目標値
技術開発終了件数	373 (-)	442 (69)	502 (60)	571 (69)	634 (63)	—
事業化件数	130 (-)	150 (20)	167 (17)	182 (15)	183 (1)	—
事業化率	34.9	33.9	33.3	31.9	28.9	35

（注）1 「技術開発終了件数」欄及び「事業化件数」欄の()内の数値は、単年度の件数である。

2 事業化率については、技術開発終了後3年以内の事業化件数／技術開発終了件数。

- 目標の達成状況：平成16年度末時点でみると、事業化率は目標値である35%にはやや及ばないものの、堅調に推移しており、目標はほ

ば達成されているものと考えられる。

(注) 経済産業省の平成19年度事後評価書を基に当省が作成した。

本事業の目標値である「事業化率35%」については、貴省に確認したところ、平成17年度に設定されたものであり、9年度から実施している本事業の実績として事業化率が30%前後で推移していたことを踏まえ、今後、採択審査の精度向上や事業化に係るアフターケアの充実など運用面での改善・努力を更に促すため、現状よりもやや高い数値を設定したとのことでした。

この目標値の設定の考え方を踏まえると、平成14年度から16年度にかけて事業化率が目標値を下回っており、かつ減少傾向にあるにもかかわらず、「堅調に推移している」と結論付けることに疑問があります。

また、貴省によると、平成17年度及び18年度の事業化率については、19年度事後評価書作成時点(20年2月)において、17年度及び18年度に技術開発を終了した各案件は終了後3年の期間を経過しておらず、今後、事業化件数が増加する可能性があるため、確定値ではなく、参考値であるとしています。そのため、上記の「目標の達成状況」とおり、平成16年度以前の事業化率を基に評価結果が導かれており、17年度及び18年度の事業化率についての分析が行われておらず、直近の動向を踏まえた評価が行われていないと思われま

【事実関係の照会】

(問)

評価を行うに当たっては、平成14年度から16年度にかけて事業化率が目標値を下回っており、かつ減少傾向となっている原因等を分析するとともに、17年度及び18年度の事業化率の動向についても分析を行った上で、評価結果を導くべきであると考えますが、貴省の見解をお示しください。

経済産業省から総務省への回答

(回答)

平成14年度から16年度までの事業化率の実績値については、目標値の35%を下回っており、14年度から15年度は1%、14年度から16年度は1.6%低下していますが、15年度及び16年度の事業化件数に比して数件の差であることから、「減少傾向となっている」とまでは言い切れないと考え、「堅調に推移している」としたものです。

なお、本事業については、平成14年度から16年度までの事業化率が30数%の水準であり、16年度の事業化率については、今後、増加する可能性があることから、ほぼ目標を達成していると考えます。

平成17年度及び18年度の事業化率については、評価時点で技術開発終了後

3年に満たないことから確定値ではないものの、

- ① 17年度については、評価時点において目標値との差が3.1%となっているが、事業化までの猶予期間が1年間あるため、事業化率が増加する見通しである
- ② 18年度については、評価時点において目標値との差が6.1%となっているが、技術開発終了後1年が経過しておらず、事業化までの猶予期間が2年間以上あるため、事業化率が増加する見通しである
- ③ 本事業の成果である「実用化」は試作品完成のレベルであり、目標としている「事業化」に至るまでには、性能検証や製造工程の工夫など、さらなる作業が生じることが一般的である

といったことから、技術開発終了後3年が経過するまでには事業化率が更に増加する見通しです。

なお、平成21年1月現在における各年度の事業化率を再集計したところ、下表のとおり、16年度から18年度までの事業化率が増加しています。

表 技術開発終了件数、事業化件数及び事業化率の推移 (単位：件、%)

指標 \ 年度	～平成 14	15	16	17	18	目標値
技術開発終了件数	373 (-)	442 (69)	502 (60)	571 (69)	634 (63)	—
事業化件数	130 (-)	150 (20)	168 (18)	186 (18)	191 (5)	—
事業化率	34.9	33.9	33.5	32.6	30.1	35

(注) 1 「技術開発終了件数」欄及び「事業化件数」欄の()内の数値は、単年度の件数である。

2 事業化率については、技術開発終了後3年以内の事業化件数／技術開発終了件数。

なお、評価書への記載については、確定値ではない値について言及することは好ましくないと考え、見送りました。

しかしながら、評価書上において、直近の事業化率の動向についての記載が不十分であり、御指摘のとおり、17年度及び18年度の事業化率について全く分析が行われていないのではないかとと思われる可能性もあると思われま

す。以上のことから、評価書の記載を次のとおり補足・修正します。

<<指標の推移>>

(表省略)

年度末時点。ただし、平成 16 年度、17 年度及び 18 年度の事業化率は、評価書作成時点(20 年 2 月)。

事業化率については、事業技術開発終了後 3 年以内の事業化件数(累積値) / 終了件数 (累積値)。

なお、平成 16 年度、17 年度及び 18 年度の事業化率は、技術開発終了後 3 年を経過していないため、今後増加する見通し。

<<目標の達成状況>>

平成 16 年度末時点でみると、事業化率は目標値である 35%にはやや及ばないものの、堅調に推移しており、目標はほぼ達成しているものと考えられる。平成 14 年度 (34.9%)、15 年度 (33.9%)、16 年度 (33.3%。ほぼ確定に近い値と判断。) についてはほぼ目標を達成している。

また、平成 17 年度及び 18 年度の事業化率については、技術開発終了後 3 年を経過していないため、今後増加する見通し。

【今後の方向性】

本事業は、所期の目標をほぼ達成したため、平成 19 年度をもって終了する。

なお、終了案件の事業化については、技術開発終了後 5 年後までのフォローアップ調査等を通じ、事業者からの相談等に引き続き対応していく。

結果及び総務省の対応方針

評価書の記載に不明確な点がみられたが、直近の事業化率の動向についての分析結果等の事実関係が明らかになり、評価書が修正される。このため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 2-7 「エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用（石油ガスコージェネ導入促進事業費補助金（旧石油ガス利用設備導入促進対策費補助金）」

総務省から経済産業省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策は、石油代替エネルギーの開発や利用の促進、エネルギー利用効率の向上を通じて、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーや環境にかかわる制約の下で、国際的に競争力ある経済活動を持続させることを目指すことを目的とし、「石油ガスコージェネ導入促進事業費補助金（旧石油ガス利用設備導入促進対策費補助金）」ほか92事業を実施しています。

本施策の平成16年度事前評価書においては、個々の事業ごとに目標、指標等を設定しており、このうち、「石油ガスコージェネ導入促進事業費補助金（旧石油ガス利用設備導入促進対策費補助金）」の目標及び目標達成時期は以下のとおりです。

石油ガス利用設備導入促進対策費補助金（事業期間：平成16年度～20年度） （平成16年度事前評価書）
○ 目標：LPガスの利用効率が高いコージェネシステム（省エネルギー率5%以上を対象）の普及 ・コージェネシステムモデル事業：25台
○ 目標達成時期：平成20年度

一方、本施策の平成19年度事後評価書によると、下表のとおり、16年度、17年度、18年度の石油ガスコージェネシステムの導入目標台数をそれぞれ5台、5台、7台と設定していますが、17年度を除き目標値を下回っている状況です。

表 石油ガスコージェネシステム導入台数の推移（単位：台）

年度 指標	平成16	17	18	合計（16～18）
コージェネシステム導入台数	1（5）	5（5）	1（7）	7（17）

（注）1 経済産業省の平成19年度事後評価書を基に当省が作成した。

2 （ ）内の数値は、目標値である。

また、平成16年度事前評価書によると、石油ガスコージェネシステムを20年度までに25台導入することを目標としていますが、事業期間が終了していないものの、18年度までで7台しか導入されておらず、導入が低調であると考えら

れます。

しかしながら、平成 19 年度事後評価書では、「今後の方向性」として、「初期投資を支援することによって設置促進が図られることから引き続き本事業を継続して実施していく」としているのみであり、目標の達成に向けた導入状況が低調である原因等に関する分析が行われていません。

【事実関係の照会】

(問)

本事業の事後評価では、平成 20 年度における目標の達成に向けた石油ガスコジェネシシステムの導入状況が低調である原因等に関する分析を行い、その結果を評価書上明らかにすべきであると考えますが、貴省の見解をお示してください。

経済産業省から総務省への回答

(回答)

目標の達成に向けた導入状況については、石油ガスコジェネシシステムの導入状況を確認するとともに、補助事業者に対し導入が低調である原因についてヒアリングを行い、平成 16 年度からの LP ガス価格の高騰（16 年度は 15 年度比約 1.3 倍、17 年度は同約 1.7 倍、18 年度は同約 1.8 倍）により、LP ガスに転換するコストの見通しが立てにくくなったことと併せ、相対的なコストメリットが小さくなったため、設置事業者が設置に消極的になったことが要因であると分析していました。

また、当初は 50kw 以上の大型システムを補助対象としており、設置事業者の初期投資コストが大きくなっていったことも導入が低調な要因であると考えられました。

当省としては、上記の分析結果を受け、同システムの導入を促進するため、平成 18 年度より、事業者側の導入負担が相対的に小さく、ヒアリングでも要望のあった小規模施設でも利用可能な 10kw までを補助対象とするよう、補助要件の拡大を行いました。要件拡大の制度変更に対して、事業者側が利用できるまでに至らなかったことにより、補助採択件数が想定したとおり増加しなかったものと考えております。

一方、補助対象を拡大したことにより、評価時点において、補助対象となる同システムの導入数は十分に存在していたことから（平成 18 年度における同システムの導入数：16 台）、今後は、本補助事業の周知を十分に行うことで、採択目標は達成可能であると考え、評価書に記載しているとおり、「引き続き本事業を継続して実施していくこと」といたしました。

しかしながら、評価書上において、導入が低調であることの原因分析に関する記載が不十分であったことは御指摘のとおりであるため、下記のとおり、評

評価書を修正するとともに、今後は、原因分析を評価書上明らかにするよう記載していく所存です。

今後の方向性	<p>【見直し継続】</p> <p>近年の地球規模での環境問題において二酸化炭素排出量を減らすことが重要課題となっている。LPガスは二酸化炭素排出量が少なくエネルギー基本計画（平成19年3月閣議決定）においても「クリーンなエネルギー」として位置付けられている。本事業はLPガスコージェネレーションシステムを導入促進することで地球環境問題の対策にも寄与し、また、LPガスの安定供給にも資するものである。</p> <p><u>なお、本事業は、近年のLPガス価格の高騰により、LPガスへの転換のコストメリットが小さくなったため、設置事業者が設置に消極的になっているものの、設備採択要件の緩和（発電能力による条件緩和）により潜在需要は十分に見込まれているところであり、エンドユーザーへの直接PR強化等を実施し、初期投資を支援することによって設置促進が図られることから引き続き本事業を継続して実施していくことが必要である。</u></p> <p>また、平成20年度に、平成21年度以降の補助事業の実施方法について検討することとしている。</p>
--------	--

結果及び総務省の対応方針

評価書の記載に不明確な点がみられたが、目標が低調である原因についての分析結果等の事実関係が明らかになり、評価書が修正される。このため、評価書が提出された際に内容を確認する。

また、今後は、事前評価で設定された目標の達成状況が低調である場合は、その原因分析を評価書上明らかにしていく旨の認識が示されたため、今後提出される評価書において同様の問題がないか確認する。

事例 2-8 「生物多様性の保全と自然との共生の推進（自然環境の保全・再生）」

総務省から環境省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策の「目標 5-2 自然環境の保全・再生」は、原始的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図るものです。

貴省の平成 19 年度環境省政策評価書（事後評価）では、評価指標の一つとして「国立公園計画の点検実施済地域数」が設定されており、当該指標の推移は以下のとおりです。

（単位：地域）

H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
21	23	33	36	34	H19 年度	57

（注）平成 19 年度環境省政策評価書を基に当省が作成した。

当該指標の平成 19 年度の実績をみると、目標値である 57 地域に達していませんが、貴省政策評価書では、当該指標による評価・分析として、「国立公園のうち、過去 5 年間に公園計画の点検が終了した地域は、34 地域であり、全地域（57 地域）で点検を実施するという目標に対して 60%の達成率となっている。引き続き、点検の着実な実施に向け、土地所有者等の関係者との調整を進める。」との記述にとどまり、目標が達成されなかった原因の分析が行われていません。また、今後の対応方針についても、貴省政策評価書では、「引き続き、点検の着実な実施に向け、土地所有者等の関係者との調整を進める。」との記述にとどまっています。

なお、当該指標に係る目標が達成されなかった原因の分析が行われていない点について、貴省から、政策評価書の「指標に影響を及ぼす外部要因」欄には「国立公園は、土地所有者に関係なく指定しているため、その公園計画の見直しに当たっては、土地所有者等の関係機関や地元関係自治体との調整が必要であり、これらの関係者の意思が影響する場合がある。」と記載しており、「評価・分析」欄には改めて記載していない旨の御回答を頂いています。

【事実関係の照会】

（問）

実績評価方式による政策評価においては、あらかじめ目標を設定し、当該目

標に係る実績を測定し、目標が達成されなかった場合にはその原因について分析し、必要に応じて政策の見直し・改善を行うものとされています。

本評価については、貴省政策評価書の「評価・分析」欄において、当該指標に係る目標が達成されなかった原因についてより具体的な分析を行うとともに、今後の対応方針についても、「今後の展開」欄において、より具体的なものを示すべきであると考えますが、貴省の見解をお示してください。

環境省から総務省への回答

(回答)

今後は、目標の達成状況が低調である場合は、丁寧にその原因を分析し、それに基づいた今後の方針を検討することとします。

これを踏まえた今回の評価結果は以下のとおりです。

○「評価・分析」

公園計画の見直し作業は、前回見直しの終了後、概ね5年ごとに実施することとしているため、前回見直しの終了した年度の翌年度から起算して4年度目から、情報収集、整理を行うなど、検討作業を開始する。国立公園は、土地所有に関係なく指定し、法に基づく各種行為規制を課すことにより当該地の風致景観を保護する制度であるため、公園計画の見直しの検討作業に当たっては、国の関係行政機関、関係都道府県及び市町村とも事前に十分連絡調整を行い、他の公益との調整を図ることとしている。特に公園区域の拡張や規制強化を内容とする見直しに際しては、土地所有者等の財産権に一定の制限を加えることとなることから、土地所有者や地元住民、関係市町村等に対して十分な説明を行った上で納得協力を得ることが必要であるが、この調整作業の段階において、土地所有者や地元住民等の理解を得るまで多大な時間を要する場合が多く、これが公園計画の見直し作業全体の進捗に影響し、当初の目標年度までに見直しを終えることが出来ないケースが少なくない。その結果、目標の達成率が60%となっていると考えられる。

○「今後の展開」

これまでも、作業方針に関する通知の発出や会議の場での協力依頼等を行ってきたところであるが、今後も引き続き、公園計画の見直しを円滑に進めるため、各地方環境事務所国立公園・保全整備課長及び同国立公園企画官会議等において、最近の公園計画の見直し状況について情報共有を図るとともに、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底することとする。また、都道府県自然公園行政担当者会議等において、都道府県に対し、見直しに際して必要な情報提供や調整への協力を求めることとする。

結果及び総務省の対応方針

目標が未達成の原因及びそれに基づいた今後の方針が明らかになった。

今後は、目標の達成状況が低調である場合は、丁寧にその原因を分析し、それに基づいた今後の方針を検討する旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-9 「生物多様性の保全と自然との共生の推進（野生生物の保護管理）」

総務省から環境省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策の「目標 5-3 野生生物の保護管理」は、希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物対策の推進、侵略的な外来生物対策の推進、等により生物多様性等への影響を防止するものです。

貴省の平成 19 年度環境省政策評価書（事後評価）では、評価指標の一つとして「国指定鳥獣保護区指定箇所数」が設定されており、当該指標の推移は以下のとおりです。

（単位：箇所）

H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
59	60	66	66	66	H23 年度	88

（注）平成 19 年度環境省政策評価書を基に当省が作成した。

当該指標について、平成 18 年度環境省政策評価書では、目標年度が「平成 18 年度」、目標値が「80 箇所」とされていましたが、19 年度環境省政策評価書においては、それぞれ「平成 23 年度」、「88 箇所」に変更されています。この点について貴省に確認したところ、当該指標の目標値及び目標年度は、5 年ごとに見直しを行っている「国指定鳥獣保護区指定計画」に基づく指定箇所数及び同計画の計画期間を根拠としており、平成 19 年に新たな計画が策定されたことに伴い、目標値を「88 箇所」（国指定鳥獣保護区 66 箇所及び「未指定箇所」22 箇所）、目標年度を「平成 23 年度」に変更したとのことでした。

当該指標は平成 17 年度以降 66 箇所を横ばいとなっており、変更前の目標年度である 18 年度において変更前の目標「80 箇所」を達成しておらず、19 年度においても、新しい目標の達成に向けた進展がみられないものとなっています。しかしながら、平成 19 年度環境省政策評価書では、目標が達成されなかった原因の分析が行われていない上、国指定鳥獣保護区の指定が進展していないにもかかわらず、「レッドリストの第 2 次見直し作業を終了し、その成果を社会に広く公表した他、保護増殖事業の推進、緊急指定種の指定、国指定鳥獣保護区の指定などの各種施策を推進するとともに、外来生物法に基づき特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を果たした。」と評価されています。

さらに、同評価書の「今後の展開」をみると、「国指定鳥獣保護区の計画的な指定を推進」とされているのみで、新しい目標の達成に向けた今後の具体的な方策は特に示されていません。

【事実関係の照会】

(問)

実績評価方式による政策評価においては、あらかじめ目標を設定し、当該目標に係る実績を測定し、目標が達成されなかった場合にはその原因について分析し、必要に応じて政策の見直し・改善を行うものとされています。

本評価については、これまで当該指標に係る目標が達成されていなかったことについて分析を行い、その結果に基づき、平成23年度における目標の達成に向けた今後の具体的な方策を明らかにした上で評価結果を導くべきであると考えますが、貴省の見解をお示しください。

環境省から総務省への回答

(回答)

環境省では政策評価制度のスタート時点から参考指標を設定しており、評価書においてその性格を「達成状況を明らかにすることはできないが、参考と思われる指標」と定義し、当該指標の動向に基づいて評価・分析を行うことはしていない。

なお、「国指定鳥獣保護区指定箇所数」は、国指定鳥獣保護区指定計画を出典としている。これは計画見直し時点で国が指定することが適当と考えられる地区の数と当該計画の最終年を記載したものであり、「国指定鳥獣保護区指定箇所数」の動向をもって、目標の達成状況を推し量ることは難しいと考え、参考指標としたものである。

しかしながら今後は、評価内容をより分かり易くする観点から、鳥獣保護区指定箇所数の動向について評価・分析することとし、その際、目標の達成状況が低調である場合は、丁寧にその原因を分析し、それに基づいた今後の方針を検討することとする。

これを踏まえた今回の評価結果は以下のとおりである。

国指定鳥獣保護区指定計画に記載した箇所の数については、人間活動等がもたらす生態系の破壊などの生物多様性の危機が依然進行していることなどから、計画の見直しに当たって、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について国が指定することが適当な区域を明示したものであり、状況の変化等により、結果として数が増加したものである。

その一方で、鳥獣保護区は、法に基づく各種行為規制を課すことにより当該地の鳥獣を保護する制度であるため、保護区の設定に当たっては、国の関係行政機関、関係都道府県及び市町村とも十分連絡調整を行い、他の公益との調整を図ることとしている。また、土地所有者等の財産権に一定の制限を加えることとなることから、土地所有者や地元住民、関係団体等に対して十分な説明を

行った上で納得、協力を得ることが必要であるが、この調整作業の段階において、土地所有者や地元住民等の理解を得るまで多大な時間を要することが多く、計画の最終年まで指定に至らず、次期計画において再度掲載することとなる場合が多く見られるところである。その結果、状況の変化により指定が適当な箇所が増加しているにもかかわらず、指定箇所数が横ばいとなり、結果として計画に記載した箇所の数に対する実績値が減少しているところである。

今後も、状況の変化に応じた適切な計画の作成と、計画に記載した箇所の指定を着実かつ円滑に進めるため、各地方環境事務所野生生物課長会議等において、情報の共有、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底することとする。また、都道府県野生生物行政担当者会議等において、都道府県に対し、指定等に際して必要な情報提供や調整への協力を求めることとする。

結果及び総務省の対応方針

目標が未達成の原因及びそれに基づいた今後の方策が明らかになった。

今後は、目標の達成状況が低調である場合は、丁寧にその原因を分析し、それに基づいた今後の方策を検討する旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-10、2-25 「環境・経済・社会の統合的向上（環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成）」

総務省から環境省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策の「目標 8-4 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成」は、NPOや事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成するものです。

貴省の平成 19 年度環境省政策評価書（事後評価）では、評価指標の一つとして「環境カウンセラーの登録者数（累計）」が設定されており、当該指標の推移は以下のとおりです。

（単位：人）

H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
3,611	3,900	4,169	4,380	4,528	H22 年度	5,500

（注）平成 19 年度環境省政策評価書を基に当省が作成した。

当該指標について、平成 18 年度環境省政策評価書では、目標年度が「平成 18 年度」とされていましたが、19 年度環境省政策評価書においては、「平成 22 年度」に変更されています。この点については、平成 19 年度環境省政策評価書で「目標値の達成見込みを念頭に、平成 22 年度（現行政策評価基本計画期間）に変更した。」とされています。

当該指標の目標「5,500 人」は、変更前の目標年度である平成 18 年度において達成していませんが、18 年度環境省政策評価書では、その原因の分析は特に行われていません。同様に、平成 19 年度においても、一定の進展はみられるものの目標の達成には至っていませんが、19 年度環境省政策評価書においては、特段の分析は行われていません。

また、本目標は「環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成」であり、その達成状況を直接評価するためには、環境教育・環境学習によるアウトカムの効果として、国民の環境保全行動に着目した指標を設定することが望ましいと考えられます。例えば、貴省が実施している「環境にやさしいライフスタイル実態調査」においては、「環境保全行動の実態と今後の意向」など、国民の環境保全行動に関するデータが把握されています。

【事実関係の照会】

（問 1）

実績評価方式による政策評価においては、あらかじめ目標を設定し、当該目標に係る実績を測定し、目標が達成されなかった場合にはその原因について分析し、必要に応じて政策の見直し・改善を行うものとされています。

本評価については、これまで当該指標に係る目標が達成されていなかった原因の分析を行い、その結果も踏まえ、22年度における目標達成に向けた進捗よく状況について分析した上で評価結果を導くべきであると考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問2)

本目標に係る指標として、例えば「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の結果等を利用して国民の環境保全行動に着目した指標を設定することが望ましいのではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

環境省から総務省への回答

(問1の回答)

今後は、目標の達成状況が低調である場合は、その原因を分析した上で評価を行うこととします。これを踏まえた今回の評価結果は以下のとおりです。

平成18年度に目標値を達成できなかった理由としては、本来環境カウンセラーとして高い能力を持つ人材が、すでに認定されており、新たな人材の成長を待たねばならない時期に移行していたこと、国際的な環境教育の変化を受けて、ESD(持続可能な開発のための教育)等の概念を新たな審査基準として導入したことから、受験者数が減少したためと推察されるが、環境保全に関する専門的な知識や経験を有する人を環境カウンセラー登録しており、基準を下げたことで、目標の人数達成を目指すことは、質の高い効果的な環境教育・環境学習をなす人材としての価値を落とすこととなり、適当ではないと考えた。こうしたことから、環境カウンセラーの受験希望者が、安易に認定されないことを知り、受験を自制したためとも考えられる。環境カウンセラーの応募者を増やすべく、今後は広報に力を入れ、環境カウンセラーの認知度を高めるとともに、ESDの普及に係る施策を推進することにより、目標達成を目指したい。5,500人という目標は、全国的に環境カウンセラーを配りたいという大きな目標であり、毎年確実に環境カウンセラーの数は増加していることから、引き続き、カウンセラー事業の発展に努めたい。

(問2の回答)

今後、「環境にやさしいライフスタイル実態調査」の活用も含め、新たな指標の設定について検討することとします。

結果及び総務省の対応方針

目標が未達成の原因及びそれに基づいた今後の方針が明らかになった。

今後は、目標の達成状況が低調である場合は、その原因を分析した上で評価を行う旨、また、国民の環境保全行動に着目した新たな指標の設定を検討する旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-11 「金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底」

総務省から金融庁への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本政策は、「金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること」を達成目標としています。また、測定指標として「金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況」が設定されています。さらに、評価に当たっては、昨年度の評価と同様に、「金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る利用者保護ルール等の企画・立案等の状況により評価を行うこと」とされており、下記の6重点施策について、それぞれ設定された参考指標を用いて評価が行われています。

1. 達成目標等

達成すべき目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。 【根拠】「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）、「多重債務問題改善プログラム」（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）等
測定指標	金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況 （金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る利用者保護ルール等の企画・立案等の状況により評価を行う。）

2. 平成 19 年度重点施策等

19 年度重点施策	①投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備 ②保険商品の販売・勧誘ルールの充実 ③改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 ④信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討 ⑤違法な経済取引の被害者救済に関する検討 ⑥偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討
参考指標	①関連する政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況 ②保険契約者等保護のための施策の検討状況 ②日本広告審査機構における保険会社の広告等の表示に係る相談等件数 ③関連する政令・内閣府令等及び事務ガイドラインの整備状況 ③多重債務問題改善プログラムの実施状況 ④消費者信用に係る検討状況 ⑤違法な経済取引の被害者救済に関する検討状況等 ⑥預貯金者保護のあり方の検討状況等

(注) 金融庁の評価書から抜粋した。

本政策の評価については、昨年度の認定関連活動において、当省の「法令等の整備状況など業務の実施状況に関する記述が中心となっており、評価を行うに当たり、政策効果を十分に把握した上で、これを基礎として評価を行うべき」との指摘に対し、貴庁から「指摘を踏まえ、平成20年8月に作成・公表予定の平成19年度実績評価書においては、金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況、貸金業に関する関係統計資料等を活用して、政策効果を把握した上で、これを基礎として評価を行うこととする」との御回答を頂いています。

【事実関係の照会】

(問)

本政策の評価について、昨年度の認定関連活動における当省の指摘に対し、貴庁はどのような措置を講じられたのでしょうか。具体的に御教示ください。

金融庁から総務省への回答

(回答)

昨年度の認定関連活動に係る貴省からの指摘を踏まえ、平成19年度実績評価書においては、金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況、貸金業に関する関係統計資料等を踏まえ現状分析を行った上で、政策効果の把握に努めたが、時間的な問題から計数把握に限界があったこと、多重債務者対策については、取組みの開始から間がなく、効果の把握に限界があったこと等から、評価結果については、制度の整備状況を中心とした記述をせざるを得なかったところである。

平成20年度政策評価実施計画においては、達成目標を「金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること」と変更するとともに、測定指標として金融サービス利用者相談室や各業界団体における相談等の受付状況、PIO-NETにおける金融関連の消費生活相談情報の状況等、参考指標として無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況（貸金業関係統計資料集より）を使用することにより改善を図るなど、実効性ある政策評価に努めてまいりたい。

結果及び総務省の対応方針

金融サービス利用者相談室や各業界団体における相談等の受付状況、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）における金融関連の消費生活相談情報の状況等を測定指標として使用することにより改善を図るなど、実効性ある政策評価に努める旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-12 「化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

個別目標 1 「毒物・劇物の適正な管理を推進すること」に係る指標として「毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数」及び「毒物・劇物営業者等に対する立入検査件数」を設定しています（両指標とも目標は設定されていません）。

このうち、指標「毒物・劇物営業者等に対する立入検査件数」について、平成 19 年度実績は「集計中」とされていますが、個別目標 1 に関する評価では、「毒物・劇物の適正な管理については、本来登録業者が自己責任で自主的に点検し、改善すべきものであるが、行政側としては限られた人員の中で、事故の発生状況、過去の立入頻度又は違反状況等を考慮し、効率的かつ効果的な立入検査を行っている。上記の事情を考慮した上で、平成 19 年度においては立入検査数は現在集計中であるが、法において定められた基準を満たしていない等保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、必要な指導等を行った。」「効率的かつ効果的に毒物及び劇物の適正な管理の推進に向けた取組がなされている」と評価できる。」としています。

個別目標 1 については、平成 17 年度の認定関連活動において、当省の「評価に当たっては立入検査による違反発見数・率にとどまらず、立入検査による改善効果を含めて評価すべき」との指摘に対し、貴省から「当方においても、御指摘のとおり改善効果を含めて評価することを検討している」との御回答を頂いています。このことについて、今回、貴省に照会したところ、「立入検査による改善効果については、貴省による平成 17 年度の認定関連活動による御指摘を踏まえて、当省から都道府県にアンケート調査を行い、改善率の集計を行っている。しかしながら、毒物及び劇物取締法に基づく規制は多岐に渡るため、事業者に対する指導も複数の点に及ぶことが多く、全ての改善状況について必ずしも単年度中に確認できるものばかりではない。従って、これを指標とするには、改善の確認基準及び集計方法に正確性を期すため、改善率に係る指標の設定方法についてさらに検討が必要であると考えている。」とのことでした。

【事実関係の照会】

(問)

貴省御回答によると、立入検査による改善効果について、「指標とするには、改善の確認基準及び集計方法に正確性を期すため、改善率に係る指標の設定方法について更に検討が必要であると考えている」とのことですが、集計方法等の精緻化を図りつつ、まずは試行的に指標として導入してみることも考えられ

ます。改めて貴省の御見解をお示しください。

厚生労働省から総務省への回答

(回答)

御指摘を踏まえ、次年度の指標として違反改善率に係る指標により評価することを検討したい。しかしながら、改善の確認基準や集計の方法を含む調査の方法については、今後精査を行い、必要に応じて修正することとしたい。

結果及び総務省の対応方針

平成17年度の認定関連活動における当省の指摘を受けて、都道府県にアンケート調査を行い、立入検査の改善率の集計を行っていることが明らかになった。

また、次年度の指標として違反改善率に係る指標を設定して評価を行うことを検討する旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-13 「技術研究開発を推進する」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策の業績指標として「年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合」が設定されており、本指標は、技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくために技術研究開発を効果的・効率的に推進する上で、前年度に実施されたすべての研究開発課題について、その進捗状況を的確に管理する観点から設定されているものです。また、平成 19 年度以降毎年度、80%以上達成することが目標値（業績目標）として設定されています。

評価書では、本指標に関し、対象となる研究開発課題の件数や、それぞれの年度計画の進捗状況をどのように測定しているのかについて、具体的に明らかにされていません。

また、個別の研究開発課題では、国土交通省政策評価基本計画に基づき、原則として、外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が積極的に行われており、貴省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/hyouka/02_kenkyu.html）には過去の研究開発評価の結果が掲載されていますが、この旨は評価書では具体的に明らかにされていません。

なお、貴省は、「本指標は、政策チェックアップ（業績測定）において、様々な目的を有する研究開発に関する統一的な指標を設定することは難しいところ、少なくとも年度当初に計画していたとおりに研究が進捗することが、それぞれの研究開発の目的を達成するための一つの前提条件であると考えられることから、現在のところ、このような業務の実施状況を測定するアウトプット指標を設定しているものである。」としています。

【事実関係の照会】

（問 1）

本指標の対象となる研究開発課題の件数や、それぞれの年度計画の進捗状況の測定方法について、評価書に具体的に説明すべきではないでしょうか。

（問 2）

実績評価方式による評価において研究開発に係る政策効果の発現状況をアウトカムに着目して示すことは国民の視点に立つとの観点から重要であると考えます。

このため、個別の研究開発課題で別途評価の実施に当たって行われている外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）に関し、実績評価方式による評価結果について、現状から一定の改善を図り、アウトカム的なものとして示すための一つの方策として、評価書に過去の研究開発評価の結果（外部評価結果）を参考情報として示すことはできないでしょうか。

国土交通省から総務省への回答

(問1の回答)

国土交通省としては、本指標の対象とされている79件の研究開発課題ごとに「十分達成した」、「概ね達成した」、「達成しなかった」の3段階で評価し、そのうち「十分達成した」及び「概ね達成した」ものを「年度計画通りに進捗した」と整理しているが、今後、貴省の見解を踏まえ、評価書においてより具体的に説明することとしたい。

(問2の回答)

今後、貴省の見解を踏まえ、現状から一定の改善を図るため、評価書に、参考情報として、個別の研究開発課題については、別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われている旨及び過去の研究開発評価の結果（外部評価結果）を参照する情報を記載していくこととしたい。

結果及び総務省の対応方針

今後、評価書において、本指標の対象となる研究開発課題の件数や、それぞれの年度計画の進捗よく状況の測定方法について、より具体的に説明していく旨の認識が示された。参考情報として、個別の研究開発課題について別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われていることや、過去の研究開発評価の結果（外部評価結果）を参照する情報を記載していく旨の認識が示された。このため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 2-14 「国際協力、連携等を推進する」

総務省から国土交通省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策の業績指標として「国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数」が設定されており、本指標は、相手国政府等との交流・支援を深める国際会議、国際セミナー、研修等を実施し、我が国の持つ経験・専門性・技術を相手国政府等へ提供することが我が国の国際協力・連携等の推進に寄与するものであるとの観点から、実施した国際会議、国際セミナー、研修等の件数を「国際協力・連携等の推進に寄与した」プロジェクトとしてカウントするために設定されているものです。また、平成 19 年度 124 件を達成することが目標値（業績目標）として設定されています。

評価書では、主な事務事業として「重点的建設援助推進事業等」、「自動車基準・認証制度国際調和推進支援事業」等が挙げられ、事務事業の実施状況として「複数の事務事業を取りまとめて実施するなど効率的に実施」、「国際協力・連携の実施に当たり、援助方針策定事業など、相手国のニーズを的確に把握し、我が国の技術移転や支援に結びつけるための取組を実施」とされています。

しかしながら、各事務事業が「国際協力・連携等の推進」に具体的にどのような寄与したのかについては、評価書では具体的に明らかにされていません。

【事実関係の照会】

(問)

実績評価方式による評価において国際協力・連携等の推進に係る政策効果の発現状況をアウトカムに着目して示すことは国民の視点に立つとの観点から重要であると考えます。

このため、国際会議、国際セミナー、研修、調査等の各事務事業がどのように国際協力・連携等の推進に寄与したのかについて、その具体的な成果も併せて評価書に記述していくべきではないでしょうか。

国土交通省から総務省への回答

(回答)

国土交通省としては、アンケートの実施等による現場での効果把握や、積極的な意見聴取により、その評価把握に努めているが、今後、貴省の見解を踏まえ、評価書により具体的な成果も併せて記述することとしたい。

結果及び総務省の対応方針

今後、評価書において、国際会議、国際セミナー、研修、調査等の各事務事業がどのように国際協力・連携等の推進に寄与したのかについて、より具体的な成果も併せて記述していく旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 2-15 「取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化」

総務省から金融庁への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本政策は、「市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること」を達成目標としています。また、測定指標として「証券取引に関する苦情・相談の内容・件数」が設定されており、参考指標として①「取引所規則等の検討・実施状況」、②「監督指針の整備状況」及び③「自主規制機関の取組み状況」が設定されています。

評価結果（端的な結論）をみると、「取引所関係規則や日証協の規則の改正など、市場の公正性・透明性の向上に向けた市場関係者の取組みが進展しています」など「取引所規則等の検討・実施状況」等の参考指標の測定結果により評価結果を導いており、測定指標である「証券取引に関する苦情・相談の内容・件数」については、「(参考) 金融サービス利用者相談室における投資商品・証券市場制度等に関する相談等の受付件数は、18 事務年度 10,342 件、19 事務年度 12,769 件となっています。」と評価書に記載されているのみで、測定結果の分析・検証は全く行われていません。

【事実関係の照会】

(問)

本政策の評価に当たっては、市場の公正性・透明性の向上について検証する観点からも、あらかじめ設定した測定指標である「証券取引に関する苦情・相談の内容・件数」について測定結果の分析・検証を行い、その上で評価結果を導くべきではないでしょうか。

金融庁から総務省への回答

(回答)

証券取引に関する苦情・相談は様々なところに申し立てられるものであり、平成 19 年度実績評価書においては、その全体像の把握ができなかったため、金融サービス利用者相談室における相談等の状況を参考として記載したものである。

そのような状況を踏まえ、平成 20 年度政策評価実施計画では、測定指標を「金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況」及び「認定投資者保護団体の認定の申請件数」とすることにより改善を図るなど、実効性ある政策評価に努めてまいりたい。

結果及び総務省の対応方針

「金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況」及び「認定投資者保護団体の認定の申請件数」を測定指標として設定する旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-16 「我が国金融・資本市場の国際化への対応」

総務省から金融庁への照会

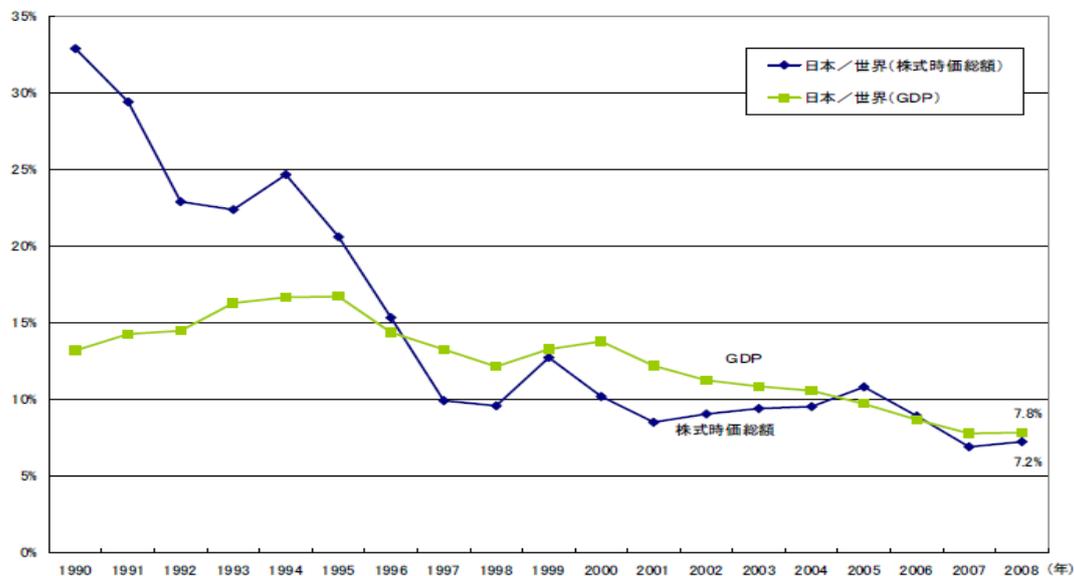
【事実関係照会の背景及び趣旨】

本政策は、「我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること」を達成目標としています。また、測定指標として①「『我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ』の開催・検討状況等」、②「世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース）」、③「各国取引所の時価総額比較」、④「対外・対内証券投資額」及び⑤「各国取引所における内外の上場企業数の推移」が設定されています。

評価書の「現状分析及び外部要因」の欄をみると、「世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース）」については、「我が国金融・資本市場について、経済規模や株式時価総額により比較した場合、日本と全世界合計の対比では概ね横ばいに推移しており、競争力強化に向けた一層の取組みが必要です。」としています。

※資料 1 から資料 4 は金融庁の評価書から抜粋した。

【資料 1 世界の金融・資本市場における日本のシェア（時価総額ベース）】



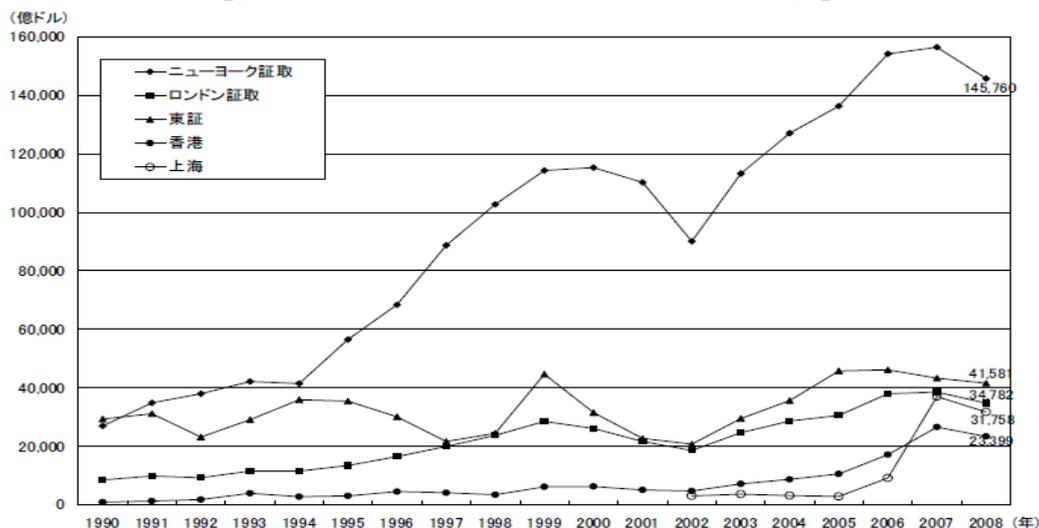
(出所) World Federation of Exchanges, IMF 「World Economic and Financial Surveys」

(注) 2008 年については、株式時価総額は 2 月末の数値、GDP は予測値による。

「各取引所の時価総額比較」については、「主要な証券取引所における上場企

業の時価総額については、株価動向等に影響される面があるものの、東京証券取引所はニューヨーク証券取引所に次いで2番目の地位を占めていますが、近年、国際的な市場間競争は一層激しさを増しており、この17年間における主な取引所の時価総額を比較すると、米国が6.5倍、ヨーロッパが9.2倍となっており、加えてアジアの証券取引所が急成長しています。」としています。

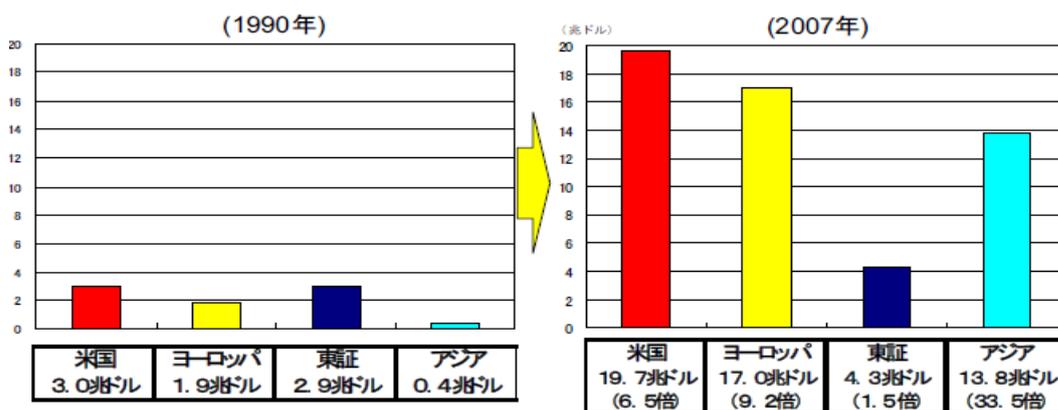
【資料2-1 各国取引所の時価総額比較】



(出所) World Federation of Exchanges

(注) 2008年は2月末の数値。

【資料2-2 世界の取引所の上場企業時価総額比較】



(出所) World Federation of Exchanges

(注1) 1990年、2007年ともに、12月末のデータ。

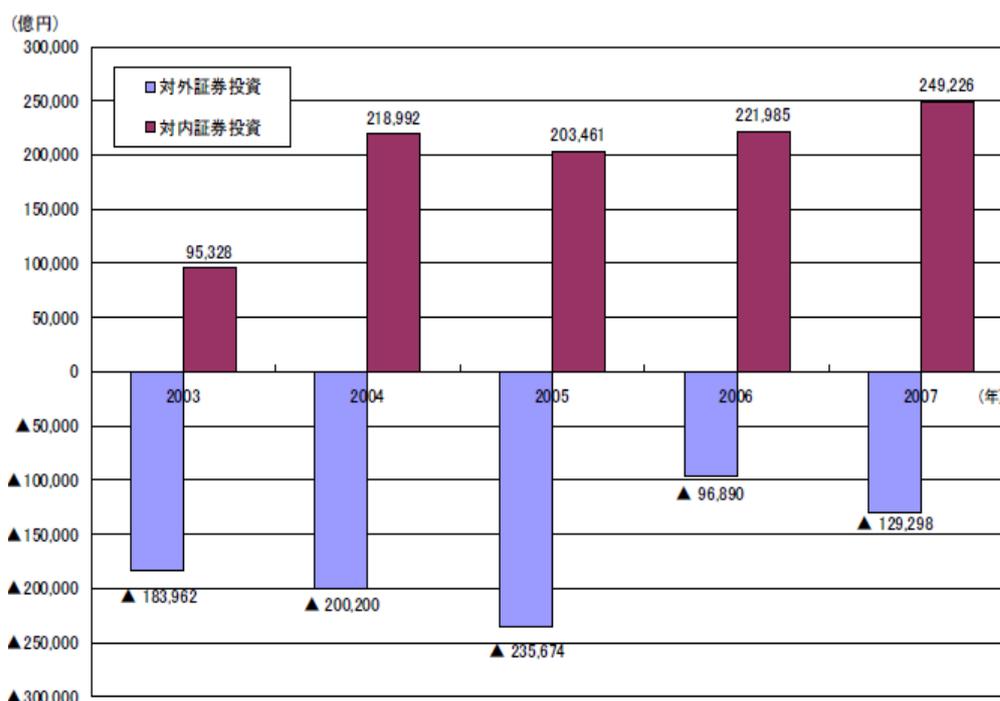
(注2) 米国は2取引所 (NYSEとNASDAQ) の合計。なお、各取引所の上場企業時価総額に占める内訳は、1990年 (NYSE : 2.7兆ドル、NASDAQ : 0.3兆ドル)、2007年 (NYSE : 15.7兆ドル、NASDAQ : 4.0兆ドル)

(注2) ヨーロッパは17取引所 (ロンドン、ユーロネクスト、フランクフルト、マドリード、スイス、OMX、ミラノ、オスロ、アテネ、ウィーン、ワルシャワ、ルクセンブルグ、ブダペスト、キプロス、アイルランド、スロベニア、マルタ) の合計。

(注3) アジアは13取引所 (香港、上海、韓国、ボンベイ、NSE、台湾、シンガポール、マレーシア、シンセン、タイ、ジャカルタ、フィリピン、コロンボ) の合計。

「対外・対内証券投資額」については、「対外・対内証券投資額を見ると、対内証券投資額から対外証券投資額を差し引いた我が国への資本の流出入の状況は、2007年は12.0兆円（対前年比▲0.5兆円、▲4.1%）となっており、前年と比較すると、概ね横ばいとなっています。」としています。

【資料3 対外・対内証券投資額】



(出所) 財務省「国際収支状況」

(注) 平成17年1月より、証券売買の計上時点を、決済時点から約定時点に変更したため、平成17年以降の係数とは厳密には連続しない。

「各国取引所における内外の上場企業数の推移」については、「株式市場の上場企業の国籍別の構成比を見ると、外国企業の構成割合は、ニューヨーク証券取引所では18.3%、ロンドン証券取引所で21.7%であるのに対し、我が国の東京証券取引所では1%でしかなく、国際性に欠けるとの指摘があります。」としています。

【資料4 各国取引所における内外の上場企業数の推移】

	1997 年末	2002 年末	2007 年末
東京証券取引所	1,865 社	2,153 社	2,414 社
うち外国企業	60 社(3.2%)	35 社(1.6%)	25 社(1.0%)
ニューヨーク証券取引所	2,626 社	2,366 社	2,297 社
うち外国企業	355 社(13.5%)	472 社(19.9%)	421 社(18.3%)
ロンドン証券取引所	2,513 社	2,824 社	3,307 社
うち外国企業	467 社(18.6%)	382 社(16.8%)	719 社(21.7%)

(出所) World Federation of Exchanges

評価結果（端的な結論）をみると、「『金融商品取引法等の一部を改正する法律』の成立など、市場強化プランの着実な進捗が見られるほか、初めての日中の金融監督当局等との定期協議を開始する等、アジアの主要国金融監督当局との情報交換や連携強化に努め関係強化につながっている」など、平成 19 年度重点施策である①「我が国金融・資本市場の国際化に向けた検討」及び②「アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等」に係る取組の状況により評価結果を導いており、測定指標の測定・分析結果が評価結果に結び付いていないのではないかと思われます。

【事実関係の照会】

(問)

本政策の評価に当たっては、あらかじめ設定した測定指標の測定・分析結果を踏まえて評価結果を導くべきではないでしょうか。

金融庁から総務省への回答

(回答)

平成 19 年度実績評価書においては、達成度の判断理由で「『金融商品取引法等の一部を改正する法律』の成立など、市場強化プランの着実な進捗が見られるほか、初めての日中の金融監督当局等との定期協議を開始する等、アジアの主要国金融監督当局との情報交換や連携強化に努め関係強化につながっているものの、我が国金融・資本市場等の競争力強化に向けたさらなる取組みが必要であることからBと評価しました。」としているところである。

この「さらなる取組みが必要」との評価は、評価書の「現状分析及び外部要因」に記載している測定指標の測定・分析結果に基づくものであり、あらかじめ設定した測定指標の測定・分析結果を踏まえて評価結果を導いているものと考えているが、評価結果において、測定指標を踏まえた分析・記述が十分では

ないと考えられるため、今後の評価において改善を図るなど、実効性ある政策評価に努めてまいりたい。

結果及び総務省の対応方針

評価書の「現状分析及び外部要因」における各測定指標の分析・検証結果に基づき「B」（さらなる取組が必要）との評価結果を導いていることが明らかになった。

また、「評価結果」において、測定指標を踏まえた分析・記述が十分ではないため、今後の評価において改善を図るなど、実効性ある政策評価に努める旨の認識が示されたため、今後、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-17 「防災に関する普及・啓発」

総務省から内閣府への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本政策は、「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）の趣旨を踏まえ、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化するものであり、この一環として、防災ポスターコンクール、防災フェアの開催（8月24日～27日）等が行われています。

防災フェアへの参加者数などが指標として設定されていますが、国民における具体的な防災対策の実施状況に関する指標は設定されていません。

この点については、「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」など国民が大地震に備えてとっている対策の実施状況について、世論調査が行われています（注）。

なお、平成20年版防災白書（平成20年6月内閣府）では、「自然災害に見舞われやすい我が国においては、国民の災害に対する関心は高い。重要なことは、防災における自助の実効を挙げるためには、このような高い関心が、実際の防災行動に結びつくことである。しかしながら、現実には、その高い関心が実際の行動に必ずしも結びついていない状況が見取られ、防災対策の実効性という点では大きな課題となっている」として、国民の防災意識と行動のギャップについての課題が示されているところです。

（注）世論調査の調査実績

調査実績	地震防災対策に関する特別世論調査（平成17年8月） 防災に関する世論調査 （平成14年9月，平成9年9月，平成7年9月，平成3年7月， 平成元年7月，昭和62年8月，昭和59年9月） 防災と情報に関する世論調査（平成11年6月）
------	--

（地震防災対策に関する特別世論調査（平成19年11月）の概要より抜粋）

【事実関係の照会】

（問）

本政策は、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化するものであることから、上記の世論調査結果などを活用し、国民の防災意識と防災行動に関する指標を設定して評価を行う必要があると思われませんが、貴府の見解をお示しください。

内閣府から総務省への回答

(回答)

御指摘の世論調査が行われる場合は、その結果を活用した指標の設定の可能性について検討してまいりたい。

また、防災フェアの来場者アンケート等において、当該事業への評価のみならず、できる限り一般的に防災意識の変化や防災行動への意向を調査するなど、必要な改善を図り、同調査結果を活用した指標の設定の可能性について検討してまいりたい。

結果及び総務省の対応方針

世論調査や防災フェアの来場者アンケート等のデータを活用し、国民の防災意識と防災行動に関する指標の設定を検討する旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-18 「検察権行使を支える事務の適正な運営」

総務省から法務省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策は、「検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。」を基本目標とし、当該目標を達成するために達成目標 1 から 3 を設定しています。

貴省が作成した評価書の「基本目標と達成目標・指標との関係」によると、達成目標 1 「適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。」は、「国際化の進展に伴い外国人が関与する事件が増加傾向にあることから、捜査手続における通訳の正確性・公平性をより一層確保するため」に設定し、その達成度については、「通訳人を巡る実務上の諸問題についての検討を踏まえ、通訳人に対し、具体的にどのような研修を実施したかにより評価することが適当であることから」、「通訳人に対する研修の実施状況」を指標としていますが、その目標値等は設定されていません。

また、達成目標 2 「犯罪被害者等に関する施策を充実させる。」は、「平成 17 年 12 月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、検察においても犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められていることから」設定し、その達成度については、地方検察庁に配置されている「被害者支援員に対し、必要な知識・技能を習得させるため、どのような研修を実施したかを検証することが適当であるので」、「被害者支援員に対する研修の実施状況」を指標としていますが、その目標値等は設定されていません。

【事実関係の照会】

(問)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要があります。

達成目標 1 及び 2 について、「研修参加者の研修に対する理解度(あるいは「満足度」、「参考度」等)」を具体的な目標値として設定すべきではないかと考えますが、貴省の御見解をお示しください。

法務省から総務省への回答

(回答)

平成 20 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」においては、達成すべき水準を明確化するため、目標値に研修後のアンケート結果を設定して、満足度ないし参考度を計ることとしている。

結果及び総務省の対応方針

指標の設定について、平成 20 年度の評価書において、達成すべき水準を明確化するため、目標値として研修後のアンケート結果を設定し、満足度ないし参考度を計ることで評価を行う旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-20 「経済協力（TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援）」

総務省から外務省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本具体的施策の事務事業である「⑧TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援」は、有効性の観点から評価が行われており、「拡充強化」とする評価結果が導き出されています。貴省によると、本評価を行うに当たり、外部の学識経験者を中心に構成される「ODA 評価有識者会議」による第三者評価である、「平成 19 年度『TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援の取り組みの評価』報告書」を参考として用いるとしています。

この報告書においては、MDG 指標の変化についての分析や、ウガンダ及びケニアにおけるケース・スタディ等も交えて、有効性の分析及び評価が行われています。一方、貴省の平成 20 年度政策評価書をみると、会議の開催実績や支援額等の対アフリカ支援の実施状況の説明にとどまり、政策効果について分析されていません。

【事実関係の照会】

(問)

本評価は TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援の実施状況の説明にとどまっていることから、第三者評価報告書を活用するなどにより政策効果を十分に把握し、これを基礎として評価を行った上で評価結果を導くべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

外務省から総務省への回答

(回答)

御指摘の第三者評価報告書は、日本の対アフリカ支援についてケース・スタディを行い、ミレニアム開発目標（MDG s）及び経済成長並びに貿易・投資等に係るマクロ経済指標を用いた評価を試みています。

ここで留意すべき点は、①MDG s やマクロ経済指標の改善は、我が国を含むドナー側の取組のみによって達成されるものではなく、平和の定着やガバナンスの改善を含むアフリカ諸国自身の貧困撲滅に向けた取組等が右達成の上で重要な要素となること、また、②T I C A Dプロセスは、アフリカ開発のために「国際社会の知恵と資金を結集する」ことが主眼にあり、我が国の支援のみによってアフリカの開発課題を克服しようとするプロセスではないという点です。第三者評価報告書も、アフリカに対する支援は、「日本以外にも数多くのドナーが様々な分野において展開されていることから、各種指標の改善に対する日本の寄与がどの程度であるかを定量的に明らかにすることは容易ではな

い」(111ページ)と指摘しております。

以上にかんがみれば、第三者評価報告書が試みたようなMDGsを始めとする定量的な指標によって、TICADプロセスを通じた我が国の対アフリカ支援を数多くのドナー支援やアフリカ諸国自身の取組から切り離して評価することは困難であると思われます。よって、本件について御指摘のような政策効果の把握及び右に基づく評価を行う場合には、御指摘の第三者評価報告書の分析については貴重な参考資料としつつ、ドナーとしての我が国の対アフリカ支援の内容(量及び質)から評価すると同時に、我が国とアフリカとの関係が同プロセスを通じて如何に進展したのか、といった定性的な観点からも判断されるべきものと考えます。

今後、外務省によるODAの政策レベル評価については、第三者評価報告書等を参考としつつ、可能な限り援助の内容(量及び質)や、援助により我が国と被援助国との関係がどのように進展したのか、といった観点から政策効果を十分に把握した評価を行うよう努めます。

結果及び総務省の対応方針

外務省によるODAの政策レベル評価について、今後は、第三者評価報告書等を参考としつつ、可能な限り援助の内容(量及び質)や、援助により我が国と被援助国との関係がどのように進展したのか、といった観点から政策効果を十分に把握した評価を行うよう努める旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-21 「国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する」

総務省から文部科学省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本政策の評価では、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省。以下「行動計画」という。）で定める事項のうち、学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制の整備に関する指標として「ALT（外国語指導助手）の授業参加率」や「英語教員の英語力」等を設定するとともに、当該体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定しています。

達成目標の達成度合いを判定するための基準（判断基準）については、これら指標の行動計画策定当初からの伸び（注1）により設定しています。具体的には、指標の 8 割以上が行動計画策定当初より向上している場合には評価結果を「A（想定どおり達成・概ね順調に進捗）」とし、すべての指標が行動計画策定当初より 10 ポイント以上向上している場合には評価結果を「S（想定した以上に達成・想定した以上に順調に進捗）」とすることとしています。

評価結果については、全 7 指標のうち「6 つの指標について、計画策定当初より指標が向上していた」ことから、「A」としています。

（注 1） 全 7 指標のうち英語教員及び生徒の英語力に関する 4 指標については、平成 15 年度から 17 年度までの間はデータが把握されていないため、行動計画策定当初（平成 15 年度）からの伸びではなく、18 年度からの伸びに基づき評価を行っている。

生徒の英語力に関する 2 指標について平成 19 年度の実績をみると、下表のとおり、目標とするレベルの英語力を有する者の割合は、中学生で 32.4%、高校生で 30.3%となっており、行動計画における目標水準である「卒業者の平均」（注 2）に達していない状況にあります。

指標の内容	19 年度実績
生徒の英語力（中学生：英検 3 級程度の英語力を持つ生徒の割合）	32.4%
・伸び（ポイント）	-1.3
生徒の英語力（高校生：英検準 2 級～ 2 級程度）	30.3%
・伸び（ポイント）	2.5

（注 2） 行動計画における生徒の英語力についての記述は下表のとおりとなっており、文部科学省は、「卒業者の平均」とは、具体的には、卒業者の 5 割が卒業段階で身につけていることが望ましい

英語力のことであるとしている。

○行動計画（抜粋）

I. 「英語が使える日本人」育成の目標

日本人に求められる英語力

【目標】

国民全体に求められる英語力

「中学校・高等学校を卒業したら英語でコミュニケーションができる」

- 中学校卒業段階：挨拶や応対、身近な暮らしに関わる話題などについて平易なコミュニケーションができる（卒業者の平均が実用英語技能検定（英検）3級程度）
- 高等学校卒業段階：日常的な話題について通常のコミュニケーションができる（卒業者の平均が英検準2級～2級程度）

行動計画は平成19年度が計画期間の最終年度となっておりますが、行動計画に基づき学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制を整備した結果を図る指標である、生徒の英語力に関する2指標については、行動計画における目標水準に達していない状況にあります。

しかしながら、本評価の判断基準は、行動計画における目標水準の達成状況を分析、評価できるものとはなっていません。

【事実関係の照会】

（問）

本政策の達成目標の達成度合いについては、指標の伸びではなく、行動計画における目標の最終的な達成度合いに基づいた判断基準を設定して評価を行うべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

文部科学省から総務省への回答

（回答）

文部科学省としては、各指標の開始年次からの伸びについても、本行動計画を実施したことによる成果とみなせるため、伸び率を指標としたところであるが、平成19年度が行動計画期間の最終年度であり、行動計画に定められた「到達度」を判断基準とすべきという指摘を踏まえ、各指標の伸び率と併せて、生徒の英語力の指標に関する「到達度」についても判断基準とし、評価を改めることとしたい。

結果及び総務省の対応方針

各指標の伸び率と併せて、生徒の英語力の指標に関する「到達度」についても判断基準とし、評価を改める旨の認識が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

事例 2-22 「奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進」

総務省から文部科学省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本政策の評価では、奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合を指標として設定しています。評価結果は、平成 19 年度における当該割合が、80.13%であることから、「評価の判断基準」に基づき「A（想定どおり達成・概ね順調に進捗）」としています。

一方、奨学金事業については、近年の高等教育機関への進学率の向上、学費の増大等を背景にして事業規模が拡大しており、それに伴い、下表のとおり、総貸付金残高及びリスク管理債権額についても増大している状況にあります。

	平成 4 年度 (A)	19 年度 (B)	増加率 (B/A)
総貸付金残高	14,644 億円	52,010 億円	3.6 倍
リスク管理債権（返還期日を 3 か月以上延滞している債権）	706 億円	2,253 億円	3.2 倍

(独立行政法人日本学生支援機構の資料より)

延滞債権額の増加については、行政減量・効率化有識者会議や財政制度等審議会財政投融资分科会等から改善すべき課題として指摘されているほか、平成 19 年 10 月に独立行政法人日本学生支援機構に設置された「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において奨学金の返還促進策について検討が行われ、20 年 6 月には報告書が公表されているところです。

【事実関係の照会】

(問)

奨学金事業は、返還された奨学金を再度原資として活用する貸与制で実施されています。このため、奨学金事業の評価に当たっては、事業の継続的・円滑的实施を図る観点から、延滞債権額も指標として設定すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

文部科学省から総務省への回答

(回答)

文部科学省が行う政策評価においては、教育政策の観点から、奨学金事業が教育の機会均等にどれだけ貢献しているかを評価するため、当該事業によって、修学が可能になった学生の割合を指標にしている。

一方、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業における延滞債権額の抑制については、事業主体である日本学生支援機構の運営の在り方や事業の健全性確保の観点から、独立行政法人評価において適切に評価が行われている。

このような状況を踏まえ、今後は、経済・雇用の状況も考慮しつつ、延滞債権額の抑制については、参考指標として設定することとしたい。

結果及び総務省の対応方針

延滞債権額の抑制に関する参考指標を設定する旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-23 「意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進（拡充）」

総務省から文部科学省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本政策の評価では、奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合を指標として設定しています。評価結果は、平成 19 年度における当該割合が、80.13%であることから、「評価の判断基準」に基づき「A（想定どおり達成・概ね順調に進捗）」としています。

一方、奨学金事業については、近年の高等教育機関への進学率の向上、学費の増大等を背景にして事業規模が拡大しており、それに伴い、下表のとおり、総貸付金残高及びリスク管理債権額についても増大している状況にあります。

	平成 4 年度 (A)	19 年度 (B)	増加率 (B/A)
総貸付金残高	14,644 億円	52,010 億円	3.6 倍
リスク管理債権（返還期日を 3 か月以上延滞している債権）	706 億円	2,253 億円	3.2 倍

(独立行政法人日本学生支援機構の資料より)

延滞債権額の増加については、行政減量・効率化有識者会議や財政制度等審議会財政投融资分科会等から改善すべき課題として指摘されているほか、平成 19 年 10 月に独立行政法人日本学生支援機構に設置された「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において奨学金の返還促進策について検討が行われ、20 年 6 月には報告書が公表されているところです。

また、評価書においては、「外部評価、第三者評価等を行った場合のその概要等」として、「大学等の運営・評価、奨学金、学生支援及び留学生支援の各分野に関し、広くかつ高い見識を有する者からなる評価委員会において、「返還・回収事業の在り方、次期中期計画・中期目標の数値目標の設定について検討する必要がある」との指摘があった」としており、「指摘に対する対応方針」として、「平成 20 年度から回収の外部委託の入札方法や時期、延滞年数などを検討し、費用の低減と効果的な委託に努め、また、社会情勢を踏まえた目標の設定、大学との連携強化についても取り組むこととしている」とされています。

【事実関係の照会】

(問)

奨学金事業は、返還された奨学金を再度原資として活用する貸与制で実施されています。このため、奨学金事業の評価に当たっては、事業の継続的・円滑

的实施を図る観点から、延滞債権額も指標として設定すべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

文部科学省から総務省への回答

(回答)

文部科学省が行う政策評価においては、教育政策の観点から、奨学金事業が教育の機会均等にどれだけ貢献しているかを評価するため、当該事業によって、修学が可能になった学生の割合を指標にしている。

一方、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業における延滞債権額の抑制については、事業主体である日本学生支援機構の運営の在り方や事業の健全性確保の観点から、独立行政法人評価において適切に評価が行われている。

このような状況を踏まえ、今後は、経済・雇用の状況も考慮しつつ、延滞債権額の抑制については、参考指標として設定することとしたい。

結果及び総務省の対応方針

延滞債権額の抑制に関する参考指標を設定する旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-24 「治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること」

総務省から厚生労働省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

- 1 施策目標「治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること」に係る指標として①「難病情報センターへのホームページアクセス件数（目標：前年度以上／毎年度）」、②「ハンセン病資料館の入館者数（目標：前年度以上／毎年度）」及び③「保健所等におけるH I V抗体検査件数（目標：前年以上／毎年）」を設定しています。

本施策は、治療方法が確立していない特殊の疾病等の「予防の充実」だけではなく「治療の充実」も目標としています。しかしながら、本評価においては、「治療の充実」の効果を把握するための指標が設定されていません。

なお、「平成 18 年度実績評価書」では、評価指標として「都道府県の難病医療拠点・協力病院数」が設定され、評価に用いられていました。

- 2 個別目標 2 「ハンセン病対策を推進すること」に係る指標として「ハンセン病資料館の入館者数（目標：前年度以上／毎年度）」を設定しています。

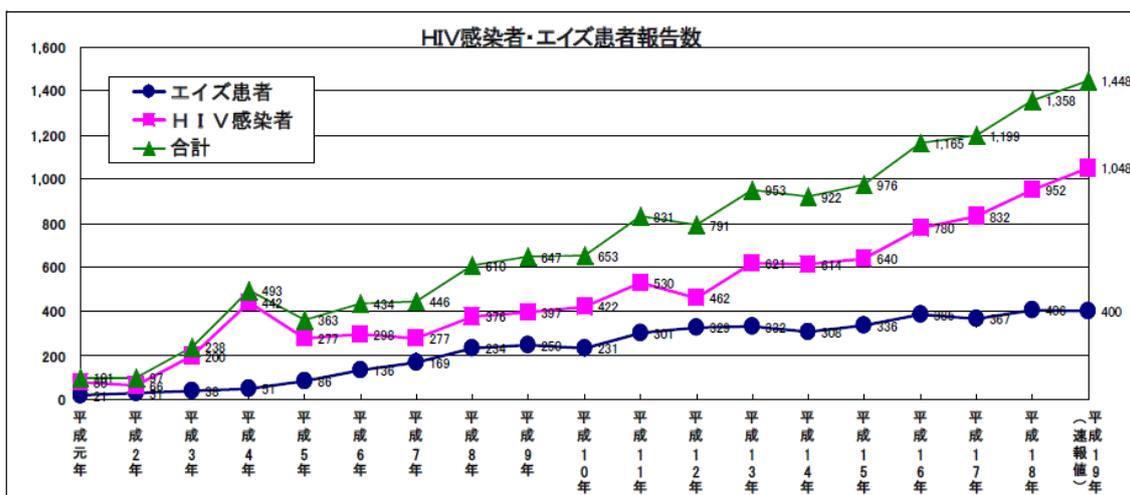
ハンセン病対策に係る事務事業として、本評価書では、「ハンセン病資料館の運営事業」のほかに、「普及啓発のためのパンフレット事業」や「ハンセン病療養所の運営事業」、さらに「補償金の支給」、「再発防止検討調査事業」及び「社会復帰支援事業」が挙げられています。このため、「ハンセン病資料館の入館者数」のみでは、ハンセン病対策全体の政策効果を把握することはできないと考えられます。

なお、「平成 18 年度実績評価書」では、評価指標として「ハンセン病療養所入所者等補償金の支給件数及び平均処理日数」、参考指標として「韓国療養所入所者への支給件数及び平均処理日数」及び「台湾療養所入所者への支給件数及び平均処理日数」がそれぞれ設定され、評価に用いられていました。

- 3 個別目標 3 「エイズ対策を推進すること」に係る指標として「保健所等におけるH I V抗体検査件数（目標：前年以上／毎年）」、参考指標として「保健所等におけるH I V／エイズに関する相談件数」及び「H I V感染者・エイズ患者報告数」を設定しています。

個別目標 3 に関する評価では、「H I V検査件数、H I V・エイズに関する相談件数が増加しており、エイズ対策が効果的に推進されている。」としているものの、「H I V感染者・エイズ患者報告数」については、特に言及されていません。

一方、本評価書では、現状分析として「エイズ／H I V感染の動向を見ると、平成 19 年度の新規H I V感染者・エイズ患者報告数（速報値）の合計が過去最高の数となっており、増加傾向が続いている。近年では地域的、年齢的にも広がりを見せており、依然として予断を許さない状況である。」としています（下図は本評価書から抜粋）。このような分析が示されている中で、「エイズ対策が効果的に推進されている」との評価結果に疑問が生じます。



資料：エイズ動向委員会報告数（厚生労働省健康局調べによる）

【事実関係の照会】

(問 1)

施策目標「治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること」の達成度合いをより適切に評価するためには、「予防の充実」のみならず「治療の充実」の効果を把握するための指標を設定し、その測定結果を分析・検証した上で評価結果を導くべきであると考えますが、貴省の御見解をお示しください。

(問 2)

ハンセン病対策推進の効果をより適切に把握し、評価するためには、例えば、以前の評価で使用していた「ハンセン病療養所入所者等補償金の支給件数及び平均処理日数」や、社会復帰支援事業の実施状況に関する指標も設定し、その測定結果を分析・検証した上で評価結果を導くべきであると考えますが、貴省の御見解をお示しください。

(問3)

エイズ対策推進の効果をより適切に把握し、評価するためには、「H I V感染者・エイズ患者報告数」を参考指標から指標に位置付け、その測定結果を分析・検証した上で評価結果を導くべきであると考えますが、貴省の御見解をお示しください。

厚生労働省から総務省への回答

(問1の回答)

本年度の評価においては、施策目標「治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること」に係る指標の一つとして「難病情報センターへのホームページアクセス件数」を設定し評価を行ったところである。当該ホームページでは、難病患者・家族の療養上の悩みや不安を解消するため、国の難病対策や相談窓口等の一般的な情報とともに、難病治療に携わる医療関係者向けに診断・治療指針や研究班の報告等の診療上必要な最新の情報を掲載しているところである。このような難病に関する適切な情報提供の機会の増加は、受診機会の増加、治療の充実、研究の促進等に資するものであると考えており、「難病情報センターへのホームページアクセス件数」は、目標に係る指標として一定の意義があるものと考えている。

しかしながら、今回の貴省からの御指摘を踏まえ、「治療の充実」の効果についてより的確な評価が可能となるよう、「都道府県の難病医療拠点・協力病院数」を指標に加えることを含め、今後どのような指標を用いることが適切かについての検討を行いたい。

(問2の回答)

貴省のご指摘のとおり、個別目標の効果をより適切に把握し、評価するためには、他の指標を設定することが望ましいと考える。「社会復帰支援事業」についても有効な指標と思われるが、療養所入所者の高齢化や身体障害の影響により、社会復帰（退所）が困難となり、療養所自体を地域に開放し社会復帰を目指す方向にニーズが変化してきているため、社会復帰支援に係るより適切な指標を検討して参りたい。

また、補償金の支給件数に関しては、国内療養所入所者の申請期間は終了（H18）し、審査も終了しているため、「国外療養所入所者の支給決定数及び平均処理日数」について指標に加えるか否かを検討して参りたい。現在補償金の支給決定審査に際しては、外国政府により提出される外国語資料（病歴紙、卒業名簿、陳述書や患者の管理カード等）を待った上で、調査・分析し総合的に入所歴の蓋然性を判断し、決定する形となっているため、外的要因（外国政府

の対応等)に影響され、具体的な達成目標の設定が困難である。これらのことから、評価に際しては、資料の整備状況等多くの要因を勘案する必要があると思われ、その評価方法についてさらに検討した上で、適切な評価が行えるよう反映させて参りたい。

(問3の回答)

我が国のエイズ対策においては、HIV感染の早期発見・早期治療と感染拡大の抑制を重視した対策を推進しており、国内のエイズ対策の充実度合いを測る上で、本評価では、「HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数」を指標とすることは、一定の意義があるものと考えている。

「HIV感染者・エイズ患者報告数」については、HIVウイルスの感染の有無は、HIV抗体検査を受検しないと判明しないこと、また、近年の大幅なHIV検査受験者数の増加が新規感染者・患者の報告数の増加に影響を与えていると考えられることから、本評価の参考指標として設定しているところであるが、貴省からのご指摘を踏まえ、「HIV感染者・エイズ患者報告数」を指標に加えることを含め検討を行いたい。

結果及び総務省の対応方針

治療の効果及びハンセン病対策推進の効果をより適切に把握し、評価するための指標の設定を検討する旨の認識が示され、また、HIV感染者・エイズ患者報告数を指標に加えることを検討する旨の認識が示されたことから、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-26 「環境政策の基盤整備（環境基本計画の効果的実施）」

総務省から環境省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本施策の「目標 9-1 環境基本計画の効果的実施」は、各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図るものです。

貴省は、本目標の達成状況を評価するに当たり、指標の一つとして「環境白書ホームページアクセス件数」を用いています。当該指標の推移は、以下のとおりです。

(単位：件)

H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
-	268,768	364,376	353,392	344,669	-	-

(注)平成 19 年度環境省政策評価書を基に当省が作成した。

平成 19 年度環境省政策評価書では、本指標による評価・分析として、「インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した」とされています。

一方、貴省が実施している「環境にやさしいライフスタイル実態調査」によると、平成 19 年度調査における「国民の環境基本計画の認知度」（「内容をよく知っている」と「内容をおおよそ知っている」の合計）は 5.3%にとどまっており、その上、18 年度調査の 6.1%から減少しています。なお、平成 18 年度環境省政策評価書では、「国民の環境基本計画の認知度」が指標の一つとして設定されていました。

【事実関係の照会】

(問)

普及啓発の効果を直接測定する指標として、「環境にやさしいライフスタイル実態調査」による「国民の環境基本計画の認知度」を改めて設定すべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

環境省から総務省への回答

(回答)

目標 9-1 にいう「普及啓発」の対象は、「環境基本計画」そのものではなく、「環境基本計画に係る取組」（代表的には、環境白書で扱われている「環

境の状況」や「環境の保全に関する施策」といった非常に広範多岐にわたる内容等)である。したがって、単に「環境基本計画」そのものを知っているか否かを問うたアンケート調査の結果である「国民の環境基本計画の認知度」では、目標の達成度を適切に測定することは難しいと考えており、改めて指標として設定することは検討していない。

総務省から環境省への再照会

(問)

現在参考指標として設定されている「環境白書ホームページアクセス件数」によっては、本目標「各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。」のうち、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行ったことの検証はできても、本目標のポイントである「環境基本計画の効果的な実施」に係る効果そのものを把握することはできないと考えます。

貴省御回答では、「環境にやさしいライフスタイル実態調査」による「国民の環境基本計画の認知度」を改めて指標として設定することは困難であるとのことですが、その場合、より幅広く、環境基本計画の効果的な実施に係る効果を適切に測定する指標を設定すべきではないかと考えますが、貴省の見解をお示しください。

環境省から総務省への再回答

(回答)

今後、環境基本計画の効果的な実施に係る効果の評価において、評価につながる新たな指標の設定等を検討する。

結果及び総務省の対応方針

今後、環境基本計画の効果的な実施に係る効果の評価において、評価につながる新たな指標の設定等を検討する旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-27 「経済協力（基礎教育への支援）」

総務省から外務省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本具体的施策の事務事業である「⑦基礎教育への支援」は、有効性の観点から評価が行われており、「今のまま継続」とする評価結果が導き出されています。貴省によると、本評価を行うに当たり、外部の学識経験者を中心に構成される「ODA 評価有識者会議」による第三者評価である、「平成 19 年度『成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)』評価報告書」（以下「報告書」という。）を参考として用いるとしています。

有効性の観点からの評価においては、BEGIN の与えた国内外へのインパクト、BEGIN の「基本理念」、「重点分野」及び「新たな取組」における成果について分析が行われていますが、以下のとおり、成果が挙げられている事項の例示にとどまっています。

例えば、BEGIN の与えた国内外へのインパクトについて、評価書では「外務省と文部科学省の連携の下に、日本初の基礎教育援助政策である BEGIN を発表したことは、日本が基礎教育援助を重視するという姿勢を国内外に示す上で画期的であったと考えられる。」と分析されているのに対し、報告書では、国内について「BEGIN の上位政策との整合性は高いが、国別援助計画や援助実施機関の国別事業計画からは、上位政策としてほとんど認識されていない。」（報告書 iii ページ「本報告書の概要」）、国外について「日本政府は、国際社会や途上国に対して、日本の基礎教育支援の理念や精神を、BEGIN によって発信したわけだが、途上国同様、他ドナーにも、十分にメッセージが伝わっていない、または伝わっているかどうか不明な状況にあると考えられる。」（58 ページ）などの分析もみられます。

また、「基本理念」について、評価書では、6つの「基本理念」のうちの1つである「途上国政府のコミットメント重視と自助努力支援」について「カウンターパート機関等による費用の一部負担が見られ、『日本の教育経験の活用』では、検討会開催、『日本の教育経験－途上国の教育開発を考える』（日・英・仏・西語版）出版等、相当なインパクトとして評価できる。」と分析されているのに対し、報告書では「基礎教育において相手国政府、学校や住民等のオーナーシップを高めるための住民参加による学校建設は、いまだ実現の途上にあり、こうした観点からは、この理念（注：途上国政府のコミットメント重視と自助努力支援）の実効性は乏しかったと考えられる。」（85 ページ）などの分析もみられます。また、BEGIN の6つの「基本理念」のうち「途上国政府のコミットメント重視と自助努力支援」及び「日本の教育経験の活用」以外の4つについては、評価書では言及されていません。

同様に、「重点分野」や「新たな取組」についても、成果が挙げられている事項のみが取り上げられており、全体的な状況を踏まえた評価が行われていません。

【事実関係の照会】

(問1)

評価書は成果が挙げられている事項の例示にとどまっており、ODAの意義や効果を明らかにしたり、問題点の解決に資する多様な情報を提供する形の評価となっていないことから、成果が挙げられていない事項なども含めた全体的な状況を踏まえた評価を行った上で評価結果を導くべきと考えますが、貴省の見解をお示しください。

(問2)

成果が挙げられていない事項なども含めた全体的な状況を踏まえた場合、本事務事業については、どのような評価結果が導き出されるのでしょうか。評価書の「有効性（具体的成果）」欄及び「事業の総合的評価」欄について具体的にお示しください。

外務省から総務省への回答

(問1の回答)

我が国の基礎教育支援については、BEGINに基づき、基礎教育のアクセス、質、マネジメントの3点を重視した支援を実施してきており、平成19年度に行われたBEGINに対するODA外部評価による提言を踏まえて、今後の我が国の基礎教育支援のあり方を検討するとともに、これまでの通常業務の見直し、改善に取り組んでいるところである。当省による政策評価においては、紙幅の制約もあり、上記外部評価において指摘された論点に網羅的に言及することには困難を伴うものの、今後は、成果が挙げられていない事項なども含めた全体的な状況を踏まえた評価を行った上で評価結果を導くことが適当であるとの貴省の指摘を踏まえた評価書を作成するよう努める。

(問2の回答)

上記を踏まえた今回の評価結果は以下のとおりである。

●「有効性（具体的成果）」については、現在の記述の末尾に、新たなパラグラフを以下のとおり挿入する。

4. 他方、途上国政府やドナーを含む国内外の援助関係者に対する BEGIN の理

解促進及び普及、国別援助計画や日常的な業務への浸透といった点については、更に努力していく必要がある。また、各取組における成果を個々の案件レベルにとどめることなく、成果の面的拡大や教育支援政策へのフィードバックに活かしていくことも課題である。

●「事業の総合評価」自体については、教育援助政策としての BEGIN の意義及びその理念を実現することの重要性に鑑みれば、特段変更の必要性を認めないが、「理由と今後の方針」について、現在の記述の末尾に、以下の一文を挿入する。

また、その際、国内外における BEGIN の更なる理解促進や、個々の案件の成果の面的拡大等に引き続き意を用いていく。

結果及び総務省の対応方針

外務省による ODA の政策レベル評価について、今後は、「成果が挙がっていない事項なども含めた全体的な状況を踏まえた評価を行った上で評価結果を導くことが適当である」との当省の指摘を踏まえた評価書を作成するよう努める旨の認識が示されたため、評価書が提出された際に確認する。

**事例 2-28 「ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ
利用技術の開発・実証」**

総務省（行政評価局）から総務省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本事業は、ユビキタスネットワーク時代に向け、多様な流通形態・利用形態に対応した、コンテンツの安全かつ適切な取引・制御が可能となる技術基盤の整備を実施することにより、多様なコンテンツの流通・利活用の促進等を実現することを目的としているものです。また、本事業の実施期間は平成 17 年度から 19 年度であり、総事業費（予算額）は 18.5 億円となっています。

今回、貴省の平成 20 年度事後事業評価書をみると、「政策効果の把握の手法」について、「本事業は、パーソナルネットワーク上における多様なコンテンツの安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤の整備に資する技術の開発・実証を目的とするものであることから、政策効果については、実証実験に係る報告書等により実施状況を検証することによりその有効性等を把握する。」とされています。しかしながら、同評価書において、評価に使用した資料として挙げられている「情報通信ソフト懇談会」最終報告書（平成 15 年 12 月）は、情報通信ソフトの振興のための諸課題と基本的方向性を提示する内容であり、本事業の政策効果を把握するための実証実験に係る報告書等の資料は、評価に使用されていません。

このように、本事業における実証実験の実施状況やその結果等、政策効果の把握、分析の根拠となる具体的な情報は、平成 20 年度事後事業評価書には示されていないにもかかわらず、同評価書では、「本事業では、コンテンツの安全かつ適切な取引・制御が可能な流通基盤の整備に必要な技術について、マルチキャスト配信、オンデマンド・ストリーミング配信、ダウンロード配信等様々な流通形態及び利用形態において、十分な実証が行われた。これにより、本事業の目的である家庭内等のネットワーク上における多様で安全かつ適切なコンテンツ利用に対応した技術が確立され、運用に関わるルール共有化が図られた。」、「当該基盤を活用した民間事業者による実ビジネスへの参入や国際標準化に向けた展開に向け、次世代ブロードバンドネットワークにおける標準化活動等への動きを活発化させる等の成果もあげている。」、「所期の目標が達成されており、（中略）一定の有効性が認められる。」などと評価されています。

【事実関係の照会】

（問）

貴省の平成 20 年度事後事業評価書においては、本事業における実証実験の実施状況やその結果等、本事業の政策効果の把握、分析の根拠となる具体的な情

報が明らかにされておらず、効果把握の妥当性、さらに「所期の目標が達成されており、(中略)一定の有効性が認められる。」との評価結果に疑問が生じます。

実証実験に係る報告書等の資料を用いて政策効果の把握、分析を行い、その結果を踏まえて評価結果を導くべきではないでしょうか。

総務省から総務省（行政評価局）への回答

(回答)

平成20年度事後事業評価書においては本件開発・実証の結果を基に政策効果について記載しているところであり、その趣旨は変わるものではないが、指摘を踏まえ、実証実験の実施状況やその結果等に関するより具体的な情報を同評価書に追記することとし、別紙のとおり修正することとしたい（主な修正箇所を斜体・下線で表示）。

結果及び総務省の対応方針

実証実験の実施状況やその結果等に関するより具体的な情報を評価書に追記する旨の認識が示されたため、修正された評価書が提出された際に内容を確認する。

平成 20 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：情報通信政策局 情報通信作品振興課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証

2 達成目標

ユビキタスネットワーク時代に向け、多様な流通形態・利用形態に対応した、コンテンツの安全かつ適切な取引・制御が可能となる技術基盤の整備を実施することにより、多様なコンテンツの流通・利活用の促進等を実現する。

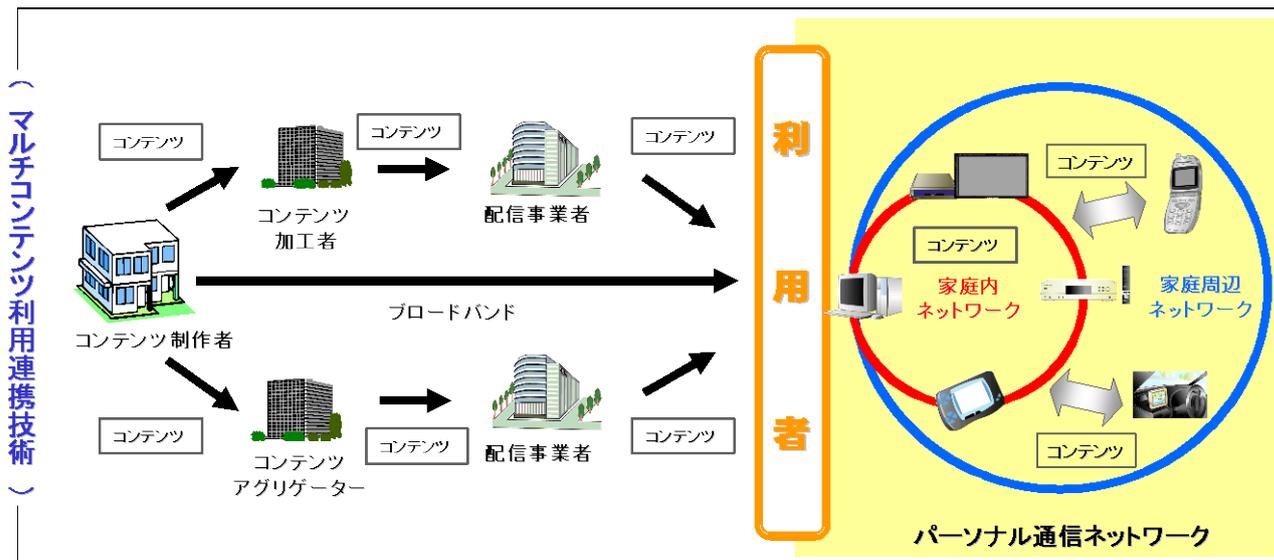
3 事業等の概要等

(1) 事業等の概要

- ・実施期間 平成 17 年度～平成 19 年度
- ・実施主体 総務省
- ・概要 ユビキタスネットワーク時代に対応した多様なコンテンツの流通の促進に向け、家庭内及び家庭周辺のパーソナルネットワーク上でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性を確保しつつ、あらゆる利用過程においてコンテンツに係る権利の適切な保護の実現等を図るため、コンテンツ管理、配信管理・認証及び機器管理・認証等の技術の開発・検証を行う。

例えば、放送番組その他コンテンツを、マルチキャスト配信、オンデマンド・ストリーミング配信、ダウンロード配信等の様々な形態により配信する場合に必要な技術要件や運用に関わるルール等について検証を行う。

・概要図



・総事業費

(単位：億円)

事業年度	17年度	18年度	19年度	総事業費
予算額	7.0	6.3	5.2	18.5

(2) 事業等の必要性及び背景

我が国は、これまでe-Japan戦略に基づき様々な取組を推進してきたこと等により、ブロードバンドインフラの整備が進展し、ブロードバンドネットワークの利用が拡大するなど、世界最先端のIT国家へと変貌を遂げてきた。また、我が国のコンテンツ市場において、ネットワーク流通市場は急成長を遂げており、今後持続的な市場拡大を果たしていく上でも、ブロードバンドネットワークを活用したコンテンツ流通の拡充が期待されている。

一方、コンテンツの流通促進については、政府として、「今後10年間でコンテンツ市場を約5兆円拡大させることを目指す」との目標を立てており、国家戦略の柱として位置づけられ、様々な目標等を実現するための迅速な環境整備が求められている。

政府の「知的財産推進計画」においても、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証が挙げられており、コンテンツの流通促進の実現に資するサービスモデルを念頭に置きながら取組を進めていくことが求められている。

また、「IT新改革戦略」に基づく「重点計画2006」同「2007」においても、我が国からの情報発信力の強化に向けた具体的な施策として「放送番組コンテンツの活用の促進」が掲げられており、新たなコンテンツ流通モデルの推進に向け、暗号化、課金、伝送、端末等に係る技術的要素等の検討・検証を行うことが求められているところである。これらの方針を踏まえ、本調査研究は、様々なメディアで視聴可能な、いわゆる

る「マルチコンテンツ」の流通の促進に向け、コンテンツ利用の高い自由度・利便性を確保しつつ、あらゆる利用過程においてコンテンツに係る権利の適切な保護の実現等を図ることを通じ、IT 戦略・知的財産戦略の早期実現に資するものであり、極めて重要である。

(3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

- 上位政策 : 政策 1 1 情報通信技術高度利活用の推進
 - 「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部)
 - 「重点計画 2006」(平成 18 年 7 月 26 日 IT 戦略本部)
「放送番組コンテンツの活用の促進」として、新たなコンテンツ流通モデルの推進に向け、所要の技術的要素等の検討・検証を行うことが求められている。
 - 「重点計画 2007」(平成 19 年 7 月 26 日 IT 戦略本部)
「新たなコンテンツ流通モデルの推進」
消費者の利便性の向上と権利の適切な保護のバランスを図る観点から、IP マルチキャスト放送の著作権処理のあり方や、放送番組などのコンテンツの保護に係るルールとその担保手法のあり方等、デジタル化時代に相応しい新たなルールの形成を、消費者、権利者、放送事業者、メーカー等幅広い関係者の協力を得て進めるとともに、IPTV やモバイル等、消費者が放送番組などのコンテンツを視聴するメディアに係る選択肢を拡大し、放送番組などのコンテンツに関わる市場の一層の発展を図るため、端末、DRM 等、メディアに応じた新たなプラットフォームの開発、普及を進める。
 - 「知的財産推進計画 2006」(平成 18 年 6 月 8 日 知的財産戦略本部)
 - 「知的財産推進計画 2007」(平成 19 年 5 月 31 日 知的財産戦略本部)
- 第 4 章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり
- I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する
4. コンテンツに関する研究開発を推進する
- (1)世界をリードするコンテンツ関連技術の開発、普及を進める
- ①技術の開発を促進する
- 2007年度も引き続き、以下のコンテンツ関連技術の開発を進める。
- b)権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証
- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日 閣議決定)
「今後 10 年間でコンテンツ市場を約 5 兆円拡大させることを目指す。」

4 政策効果の把握の手法

本調査研究は、パーソナルネットワーク上における多様なコンテンツの安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤の整備に資する技術の開発・実証を目的とするものであることから、政策効果については、実証実験に係る報告書等により実施状況を検証することによりその有効性等を把握する。

5 目標の達成状況

本調査研究においては、多様なコンテンツの安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤の整備に資する技術としてIPTVの映像配信に着目することとし、国内外において検討が進められている規格等も参照しつつ、①IPTVサービスを実現するための技術的な仕様、機能等の評価、②映像配信サービスの品質に関する評価を行うために必要な検証項目及びその手順を示した検証シナリオの確立に向けて開発・実証を行った。

なお、IPTVの映像配信の環境として、(1)CDN(Content Delivery Network。大容量のデジタルコンテンツを高速かつ安定的に配信するために最適化されたネットワーク)を利用した地上デジタル放送IP再送信サービス、(2)CDNを利用したその他の映像配信サービス、(3)通常のインターネット環境(オープン・インターネット)における映像配信サービス、及び(4)コンテンツホルダー-配信プラットフォーム連携(ユーザーがディスプレイ上で利用しやすい形のコンテンツの陳列、配列等を実現するための、コンテンツホルダー及び配信プラットフォーム提供事業者の連携(CP連携サービス)。IPTVのダウンロードサービスだけでなく、それ以外にも拡張可能性があるとされる。)サービスを想定し、以下のとおりの結果が得られたところである。

(1) CDNを利用した地上デジタル放送IP再送信サービス

IPマルチキャストを利用した地上デジタル放送の再送信サービスにおいて、「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」の技術要件にない、IP再送信サービスを分類することにより検証項目を作成した。

また、地域限定性、著作権保護、サービス・運用面の同一性、技術面の同一性の確認に必要な検証シナリオを作成した。

実地検証の結果、検証用コンテンツについては、地上デジタルテレビジョン放送をそのまま利用する場合を比較してその有効性が確認できた。

なお、今回の検証は検証項目や検証シナリオの作成が主な目的であったが、2011年の地上デジタル放送の完全移行に向けて条件不利地域における補完として期待されるIPTVサービスによる地上デジタル放送のIP再送信の実用化に貢献するためには、実際に検証シナリオの検証結果が基準値を満たすことを確認するための検証環境や、視聴機能を比較するための端末の準備など、今後、実用化に向けたサービスレベルで必要となる詳細な検証を行う必要があるものと考えられる。

(2) CDNを利用したその他の映像配信サービス

① IP自主放送・VODサービス

CDNを利用した映像配信サービスのIP自主放送・VODサービスを実現する仕様を検討し、IP自主放送・VODサービスの品質を確保するための検証項目を作成した。

また、IP自主放送・VODサービス視聴端末に求められる技術要件、並びに初期設定・認証、ポータル、IP自主放送及びVODの分類ごとに、視聴端末の機能の確認のため必要となる検証用コンテンツや検証環境を検討し、検証シナリオを作成した。

実地検証の結果、検証シナリオの有効性を確認するためにIP自主放送及びVOD用の検証用コンテンツとして送出部で必要となるコンテンツの本数が判明した。

なお、実用化に向けたサービスレベルでの検証環境の構築や運用方法について、今後の検討が期待される。

② ダウンロードサービス

CDNを利用した映像配信サービスのダウンロードサービスの仕様を検討し、その品質を確保するための検証項目を作成した。

また、逐次取得型単体ダウンロード、逐次取得型一括ダウンロード、定期取得型単体ダウンロード、定期取得型一括ダウンロードの4種類のダウンロード機を想定し、より少ないダウンロード回数の実現可能性等の観点から、検証シナリオを作成した。

実地検証の結果、検証シナリオの効率性については、検証時間の観点から、コンテンツ・ダウンロードと検証項目確認を並列化した検証シナリオが効率的であることが判明し、また、検証環境ネットワークについては、多機能同時実行・遷移の局面において、エラー検出・訂正処理のため冗長なデータを付加する技術で復元可能な範囲であること及びパケットロスが発生しない安定したネットワークであることという条件が必要であることが判明した。

なお、実用化に向けたサービスレベルでの更なる効率化のため、ダウンロード制御情報の更新情報の更新日時設定をスクリプト等により自動設定する方式などの検証環境の構築や運用方法について、今後の検討が期待される。

(3) オープン・インターネットにおける映像配信サービス

① VODサービス

オープン・インターネットにおける映像配信サービスのVODサービスにおいては、現在普及している商用系のIPTVサービスなどを参考にしながら、視聴端末の機能及び視聴端末におけるサービス品質の評価を行う検証項目を作成した。また、視聴端末の検証中に不具合が発生した場合の切り分けを容易にし、また、検証作業の手戻りを少なくする等の観点から検証シナリオを作成し、実地検証においてその有効性が確認された。

なお、視聴端末のメーカーが独自に行う事前検証の効率化や、検証環境を利用するための視聴端末の環境設定作業の効率化、VODサービスやダウンロードサービスと

いったサービスごとの検証用コンテンツや検証環境の準備作業の共通化による検証作業の効率化など、実用化に向けたサービスレベルでの検証環境の構築や運用方法について、今後の検討が期待される。

② ダウンロードサービス

オープン・インターネットにおける映像配信サービスにおいて、現在普及している商用系のIPTVサービスなどを参考にしながら、視聴端末の機能や視聴端末におけるサービス品質の評価を行う検証項目を作成した。

また、視聴端末の検証中の不具合発生に伴う不具合箇所の分析や再検証の容易化の観点から検証シナリオを作成した。

実地検証の結果、相異なる環境下における検証シナリオの有効性及び効率性について確認することができた。

なお、様々なネットワーク回線による検証や他サービスと連携した検証が実施できる検証環境や、利用者の物理的、時間的制約を取り払うことのできる検証環境、検証環境の機能の充実化や利便性向上など、実用化に向けたサービスレベルでの検証環境の構築や運用方法について、今後の検討が期待される。

(4) コンテンツホルダー—配信プラットフォーム連携サービス

① CP連携サービス

IPTVダウンロードサービスの発展を円滑に実現するためには、提供されるコンテンツの質及び量が充実することと、ユーザーが利用しやすい形で陳列等がなされることが必要である。

本調査研究では、IPTVサービスの本格的な始動とともに議論や検討の活発化が予想されるCP連携サービスについて、そのような議論や検討のスタートポイントとして活用できることを視野に入れて、具体的なサービスモデルとCP連携インターフェースとを立案した。また、それらに対する検証項目を作成するとともに、サービスの運用や動作環境の構築等の観点から、検証項目を網羅的にかつ効率よく実施できる検証シナリオを作成した。

立案から実地検証に至る過程において、以下のような発展的な課題が抽出された。

・ 層構造（高レベルメタデータと低レベルメタデータの分離）の課題

メタデータについて層構造を持つことによって、視聴端末の開発負荷を軽減しつつサービスの拡張が可能となるが、一方で、CP連携サービスのあり様次第で、IPTVサービスの整合性・即時性・多様性等に有意な差異が発生することが予想される。

・ コンテンツ参照IDの運用に関する課題

コンテンツ参照IDの運用を詳細化することによって、コンテンツ流通の追跡の手間の軽減や、私的録画に対するメタデータ付与サービスの実施などが期待される。

・ 応用的販売方法とメタデータに関する課題

販売方式の発展に向けて、後方互換性をもったメタデータ仕様拡張方式の策定又

は採用が有効と思われる。

・ コンテンツ流通レイヤーの明確化に関する課題

CP連携サービスの検討はIPTVサービスのコンテンツ流通のあり様の検討につながるものと思われる。今後の検討を進めるに当たっては、コンテンツ流通レイヤーの明確化と、その社会的合意の形成への取組が有効と思われる。

6 目標の達成状況の分析

(1) 有効性の観点からの評価

本調査研究の実施によって、多彩なコンテンツの流通・利活用形態の実現の促進や当該基盤を活用した民間事業者による実ビジネスへの参入に向けた、安全かつ適切なコンテンツ取引・制御可能な技術の実地検証が行われ、「5 目標の達成状況」に記載のとおり、一定の有効性が確認できたものとする。

(2) 効率性の観点からの評価

多様なコンテンツの流通のためには、コンテンツの保護と利便性の双方に配慮した汎用的なコンテンツ利用連携技術の開発・実証が必要となるが、これは公共的なインフラの役割を果たす基盤的な技術であり、コンテンツの権利者、コンテンツホルダー、通信事業者、端末・家電機器メーカー等多数の関係者の参画を確保しながら合意形成を行うことが不可欠となる。

本調査研究においては、国がリーダーシップを発揮して検討・合意形成の場を提供し、実証実験の場を提供するとともに、コンテンツホルダー、通信事業者、受信機製造者といった他業種を横断した民間企業と連携協力して実施しており、これにより国内外でIPTVに関する規格が乱立している昨今において、利用者の利便性や機器コストの低減に繋がる仕様の標準化に向けた新たな試金石となりえる基盤が整備された。今後のIPTVサービス市場の活性化や国際競争力の向上に向けて、効果的・効率的な執行が行われたと考える。

(3) 今後の課題及び取組の方向性

本調査研究は、平成19年度で終了しているが、本調査研究の目標であった、ユビキタスネットワーク時代に対応した安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤の整備については、「5 目標の達成状況」に記載のとおり新たな課題も明らかになっており、引き続きの推進が必要である。また、我が国は、「今後10年間で5兆円のコンテンツ市場の拡大」を政府の目標としており、コンテンツ市場の拡大に向け、新たなプラットフォームの開発は急務である。

以上のような観点から、コンテンツの流通促進の実現に資するサービスモデルの実現に向けて、所要の技術的要素等の検討・検証等について引き続き取組を進めていくことが必要である。

7 政策評価の結果

本調査研究における実証実験においては、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けた技術について、多様なネットワーク・メディア環境におけるコンテンツの流通の円滑化、ユーザーインターフェースの効率化の観点から検証が行われ、円滑なコンテンツ利用に資する技術が確立され、所期の目標が達成されており、また、その後の次世代ブロードバンドネットワークにおける標準化活動等への動きを活発化させる等の成果をあげており、一定の有効性が認められる。

8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

○本施策は「情報通信ソフト懇談会」（平成 15 年 3 月～平成 15 年 12 月）のデジタルコンテンツワーキンググループ最終報告書における提言等も活用して検討されたものであり、政策効果の評価に当たっても活用した。

・「第 7 条 流通構造を改革すること」について

「デジタルコンテンツの流通を促進するため、利用者にとって、ストレスのないインフラ環境を整備する必要がある。このため、ブロードバンド・インターネット、無線 LAN、デジタル放送などあらゆるデジタル通信インフラを動員し、・・・ユーザーフレンドリー・・・が確保された世界一のコンテンツ流通環境を整えるべきである。」

・「第 10 条 コンテンツから見た技術政策を展開すること」について

- ① 「ユビキタスなどの新しい技術や新しい表現形式やジャンルを生んでいく。デジタル時代のコンテンツの発展にふさわしい技術政策を展開する必要がある。」
- ② 「コンテンツ関連技術の開発・普及政策は、コンテンツの制作者と利用者の恩恵を第一義に考えるべきであり、生産力向上、利用促進を図ることが肝要である。」「制作者や利用者から見ると、やすく使いやすいことが大切」
- ③ 「技術とコンテンツの相乗効果を促し、新しい技術を新しいコンテンツに結びつけていくビジネス環境を用意すべきである。」

9 評価に使用した資料等

- ・ 「情報通信ソフト懇談会」 デジタルコンテンツワーキンググループ新しいコンテンツ政策を考える研究会最終報告書（平成 15 年 12 月）
http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031225_8.html
- ・ 「ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証（調査研究）の請負 調査研究報告書」（平成 20 年 3 月）

事例 2-29 「科学衛星を開発・運用し、宇宙天文学や宇宙探査の分野で学術的に意義の大きな成果を挙げ、宇宙科学の分野での世界的な研究拠点となる」

総務省から文部科学省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

本政策の評価では、太陽観測衛星「ひので」や月周回衛星「かぐや」等の科学衛星の開発、運用の進捗状況により「評価の判断基準」を設定しており、評価結果は、「当初計画どおりに衛星を開発し、打上げに成功した。打上げ後の運用も計画通りに進捗している」ことから、「A（想定どおり達成・概ね順調に進捗）」としています。

一方、本政策に係る衛星を含む日本の衛星について、初期フェーズ及び1年半程度経過時に、システム全損には至らないが機能・性能に制約を生じる不具合が散発していることから、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）では、平成20年3月に「衛星軌道上不具合分析・検討チーム」を発足し、同年7月には、11衛星を対象とした調査結果を公表しています。

同調査結果によると、本政策に係る衛星についても、機能・性能に制約を受ける不具合が平成19年度中に発生しており、そのうち、太陽観測衛星「ひので」に関する不具合については、下表のとおり、「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のあるもの」と分類されています。

(表)

衛星名	打上げ日	件名 (打上げからの経過日数)	不具合の程度 についての分類
太陽観測衛星「ひので」	平成18年 9月23日	X帯変調器不具合 (1年3か月)	「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のあるもの」

(JAXAの資料より)

しかし、評価書においては、当該不具合について特段の言及がないまま「打上げ後の運用も計画通りに進捗している」としています。このため、政策の実施状況について適切に分析を行い、その結果に基づいた評価を行っているのか、評価の妥当性に疑問が持たれます。

なお、前述の調査結果において、「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のあるもの」と分類されている不具合が、太陽観測衛星「ひので」のX帯変調器不具合のほかに2件ありますが、これら不具合については、いずれも、貴省の過年度の評価書において言及されています。

【事実関係の照会】

(問)

本政策の達成目標の達成度合いについては、指標の伸びではなく、行動計画における目標の最終的な達成度合いに基づいた判断基準を設定して評価を行うべきと考えますが、貴省の見解をお示してください。

文部科学省から総務省への回答

(回答)

本政策に係る実績評価は、その目的に沿うよう、科学衛星の開発、運用の進捗状況を把握することにより、目標の達成度を評価している。目標の達成度の評価は、具体的には宇宙開発委員会推進部会が行ったプロジェクトの事前評価において設定された「成功基準」に照らして行われている。その際、衛星で発生した事象のうち、評価時点で「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のあるもの」については、これまでも実績評価書において記載してきたところである。

一方、研究開発はその過程で様々な事象を発生しうるものであることから、衛星に関して評価前のある時点で発生し、かつ評価時点までに解決された事象については、目標の達成度に影響を与えないため、実績評価書に記載する必要はないと考えており、これまでも記載されていない。

今回指摘のあった太陽観測衛星「ひので」に係る不具合については、実績評価を行った時点（平成20年8月）においては、対応策についての調整が整っていたことから「ミッション達成の制約に至らない」と判断されていたため、従来どおり実績評価書に特段の記述はせず、全体として「当初計画どおりに衛星を開発し、打上げに成功した。打上げ後の運用も計画通りに進捗している」と評価したものである。

したがって、実績評価の結果は妥当なものであり、これらの不具合について実績評価書に特段の言及は必要なかったものとする。

本政策の評価時点で「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のある」衛星の不具合に関する情報については、今後も評価書に明記し、評価書の充実を図ってまいりたい。

結果及び総務省の対応方針

指摘の不具合については、実績評価を行った時点においては、必要な調整が整ったことから「ミッション達成の制約に至らない」と判断されたこと、そのため評価書には特段の記述はしなかったとの事実関係が明らかになった。

評価時点で「ミッション達成に制約を生じる、又は、可能性のある」衛星の不具合に関する情報については、今後も評価書に明記し、評価書の充実を図っていく旨の認識が示されたため、今後、評価書が提出された際に確認する。

事例 2-30 「政策 水産物の安定供給の確保 目標① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」

総務省から農林水産省への照会

【事実関係照会の背景及び趣旨】

貴省基本計画では、実績評価方式による評価において、目標の達成度合いに応じてランク分けを行うこととしており、達成度合いが 90%以上の場合には A（おおむね有効）、50%以上 90%未満の場合には B（有効性の向上が必要である）、50%未満の場合には C（有効性に問題がある）としています。

本目標に係る指標の一つである「(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保」について、平成 18 年度の実績値 1,754 千トン（千トン）を基準値とし、この基準値から 7 千トン増加させるとして、平成 19 年度の目標値を 1,761 千トンとしています。そして、平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間の生産量（実績値）の平均は 1,790 千トンであり、18 年度基準値から 36 千トン増加していることから、達成状況は 514%（36 千トン／7 千トン）となり、達成ランクを「A」としています。

この平成 19 年度目標値の設定において、18 年度基準値から 7 千トン増加させることについて、なぜ 7 千トンなのか、その具体的な根拠は評価書上明らかにされていません。

また、評価書において、指標「(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保」については、水産基本計画（平成 19 年 3 月 20 日閣議決定）における平成 29 年度の食用魚介類の持続的生産目標 495 万トンの内数である 1,929 千トン（千トン）を達成するため、毎年一定割合で生産量を増大させるものとし、23 年度目標値を 1,798 千トン（千トン）としていますが、18 年度から 23 年度までの増加量で 29 年度の生産量を算定すると 1,851 千トン（千トン）となり、29 年度目標値 1,929 千トン（千トン）を達成できないこととなります。

しかし、評価書には、平成 23 年度目標値 1,798 千トン（千トン）の達成に向けた各年度の目標値は記載されているものの、具体的な設定の考え方は特に記載されていません。また、平成 24 年度から 28 年度までの各年度の目標値及びその考え方が記載されておらず、29 年度目標値 1,929 千トン（千トン）の達成に至る 24 年度以降の具体的過程は、評価書上明らかなものとはなっていません。

【事実関係の照会】

（問 1）

平成 19 年度から 23 年度までの目標値の設定の考え方を具体的に御教示ください。また、平成 29 年度目標値 1,929 千トン（千トン）の達成に向けた 24 年度から 28 年度までの各年度の目標値及びその設定の考え方を御教示ください。

(問2)

指標「(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保」について、平成19年度から23年度までの目標値の具体的な設定の考え方や、24年度から28年度までの各年度の目標値及びその設定の考え方など、水産基本計画における食用魚介類の持続的生産目標の目標年度に当たる、29年度の本指標の最終的な目標値1,929千トンの達成に向けての具体的過程が分かるような情報を、国民に対する説明責任の徹底を図る観点から評価書に記載すべきであると考えますが、貴省の見解をお示しください。

農林水産省から総務省への回答

(問1の回答)

本指標の最終的な目標値は、水産基本計画(平成19年3月20日閣議決定)における平成29年度の食用魚介類の持続的生産目標495万トンの内数である1,929千トンとしています。

平成29年度の目標値である1,929千トンまで生産量を引き上げるに当たって、18年度基準値から23年度の5年間は毎年9千トン増加させることとしております。

この毎年の増加量は、平成18年度から29年度を一括で見た場合には少ないとのご指摘だと思いますが、これは、主たる魚種であるホタテガイ海面漁業生産量が、16年度から18年度にかけて台風、低気圧で発生した高波により、主要な漁場において甚大な漁場被害(高波による放流後0～3年程度経過したホタテガイの死亡)が発生し、生育期間(商品サイズになるまで3～4年かかる)からみて、19年度から3～4年間は漁獲量が減少傾向になるところを、生産振興により、23年度までの間は18年度の漁業生産量を維持することとし、全体では毎年9千トン増加させることとしました。

なお、平成19年度目標値は、18年度のヒラメ、マダイ海面漁業生産量が一般的な趨勢に比べて大きく、2千トン程度生産量が上回っていたことから、毎年9千トン増加させる目標から差し引き、7千トンの増加としていたところです。

以上の数値の動きについては、本指標を設定した平成19年10月公表の当該評価書⑬-5の表にも記載しているところです。

平成24年度から28年度までを含めた29年度までの各年度の目標値は、23年度目標値1,798千トンから29年度目標値1,929千トンに向け毎年一定割合(約21.8千トン)で生産量を増大させることとしています。

【表】平成19年度政策の実績評価書（案）⑬－5（平成19年10月公表）より抜粋
 (ウ) 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保（目標値）

		(単位:千トン)					
項目		18年度 (実績値)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
合計		1,754	1,761	1,771	1,780	1,789	1,798
海面漁業	サケ・マス類	231	233	234	236	238	239
	ヒラメ	7	6	6	6	6	6
	マダイ	16	15	15	15	15	15
	クルマエビ	1	1	1	1	1	1
	ガザミ類	3	3	3	4	4	4
	ホタテガイ	272	272	272	272	272	272
	アワビ類	2	2	2	3	3	3
養殖	海面養殖	1,181	1,188	1,194	1,201	1,208	1,215
	内水面養殖	41	42	42	43	44	44

(問2の回答)

問1の回答に即し、評価書に目標設定の考え方を記載して参りたい。

結果及び総務省の対応方針

平成29年度の本指標の最終的な目標値1,929千トンの達成に向けて、18年度から23年度までの毎年の増加量9千トンの設定の考え方、及び24年度から29年度までの各年度の目標値の考え方などが示されるとともに、評価書に目標設定の考え方を記載する旨の認識が示されたことから、評価書が提出された際に確認する。